

ポーランド

産業財産法

2007年6月29日の法律により改正

目次

第 I 編 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 II 編 発明，実用新案及び意匠

第 I 部 通則

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 II 部 発明及び特許

第 1 章 発明

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条
第 29 条
第 30 条

第 2 章 特許出願

第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 39 の 1 条
第 40 条

第 3 章 特許出願の処理

第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 4 章 秘密特許

第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条

第 62 条

第 5 章 特許

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 5 の 1 章 補充的保護の権利

第 75 の 1 条

第 75 の 2 条

第 75 の 3 条

第 75 の 4 条

第 75 の 5 条

第 75 の 6 条

第 75 の 7 条

第 75 の 8 条

第 75 の 9 条

第 75 の 10 条

第 6 章 ライセンス契約

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 7 章 強制ライセンス

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条

第 8 章 特許の無効及び失効

第 89 条
第 90 条
第 91 条
第 92 条
第 92 の 1 条
第 93 条

第 9 章 生物工学的発明に係る特別規定

第 93 の 1 条
第 93 の 2 条
第 93 の 3 条
第 93 の 4 条
第 93 の 5 条
第 93 の 6 条
第 93 の 7 条

第 III 部 実用新案及び実用新案についての保護の権利

第 94 条
第 95 条
第 96 条
第 97 条
第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条

第 IV 部 意匠及び意匠の登録による権利

第 102 条
第 103 条
第 104 条
第 105 条
第 106 条
第 106 の 1 条
第 107 条
第 108 条

第 108 の 1 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 116 条

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 III 編 商標及び地理的表示

第 I 部 商標及び保護の権利

第 1 章 商標

第 120 条

第 121 条

第 122 条

第 123 条

第 124 条

第 125 条

第 126 条

第 127 条

第 128 条

第 129 条

第 130 条

第 131 条

第 132 条

第 133 条

第 134 条

第 135 条

第 2 章 団体商標及び団体保証商標

第 136 条

第 137 条

第 3 章 商標出願

第 138 条

第 139 条
第 140 条
第 141 条
第 142 条

第 4 章 商標出願の処理

第 143 条
第 144 条
第 144 の 1 条
第 145 条
第 146 条
第 147 条
第 148 条
第 149 条
第 150 条
第 151 条
第 152 条

第 4 の 1 章 国際商標の保護の扱い

第 152 の 1 条
第 152 の 2 条
第 152 の 3 条
第 152 の 4 条
第 152 の 5 条
第 152 の 6 条
第 152 の 7 条
第 152 の 8 条
第 152 の 9 条
第 152 の 10 条
第 152 の 11 条
第 152 の 12 条
第 152 の 13 条
第 152 の 14 条
第 152 の 15 条
第 152 の 16 条

第 5 章 商標についての保護の権利

第 153 条
第 154 条
第 155 条
第 156 条

第 157 条
第 158 条
第 159 条
第 160 条
第 161 条
第 162 条
第 163 条

第 6 章 商標についての保護の権利の無効及び失効

第 164 条
第 165 条
第 166 条
第 167 条
第 168 条
第 169 条
第 170 条
第 171 条
第 172 条
第 173 条

第 II 部 地理的表示

第 1 章 予備規定

第 174 条
第 175 条

第 2 章 地理的表示に関する出願及びその処理

第 176 条
第 177 条
第 178 条
第 179 条
第 179 の 1 条 (削除)
第 180 条
第 181 条
第 182 条
第 183 条

第 3 章 地理的表示の登録による権利

第 184 条
第 185 条
第 186 条

第 187 条
第 188 条
第 189 条
第 190 条

第 4 章 地理的表示の登録による権利の無効及び失効

第 191 条
第 192 条
第 193 条
第 194 条
第 195 条

第 IV 編 集積回路の回路配置

第 I 部 予備規定

第 196 条
第 197 条
第 198 条
第 199 条
第 200 条
第 201 条

第 II 部 回路配置の出願及びその処理

第 202 条
第 203 条
第 204 条
第 205 条
第 206 条
第 207 条
第 208 条
第 209 条
第 210 条

第 III 部 回路配置登録による権利

第 211 条
第 212 条
第 213 条
第 214 条
第 215 条
第 216 条
第 217 条

第 218 条

第 219 条

第 220 条

第 221 条

第 V 編 手数料，登録簿，書類及び庁の通信

第 I 部 手数料

第 222 条

第 223 条

第 224 条

第 225 条

第 226 条

第 227 条

第 227 の 1 条

第 II 部 登録簿及び書類

第 228 条

第 229 条

第 230 条

第 231 条

第 III 部 庁の公表

第 232 条

第 233 条

第 233 の 1 条

第 234 条

第 VI 編 出願及び登録の手續における当事者，代理人，期限，審判請求措置及び情報

第 235 条

第 236 条

第 237 条

第 238 条

第 239 条

第 240 条

第 241 条

第 241 の 1 条

第 242 条

第 243 条

第 244 条

第 244 の 1 条

第 245 条
第 246 条
第 247 条
第 248 条
第 249 条
第 250 条
第 251 条
第 252 条
第 253 条
第 254 条

第 VII 編 紛争処理手続

第 255 条
第 255 の 1 条
第 255 の 2 条
第 255 の 3 条
第 255 の 4 条
第 255 の 5 条
第 255 の 6 条
第 255 の 7 条
第 255 の 8 条
第 255 の 9 条
第 255 の 10 条
第 255 の 11 条
第 255 の 12 条
第 256 条
第 257 条
第 258 条

第 VIII 編 特許庁

第 I 部 特許庁の責任及び組織

第 259 条
第 260 条
第 261 条
第 262 条
第 263 条
第 264 条
第 265 条
第 265 の 1 条

第 II 部 専門官，専門官補及び専門官候補

第 266 条

第 267 条

第 268 条

第 269 条

第 270 条

第 271 条

第 272 条

第 272 の 1 条

第 III 部 懲戒を受ける義務；専門官との雇用契約の停止及び終了

第 273 条

第 274 条

第 IV 部 委員会による紛争処理事件の審理

第 279 条

第 280 条

第 281 条

第 282 条 (削除)

第 IX 編 民法手続による請求の実行

第 I 部 通則

第 283 条

第 284 条

第 285 条

第 286 条

第 286 の 1 条

第 II 部 発明，実用新案，意匠及び集積回路の回路配置に関する請求

第 287 条

第 288 条

第 289 条

第 290 条

第 291 条

第 291 の 1 条

第 292 条

第 293 条

第 294 条

第 295 条

第 III 部 商標及び地理的表示に関する請求

第 296 条

第 297 条

第 298 条

第 299 条 (削除)

第 300 条 (削除)

第 301 条

第 302 条

第 X 編 刑罰規定

第 303 条

第 304 条

第 305 条

第 306 条

第 307 条

第 308 条

第 309 条

第 310 条

第 XI 編 実効規定についての変更並びに経過規定及び最終規定

第 I 部 実効規定の変更

第 311 条

第 312 条

第 313 条

第 314 条

第 II 部 経過規定及び最終規定

第 315 条

第 316 条

第 317 条

第 318 条

第 319 条

第 320 条

第 321 条

第 322 条 (削除)

第 323 条

第 324 条

第 325 条

第 326 条

第 327 条

2004年1月23日の法律に基づく経過規定

第2条

第3条

第4条

第5条

法律「産業財産法」を改正する2007年6月29日の法律に基づく経過規定

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第 I 編 総則

第 1 条

(1) 本法は、次の事項を規制する。

(i) 発明，実用新案，工業意匠(以下「意匠」という)，商標，地理的表示及び集積回路の回路配置の分野における諸関係

(ii) 事業体が合理化提案を承認し，また，その創作者に対する対価を支払う上で基礎とする諸原則

(iii) ポーランド共和国の特許庁(以下「特許庁」という)の責任及び組織

(2) 本法の規定は，(1) (i)にいう対象に関し，他の法令に定められている保護を害するものではない。

第 2 条

不正競争の防止については，別の法律によって規定する。

第 3 条

(1) 本法において行う言及の意味は，次の通りとする。

(i) 者(人)とは，自然人又は法人をいう。

(ii) 外国人とは，ポーランド国民でなく，かつ，ポーランド共和国領域内に居所若しくは本拠地又は現実かつ真正の営業所を有していない者をいう。

(iii) 事業体とは，製造，建設，取引又はサービス提供の活動(以下「事業活動」という)を営利目的で運営している者をいう。

(iv) 国際協定とは，ポーランド共和国が当事国となっている全ての国際協定をいう。

(v) パリ条約とは，工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約についてのストックホルム改正条約(JL 1975 No 9, text 51)をいう。

(vi) 創造的思想とは，発明，実用新案，意匠，集積回路の回路配置及び合理化思想をいう。

(vii) 国際事務局とは，1967 年 7 月 14 日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約に基づいて設けられた知的所有権国際事務局(JL 1975 No 9, text 49)をいう。

(viii) 国際商標とは，協定又は議定書に定められた手続に基づいて登録された商標をいう。

(ix) 協定とは，国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日の標章のマドリッド協定(JL 1993, No 116, texts 514 and 515)をいう。

(x) 議定書とは，標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書(JL 2003, No 13, texts 129 and 130)をいう。

(xi) 欧州特許条約とは，1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで採択され，条約第 63 条を改正する 1991 年 12 月 17 日の法律並びに欧州特許機構管理理事会の 1978 年 12 月 21 日，1994 年 12 月 13 日，1995 年 10 月 20 日，1996 年 12 月 5 日及び 1998 年 12 月 10 日の決定により改正された欧州特許の付与に関する条約であって，これにその必須の部分構成する議定書を伴うもの(JL 2004, No 79, texts 737 and 738)をいう。

(2) 本法の規定の内，経済事業体に関する部分は，事業活動以外の活動を行っている者及び法人格を有していない組織単位にも準用する。

第4条

(1) 国際協定又はすべての加盟国において拘束力があり直接適用される欧州連合の法律の規定が発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示又は集積回路の回路配置についての保護の付与に関して特別の手続を定めている場合は、本法の規定は、同協定若しくは同規定によって定められていないか又は国内当局の責務に属している対象に関して適用する。

(2) 国際協定又は(1)にいう規定は、保護の付与についての手続の言語並びに特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示及び集積回路の回路配置の出願書類が作成されるべき言語を特に表示する。

第5条

(1) 外国人は、国際協定を基礎として、本法に基づく権利を享受する。

(2) 国際協定の規定に違反しない限り、外国人は、相互主義の原則に基づいて、本法に基づく権利を享受することができる。特許庁長官は、特許庁に対する手続のために、かつ、担当大臣と協議の後、相互主義の条件が満たされているか否かを確認しなければならない。

第6条

(1) 次のものは、本法に規定した条件に基づいて付与される。すなわち、発明についての特許及び補充的保護の権利、実用新案及び商標についての保護の権利、並びに意匠、集積回路の回路配置及び地理的表示についての登録による権利。

(2) 特許庁は、(1)にいう事項に対して責任を負うものとする。

第7条

(1) 経済事業体は、合理化活動に関する規則に定めた条件に基づいて合理化思想を容認する旨を規定することができる。

(2) 経済事業体は、利用することのできる技術的解決方法であって、特許可能な発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路配置ではないものを、本法の意味における合理化思想として認めることができる。

(3) (1)にいう規則において、経済事業体は、少なくとも、当該事業体が合理化思想として認めることができる解決方法の種類及びその創作者、報告された思想の処理方法、並びに当該思想の創作者に与える対価に関する規則を定めなければならない。

第8条

(1) 発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路配置の創作者は、本法に規定した条件に基づき、次の権利を有する。

(i) 特許、保護の権利又は登録による権利を取得すること

(ii) 対価を受けること

(iii) 明細書、登録簿並びにその他の書類及び公告に、創作者として記載されること

(2) 経済事業体が実施の目的で容認した合理化思想の創作者は、報告日に有効な第7条(1)にいう規則に定められている対価を受ける権利を有する。ただし、その後公布された規則が、当該創作者にとって有利性を増していると思われるときは、この限りでない。(1)(iii)の規定を準用する。

(3) (1)及び(2)の規定は、共同創作者に準用する。

第9条

工業所有権事項における活動の奨励を事業の一部としている種々の社会的組織体の代表者は、定款に従って、創造的思想の創作者に援助を与え、かつ、司法機関に対する手続において、及び第236条に従うことを条件として特許庁に対する手続において、その利益のために行動することができる。

第 II 編 発明，実用新案及び意匠

第 I 部 通則

第 10 条

(1) 特許庁は，規定の範囲において，特許又は保護の権利の付与に関する法定要件が満たされているか否かを審査した後，発明について特許を付与し又は実用新案について保護の権利を付与する旨の決定を行わなければならない。

(2) 意匠を登録する旨の決定は，その意匠が特許庁に正規に出願されているか否かを点検した後，行わなければならない。

第 11 条

(1) 発明について特許を，実用新案について保護の権利を又は意匠について登録による権利を取得する権利は，(2)，(3)及び(5)に従うことを条件として，その創作者に帰属する。

(2) 発明，実用新案又は意匠が複数の者により共同で創作された場合は，特許，保護の権利又は登録による権利を取得する権利は，それぞれ，それらの者に共同で帰属する。

(3) 発明，実用新案又は意匠が，創作者により，雇用による職務の過程で又は他の契約の履行中に創作された場合は，(1)にいう権利は，当事者間に別段の合意があるときを除き，使用者又は委託者に帰属する。

(4) 経済事業体間で締結される契約は，その契約の履行に関連して発明，実用新案又は意匠が創作された場合に，(1)にいう権利の帰属先となる事業体を指定することができる。

(5) 発明，実用新案又は意匠が経済事業体の援助を受けた創作者によって創作された場合は，当該事業体は，発明，実用新案又は意匠を，その活動分野において実施する権利を享有することができる。援助の提供に関する契約において，当事者は，(1)にいう権利の全部又は一部を当該経済事業体に帰属させる旨を規定することができる。

第 12 条

(1) 発明について特許を，実用新案について保護の権利を又は意匠について登録による権利を取得する権利は，譲渡することができ又は相続の対象とすることができる。

(2) (1)にいう権利の移転についての契約は，書面によって行わなければならないが，書面によらない場合は効力を有さない。

第 13 条

(1) 特許，保護の権利又は登録による権利を取得する優先権は，第 14 条及び第 15 条に従うことを条件として，特許出願，実用新案出願又は意匠出願が特許庁にされた日に従って決定される。

(2) 出願は，第 31 条に従うことを条件として，書面又はファックス又は電子的方法で特許庁によって受領された日にされたものとみなす。

(3) 出願書類をファックスによって送信した場合は，ファックス送信した日から 30 日以内に，原本を提出しなければならない。前記の期限は，回復することができない。

(4) ファックスによって送信された出願書類が判読不能であるか，又はその後提出された

原本と一致していない場合は、原本が(3)に従って提出された日を出願日であるものとみなす。

(5) 原本が(3)にいう期限の到来後に提出された場合は、(4)の規定を準用する。その場合は、ファックスによって送信された出願書類は、提出されなかったものとみなす。

(6) 電子様式によって提出された出願書類が有害なソフトウェアに犯されている場合は、特許庁は、当該通信を開きかつ処理する義務を負わない。この場合並びに送信された出願書類が判読不能である場合は、(1)の規定は無効とする。

(7) 出願書類の電子様式とは、公共的活動を行う事業体の業務の情報化に関する 2005 年 2 月 17 日の法律第 3 条(i) (JL No 64 text 565 and of 2006 No 12 text 65 and No 73 text 501) の意味内の電気通信ネットワークの使用により又は情報データ媒体の利用により、出願書類を送信する時に設定される様式をいう。

(8) (6)にいう場合は、出願書類の判読不能の部分は、提出されなかったものとみなす。第 31 条(3)から(5)までの規定を準用する。

(9) 特許庁は、出願人の電子メールの宛先を見付けるか又は身元及び住所を確認することが可能な場合、及び電子的に役務を提供することに関する 2002 年 7 月 18 日の法律第 2 条(iii) (JL No 144 text 1204, of 2004 No 96 text 959 and No 173 text 1808, and of 2007 No 50 text 331) の意味内の特許庁の電気情報制度の安全を脅かさず、かつ、出願人が使用する送信手段の技術条件が許す場合は、ファックスで送信された部分が全部若しくは一部判読不能である旨、又は(6)若しくは(8)にいう状況の 1 が発生した旨を、同じ送信手段を使用して直ちに出願人に通知するものとする。

第 14 条

特許、保護の権利又は登録による権利を取得する優先権は、関連する国際協定に定められている条件に基づき、指定国において特許、実用新案又は意匠の出願が最初に、かつ、正規にされた日に従って、ポーランド共和国において付与されるが、ただし、前記の日から次の期間内に特許庁に出願されることを条件とする。

(i) 特許及び実用新案の出願の場合は、12 月

(ii) 意匠出願の場合は、6 月

第 15 条

(1) 特許、保護の権利又は登録による権利を取得する優先権は、それに係わる発明、実用新案又は意匠が、ポーランド又は世界の何れかの国での、公式又は公認の博覧会において展示された日を基準として、関連する国際協定に定められている条件に基づいて決定されるが、特許、実用新案又は意匠の出願が、その後当該展示日から 6 月以内に、特許庁にされていることを条件とする。

(2) - (4) (削除)

第 16 条

最初に正規にされた出願の対象である発明、実用新案又は意匠が、先に博覧会で展示されており、また、その展示日から出願日まで、パリ条約によって定められた仮保護を享受している場合は、第 14 条に定めた特許、保護の権利又は登録による権利を取得する優先権、及び同条に定めた特許庁に対する出願期間の始期は、当該発明、実用新案又は意匠がその博覧会に

展示された日を基準として決定しなければならない。

第 17 条

(1) 第 14 条及び第 15 条にいう優先権(先の優先権)は、譲渡すること及び相続の対象とすることができる。

(2) (1)にいう優先権についての移転契約は、書面によらなければならないが、書面によらない場合は効力を有さない。

第 18 条

特許、実用新案又は意匠の出願が、同一の日付が与えられた優先権を享受する 2 以上の者によって独立してなされた場合は、特許、保護の権利又は登録による権利を取得する権利は、これらの者の各々に、別々に帰属する。

第 19 条

(1) 出願人が請求したときは、特許庁は、海外でされる優先権主張のために、特許、実用新案又は意匠の出願が特許庁にされたことを確認する書類(優先権書類)を交付しなければならない。

(2) 優先権書類は、本法に規定されていて、出願されたものとみなされるための要件を満たしている出願を基礎とする場合に限り、交付することができる。

第 20 条

発明、実用新案又は意匠の創作者であつて、特許、保護の権利又は登録による権利を取得する権原を有する者は、その権利を無償で又は合意された補償を受けて、経済事業体に移転すること、又はその発明、実用新案若しくは意匠を当該事業体の実施できるようにすることができる。

第 21 条

発明、実用新案又は意匠が第 20 条に従って実施できるようにされる場合は、特許、保護の権利又は登録による権利に関する権利の譲渡は、経済事業体の実施を受諾すること、及び、当該の発明、実用新案又は意匠が経済事業体に報告された日から 1 月以内(当事者間で別段の期限に合意している場合を除く)に受諾の事実を創作者に通知することを条件として、前記の報告日から効力を有する。

第 22 条

(1) 当事者間で別段の合意がされた場合を除き、発明、実用新案又は意匠の創作者は、経済事業体が、それを実施する権利又は第 11 条(3)及び(5)又は第 21 条に基づく特許、保護の権利若しくは登録による権利を受ける権利を享受する場合は、当該事業体による発明、実用新案又は意匠の実施に関して対価を受ける権原を有する。

(2) 当事者が対価の額について合意に達しなかった場合は、対価の額は、経済事業体が発明、実用新案又は意匠を実施したことによって得た利益に応じて適正に決定されるものとするが、決定するにあたっては、その発明、実用新案又は意匠が創作された際の事情、特に、創作者

が発明，実用新案又は意匠を創作するに際して受けた援助の程度，及び発明，実用新案又は意匠の創作に関連した，創作者の雇用業務上の職務範囲を考慮しなければならない。

(3) 契約により別段の定めがある場合を除き，対価は，発明，実用新案又は意匠の実施により最初に利益が得られた日から1年が経過した後，遅くとも2月以内に全額を支払うか，又は利益が得られた各年が終了した後，2月以内に分割して支払わなければならないものとし，後者の場合は，その期間は5年を限度とする。

第23条

第22条(2)及び(3)の規定に基づいて決定され，かつ，支払われた発明，実用新案又は意匠の創作者に対する対価は，当該事業体が得た利益が，支払済の対価を決定する際の基礎として採用された利益を著しく上回っていることが証明された場合は，増額されなければならない。

第II部 発明及び特許

第1章 発明

第24条

新規であり，進歩性を有し，かつ，産業上利用することができる発明には，技術分野に拘らず，特許が付与される。

第25条

(1) 発明は，それが技術水準の一部でないときは，新規であるものとみなす。

(2) 技術水準は，特許取得上の優先権の基準とされる日前に，書面又は口頭の説明により，実施により，展示又はそれ以外の方法による開示により，公衆の利用に供された全てのものを包含しているものとみなす。

(3) 先の優先権を有する全ての特許出願又は実用新案出願の内容であって，公衆の利用に供されていないものも，それが本法に規定した方法によって公開されたことを条件として，技術水準に含まれるものとみなす。

(4) (1)から(3)までの規定は，技術水準に含まれている物質の新規使用，又は新規用途の製品を取得するための当該物質の使用に関する発明に対して特許を付与することを妨げるものではない。

第26条

(1) 発明は，技術水準を考慮して，当該技術の熟練者にとって自明でないときは，進歩性を有しているものとみなす。

(2) 進歩性を有するか否かを決定するに当たっては，第25条(3)にいう出願は考慮に入れてはならない。

第27条

発明は，農業を含む何れかの種類の産業において，技術的な意味で，その発明の実施により，製品の製造が可能になるか又は方法の実施が可能になる場合は，産業上利用することができる

るものであるとみなす。

第28条

次のものは特に、第24条の意味での発明であるとはみなさない。

- (i) 発見，科学的理論及び数学的方法
- (ii) 美的創作物
- (iii) 精神的な活動の遂行，事業行為又は遊戯に関する計画，規則及び方法
- (iv) 創作物であるが，その利用が不可能であることを一般的に容認され，認識されている科学の原理に基づいて証明することができるもの
- (v) コンピュータのためのプログラム
- (vi) 情報の提示

第29条

(1) 次のものに対しては，特許を付与してはならない。

(i) 実施した場合に公の秩序又は道徳性に違反することになる発明。ただし，実施することが法律によって禁止されているという理由のみでは，その実施は前記の違反に該当するとはみなさない。

(ii) 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な方法。ただし，この規定は，微生物学的方法又は微生物学的方法による製品には適用しない。

(iii) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。ただし，この規定は，診断又は治療に利用される製品，及び特に物質又は組成物に対しては適用しない。

(2) (1)(ii)にいう植物又は動物の生産方法は，交配又は淘汰等の自然現象からすべて構成される場合は，本質的に生物学的方法である。

第30条

権利の所有者は，その発明についての改良又は追加について特許を取得することができる。ただし，当該改良又は追加が発明としての特徴を有しているが，別途に出願することができない場合に限る(追加特許)。追加特許は，既に付与された追加特許に関しても取得することができる。

第2章 特許出願

第31条

(1) 特許保護を求める手段である特許出願は，次のものを含んでいなければならない。

(i) 願書。これは，少なくとも出願人に関する表示，特許出願の対象についての定義及び特許又は追加特許の付与を求める旨の請願を含んでいなければならない。

(ii) 発明についての説明であって，その内容を開示するもの

(iii) 1又は2以上のクレーム

(iv) 要約

(2) (1)にいう特許出願は，発明を理解するために図面が必要な場合は，図面も含んでいなく

ればならない。

(3) 少なくとも願書及び発明の説明とみられる部分及び1又は2以上の特許クレームを含んでいる特許出願書類は、出願がされたとみなすことができる。

(4) 特許庁が特許出願において(3)にいう要素の一部が欠落していることを発見した場合は、特許庁は、出願を完成させるための期限を命令において指定しなければならない、完成されないときは、手続を停止しなければならない。欠落していた最後の書類の受領日を、実際の出願日であるものとみなす。

(5) 特許庁が特許出願において出願人が言及している図面が欠落していることを発見した場合は、特許庁は、図面を提出させるための期限を命令において指定しなければならない、提出されないときは、図面への言及がなされなかったものとみなす。欠落していた最後の図面の特許庁による受領日を、実際の出願日であるものとみなす。

第32条

出願人が発明者でない場合は、出願人は、願書に発明者の名称を記載し、かつ、特許について出願人の権利が基礎としている事由を陳述しなければならない。

第33条

(1) 第93の6条(1)に従うことを条件として、第31条(1)(ii)にいう説明は、発明を、当該技術の熟練者が実行する上で十分な程度に明瞭かつ完全に開示しなければならない。当該説明は、特に、発明の内容を明示する発明の名称を包含し、発明が関係する技術分野を明示し、また、出願人が知っている背景技術を表示しなければならない。当該説明はまた、発明を詳細に提示し、(もしあれば)図面の中の図を説明し、更に、実例を使用して、クレームしている発明を実行又は実施する方法を表示しなければならない。

(2) (削除)

(3) 第31条(1)(iii)にいう特許クレームは、発明についての説明によって全面的に裏付けなければならない、また、解決方法の技術的特徴を表示することによって、クレームする発明及び保護を求める範囲(クレームの特徴部分)を明瞭かつ簡潔に定義しなければならない。第93の6条(1)を準用する。

(3の1) 各クレームは、明瞭な方法で構成し、単文のみ又は単文と同等のもので呈示しなければならない。

(4) 1の特許出願には、第34条に従い、1の特許出願に含まれている1の発明又は一群の発明についての技術的特徴の結合を示している1又は複数の独立クレームに追加して、発明の種々の態様を示すため又は独立クレーム若しくは別の従属クレームの特徴部分に表示されている特徴を明確にするために必要な適切な数の従属クレームを含めることができる。

(4の1) 独立クレームと従属クレームの相互関係は、出願に明瞭に示さなければならない。

(5) 第31条(1)(iv)にいう要約は、発明の内容及び技術的特徴の簡潔かつ明瞭な定義、及び発明の内容自体によって明らかでない場合は、用途についての表示を含んでいなければならない。第93の6条(1)を準用する。

(6) 第31条(2)にいう図面は、発明についての説明及び特許クレームと併せて読みとることができる形で、発明の内容を複製していなければならない、また、必要な場合の単一語は例外とし、説明部分を省いた図式的方法で、発明の内容を明確に示していなければならない。出

願書類には、複数枚の図面を含めることができる。一枚の図面には、互いに明瞭に分離された2以上の図を含めることができる。

第34条

(1) 特許出願は、1の発明のみに又は単一の包括的発明概念を形成するように関連付けられている一群の発明(発明の単一性)に係わるものでなければならない。

(2) 全く同一の特許出願においてクレームされている一群の発明は、それらの発明の間の関係が、それらの発明の間に存在する1又は2以上の同一又は対応する技術的特徴を含むものであり、当該特徴がクレームされている発明及びそれらが先行技術に対してなす貢献を明確にしている場合に限り、発明の単一性の要件を満たしているものとみなす。

第35条

(1) 先の出願についての優先権又は博覧会での発明の展示による先の優先権を利用しようとする出願人は、願書において、陳述の形でその旨の申立をすること、及び先の出願が指定国においてされたことを確認する書類、又は申立に表示した博覧会において発明が展示されたことを証明する書類を添付することが要求される。当該書類は、出願日から3月以内に提出することも認められる。前記の申立又は書類の提出が遅れたときは、優先権の主張は効力を有さない。

(2) - (3) (削除)

(4) (1)にいう証拠が第4条にいう国際協定又は規定に由来する場合は、出願人は、当該証拠のポーランド語又は他の言語への翻訳文を出願日から3月以内に提供しなければならない。

(5) 特許庁は、特許出願において(4)にいう翻訳文が欠落していることを発見した場合は、期限内に特許出願を完成するよう出願人に求めなければならない。完成されない場合は、先の優先権の付与が拒絶される。

(6) 他人によってなされた出願又は発明の博覧会での展示による先の優先権を享受する権利を付与された出願人は、先の優先権を享受する権利の申立を出願日から3月以内にしなければならない。(5)の規定を準用する。

第36条

出願に含まれている陳述又は請求を裏付けるために必要であると判断された場合は、出願人は、第31条、第32条及び第35条に記載したもの以外の書類又は申立を特許出願に添えることも要求される。特許出願を構成する全ての要素は、1部のみの提出で足りるが、ただし、発明の説明、特許クレーム、図面及び要約は、手続のために、かつ、そのファイルを揃える上で合理的な部数及び様式で提出することが要求される。

第37条

(1) 出願人は、特許を付与する旨の決定がされるまでは、(2)に従うことを条件として、その出願に追加又は訂正をすることができる。ただし、当該追加又は訂正が、発明の説明、特許クレーム及び図面を含む出願明細書において技術的解決の主題として開示されている対象を出願時の出願内容を超えて拡張しないことを条件とする。

(2) 特許クレームの変更であって、最初に求めた保護の範囲を拡張することになるものは、

その出願が公開されるときまで及び(1)にいう制限に従っている場合に限り、行うことができる。

(3) (1)及び(2)にいう場合並びに求めた保護の範囲が手続中に変更されるその他の場合は、出願人は、要約を相応に変更して提出しなければならない。第42条(1)並びに第46条(3)及び(4)の規定を準用する。

第38条

出願人は、特許出願の審査の過程において又は特許を拒絶する旨の決定が確定してから2月以内に、実用新案の保護を請求することができる。実用新案出願は、原特許出願の出願日にされたものとみなす。

第39条

(1) 特許出願が発明の単一性に関する規定に違反してされた場合において、特許庁の求めに基づいて後にされた別途の特許出願(分割出願)は、原出願の出願時にされたものとみなす。

(2) 出願人が特許庁から出願を分割するよう求められることなく分割出願をした場合において、原出願が発明の単一性の要件を満たしているときであっても、(1)を準用する。

(3) 特許庁は、分割出願が原出願に開示された発明を含まないとみなす場合は、分割出願に対する出願日の付与を命令により拒絶する。第37条(1)及び(2)並びに第49条(2)の規定を準用する。

第39の1条

(1) 分割出願は、第31条(1)にいう要件を満たさなければならない。

(2) 出願人が、分割出願に関し先の優先権を享受しようとし、かつ、第35条(1)にいうその旨の申立及び証拠が、所定の期限内に、必要なときは翻訳文と共に提出され、分割出願が由来する原出願のファイル中に含まれている場合は、出願人は、願書においてこれらの申立を確認し、かつ、第35条(1)にいう証拠の写し又は必要なときはその翻訳文の写しを、分割出願と共に提出しなければならない。第35条(5)及び(6)の規定を準用する。

第40条

ポーランド共和国領域に居所を有するポーランド法人又はポーランド国民が、他国において特許保護を求めることを希望している発明は、その発明が最初に特許庁に対し保護を求めて出願された場合に限り、前記の他国において出願をすることができる。

第3章 特許出願の処理

第41条

(1) 特許庁は、特許出願を受領したときは、出願に連続番号を付与し、実際の受領日を認知し、また、出願人にその旨を通知しなければならない。

(2) 第13条(4)及び(5)並びに第31条(4)及び(5)にいう事例の場合は、その出願の出願日は、命令をもって承認しなければならない。

第 42 条

(1) 特許庁は、第 31 条(3)から(5)までに従ってなされた特許出願を受領した後、及び特許を付与する手続を進める間に、(2)に従うことを条件として、出願人に対し命令をもって、指定した期限内に出願を完成させること又は特定した遺漏若しくは重大な欠陥を補充することを求めなければならない、それが行われない場合は、手続を停止しなければならない。

(2) 出願が発明の単一性に関する規定に違反してされたことが明らかになった場合は、特許庁は、出願人に対し、分割出願をすることを求めなければならない。特許庁が指定期限内に分割出願を受領しなかった場合は、原出願は、クレームに最初に記載された発明に関するものとして認められ、他の発明は取り下げられたものとみなされる。

第 43 条

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、特許庁は、出願された特許出願の明細を、特許を取得するための優先日から 18 月が経過した後直ちに、公開しなければならない。出願人は、優先日から 12 月の期間内に、公開の繰上を請求することができる。

(2) 次の場合は、特許出願の明細を公開してはならない。

(i) 出願が秘密発明に係わっている場合、又は

(ii) 公開前に、手続を停止する旨の決定又は特許の付与を拒絶する旨の最終決定が行われている場合

(3) (2)にいう事情において、特許出願の明細を公開しないことにした理由が消滅した場合は、特許庁は、特許を付与するための手続が開始又は再開された後直ちに、出願明細を公開しなければならない。

第 44 条

(1) 特許出願の明細の公開日以後、第三者は、出願明細書を閲覧することができる。当該人は、特許付与の決定がなされるまで、特許庁に対し、特許を否定する原因となり得る理由が存在していることについて、意見書を提出することができる。

(2) 特許出願の明細の公開の少なくとも 1 月前に特許庁により受領された特許クレームの補正は、明細書に、補正をした日の表示と共に挿入される。

第 45 条

(1) なされた特許出願の明細に関する公開が行われる前の期間においては、出願に関連するファイルは、出願人の同意を得ることなく、権限のない者に開示してはならず、又はその利用に供してはならない。

(2) 出願人が特許願書において同意を与えている場合に限り、特許庁は、出願番号、出願日、発明の名称及び出願人の名称を開示して、出願に関する情報を第三者の利用に供することができる。

(3) 特許庁は、特許出願の審査中に、出願人の同意を得ないで、必要な意見を求めることができる。当該意見書の作成及び発出に関与した者は何人も、出願に関する知識を開示しない義務を負う。

第 46 条

(1) 特許庁は、特許を付与するための法定要件が満たされていることを確認した場合において、合理的であるときは、出願人に対し、指定期限内に、かつ、提出しなかった場合は手続を停止する旨の条件を付して、出願に関する書類及び説明を提出すること、並びに出願を構成する書類について特定の訂正又は追加を行うこと、及び発明を更によく理解するために不可欠なものではないが、発明の適切な提示のために又は他の理由のために必要とされる図面を提出することを、命令により求めることができる。

(2) (1)は、特許を付与するための手続が開始された後、出願人が出願書類について本法によって禁止されている追加又は修正を行った場合に準用する。

(3) (4)に従うことを条件として、特許庁は、明白な誤謬又は誤記を修正するために必要な範囲に限り、出願を構成する書類を修正することができる。

(4) 特許庁は、要約に関して、(3)に明示したもの以外の修正をすることができる。

第 47 条

(1) 特許庁は、明細を公開する個々の特許出願に関して、調査報告書を作成しなければならないが、報告書には出願においてクレームされている発明を評価する際に考慮の対象となり得る文献の引用を含めなければならない。

(2) 特許庁は、(1)にいう調査報告書を作成した後、直ちにその報告書を出願人に伝えなければならない。

第 48 条

特許庁は、次の事情が明らかになった場合は、命令をもって、先の優先権の全部又は一部を付与しない旨の決定をしなければならない。

(i) 出願人が先の優先権を享受する権利を有していないこと、又は

(ii) 出願人が優先権を主張している外国でなされた特許出願が、第 14 条の意味での最初の出願でないこと、又は

(iii) 出願人が優先権主張の基礎としている展示が行われた博覧会が、第 15 条に明示した要件を満たしていないこと、又は

(iv) 特許庁に保護を求める出願をした発明又はその一部が、出願人が優先権を有する発明と異なっていること、又は

(v) 出願人が、第 14 条及び第 15 条に従ってする出願について定められている期限、又は優先権取得のために要求されている優先権書類その他の書類若しくは申立書の提出期限を守らなかったこと、又は

(vi) 出願人が先の出願に関し、第 35 条の規定に違反する優先権申立書を提出したこと

第 49 条

(1) 特許庁は、特許を付与するための法定要件が満たされていないことを確認したときは、特許の付与を拒絶する旨の決定をしなければならない。

(2) 特許庁は、(1)にいう決定を行う前に、収集された証拠及び文献であって、特許を否定する原因となり得る理由の存在を示しているものに関して、出願人が意見を述べることができる期限を指定しなければならない。前記の証拠及び文献は、調査報告書に含まれている引用

文献一覧の範囲を超えることができる。

第 50 条

(1) (2)に従うことを条件として、第 49 条の規定は、特許を付与するための法定要件が出願の一部についてのみ満たされておらず、かつ、出願人が、求めている保護の範囲を減縮しない場合にも準用する。

(2) 特許を付与するための法定要件が、1 の出願に含まれている発明(複数)の 1 部のみについて満たされておらず、かつ、出願人が、求めている保護の範囲を減縮しない場合は、これらの発明についての特許は、特許庁によって拒絶される。それぞれの決定が最終となった上で、特許庁は、命令を発し出願時の出願明細書について関連する補正をするよう求めなければならない。この補正がなされない場合は、手続が停止される。

第 51 条

特許庁は、出願の明細を公開する前に、第 49 条(1)にいう決定をするを選択することができる。

第 52 条

(1) 特許庁が特許を付与するための法定要件が満たされていることを確認した場合は、特許庁は、特許を付与する旨の決定をしなければならない。

(2) 特許は、最初の保護期間に対する手数料の納付を条件として、付与される。手数料が所定の期限内に納付されなかった場合は、その結果として、特許庁は、特許を付与する旨の決定が失効したことを宣言する。

第 53 条

付与された特許は、特許登録簿に記録する。

第 54 条

(1) 特許付与の証拠として、特許証を交付する。

(2) 発明の説明、クレーム及び図面から成る特許明細書は、特許証の不可欠な一部を構成する。特許庁は、特許明細書を公告しなければならない。

第 55 条

(1) 特許明細書の修正は、明白な誤謬又は誤植を訂正する場合に限り認められる。

(2) 特許庁が修正する旨の決定をするときは、同時に、次のことを行うか否か、及び如何なる範囲において行うかを決定しなければならない。

(i) 特許明細書を再公告すること

(ii) 権利の所有者が、明細書の再公告費用を負担すること

(3) 修正の情報は、公報「Wiadomosci Urzedu Patentowego」に公告しなければならない。

第4章 秘密特許

第56条

(1) ポーランド国民がした発明が国防又は国家安全保障に係わる場合は、その発明は、秘密発明であるものとみなすことができる。

(2) 次のものは特に、国防に係わる発明である。すなわち、新しい種類の兵器又は軍事装備及び戦闘方法。

(3) 次のものは特に、国家安全保障に係わる発明である。すなわち、戦闘及び偵察作戦を遂行する権限のある文官によって利用される技術的手段並びに新しい種類の設備及び資材、及びそれらを当該文官が使用する方法。

第57条

(1) 秘密発明は、国家秘密を構成する。

(2) 国防又は国家安全保障の分野における発明の守秘性は、国防大臣、内務担当大臣又は国家保護庁長官によって個々に決定される。

第58条

(1) 秘密発明については、特許取得上の優先権を主張する目的のみをもって、特許庁に保護を求める出願をすることができる。特許庁は、保護を求める出願がされた発明が秘密扱いとされている期間中、その出願についての手続を差し控えなければならない。

(2) (1)は、特許庁による出願の受領後、発明を秘密にする旨の決定が行われた場合に、準用する。

第59条

(1) 優先権を主張する目的で特許庁に出願された秘密発明に係わる特許を受ける権利は、補償が行われることを条件として、国防大臣、内務担当大臣又は国家保護庁長官のそれぞれによって代表される国庫に移転される。

(2) (1)にいう補償の額は、発明の市場価格に応じて決定しなければならない。

(3) 当事者が、(1)にいう補償の額及び支払条件について合意に達しなかった場合は、国防大臣、内務担当大臣又は国家保護庁長官の何れかが決定した補償を、国家予算財源から一括して又は5年以内の期間に分割して支払わなければならない。

第60条

(1) 発明が守秘性を喪失したか否かは、国防大臣、内務担当大臣又は国家保護庁長官が個別に決定する。その場合に、特許庁は、管轄当局からの請求に基づき、特許の付与手続を開始又は再開するものとするが、ただし、発明の保護を求めてされた出願の日から起算して20年の期間が満了していないことを条件とする。

(2) (1)にいう期間が満了した後においては、秘密発明に関する出願はされなかったものとみなす。

第 61 条

閣僚会議は、規則をもって、国防又は国家安全保障の分野に属する発明の範疇及びそれらの発明に適用する手続を、管轄当局が前記発明について秘密発明であるか否かを確認する前及びそれを秘密発明とする旨の決定をした後の何れにおいても、定めなければならない。

第 62 条

(1) 特許庁は、関係当局間でされた合意の範囲内で、国防大臣、内務担当大臣又は国家保護庁長官に対し、国防又は国家安全保障に関連する出願された発明の一覧を連絡し、更に、これらの当局から請求があったときは、発明に関する説明及び図面を連絡しなければならない。第 45 条(3)第 2 文の規定を準用する。

(2) 秘密発明に係わる出願ファイルは、国防大臣、内務担当大臣又は国家保護庁長官によって正規に権限を与えられた者の利用に供することができる。

第 5 章 特許

第 63 条

(1) 特許は、発明をポーランド共和国全域において営利目的又は職業目的で実施する排他権を付与する。

(2) 求める保護の範囲は、特許明細書に含まれるクレームによって決定しなければならない。特許明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用することができる。

(3) 特許の存続期間は、特許出願が特許庁にされた日から起算して 20 年とする。

第 64 条

(1) 製造方法に対して付与された特許は、その方法を使用して直接に取得した製品も対象とする。

(2) 新規製品の場合、又は権利の所有者が、合理的な努力をしたにも拘らず、他の者が実際に使用した方法を特定することができなかったことを証明した場合は、特許方法を実施することによって取得することが可能な製品は、当該の方法を実施して取得したものとみなす。

(3) (2)にいう事情において反証が挙げられる場合は、自己の製造及び事業の秘密を保護することに関する被告の適法な利害関係が考慮されなければならない。

第 65 条

技術水準に含まれている物質を新規の用途に適した製品を取得するために使用することに関する発明に対して付与された特許は、その発明を実施して、当該用途のために特別に製造された製品も対象とする。

第 66 条

(1) 特許所有者は、第三者が当該所有者の同意を得ないで、次の行為を実行することにより、その発明を営利目的又は職業目的で実施することを防止する権利を有する。

(i) 発明の内容である製品を生産し、使用し、販売の申出をし、販売すること、又は前記の目的で当該製品を輸入すること、又は

- (ii) 発明の内容である方法を実施すること、及び当該方法によって直接に取得した製品を使用し、販売の申出をし、販売すること、又はそれらの目的で輸入すること
- (2) 特許所有者は、他の当事者にその発明を実施する権限を付与する(ライセンスする)権利を有する(ライセンス契約)。

第 67 条

- (1) 特許は、譲渡すること又は相続の対象とすることができる。
- (2) 移転契約は書面をもって行わなければならない、書面によらない場合は効力を有さない。
- (3) 特許の移転は、特許登録簿におけるその記入の日から、第三者を拘束する。

第 68 条

- (1) 特許所有者又は実施権者は、その権利を濫用してはならず、特に、その発明を実施することが国内市場の需要を満たすために必要であり、かつ、特に公共の利益の観点から命令される場合、及び消費者に対する製品の供給が不十分な数量又は不適切な品質又は過度の高価格で行われている場合は、第三者による発明の実施を抑止する方法で権利の濫用をしてはならない。
- (2) 第三者による特許の実施を、特許の付与日から3年の期間内で抑止することは、(1)にいう権利の濫用であるとはみなさない。
- (3) 特許庁は、特許が濫用されているか否かを確認するために、特許所有者又は実施権者に対し、発明の実施の範囲についての説明書を提出するよう要求する権利を有する。
- (4) (1)及び(2)の規定は、独占的慣行に対抗する規定に不利な影響を及ぼすものではない。

第 69 条

- (1) 次のものは、特許の侵害とみなさない。
- (i) 一時的にポーランド共和国領域に入っている輸送手段若しくはその部品若しくは付属品に関する、又はその領域を通過中の物品に関する発明の実施
- (ii) 国家のために必要な限度において、排他権を伴わずに行われる発明の実施。ただし、その実施が、極めて重要な国家利益、特に安全保障又は公共の秩序に関する緊急事態を防止し又は消滅させるために不可欠であると認定されていることを条件とする。
- (iii) 研究及び試験の目的で、又は評価、分析若しくは教授のために発明を実施すること
- (iv) 一定の製品、特に医薬製品の意図された用途のために、その製品の販売を認められるための必要条件とされている登録又は認可を得る上で法律の規定によって要求されている行為を遂行する目的で、必要な限度において行う発明の実施
- (v) 薬局において、医師の処方に基づいて行う即座の医薬の調合
- (2) 関連する事情によるが、(1)(ii)にいう場合においては、実施するために発明を収用する旨の決定は、担当の大臣又は地方の長が行わなければならない、かつ、直ちに特許所有者に通知しなければならない。発明の実施に係わる範囲及び期間については、当該決定において定めなければならない。
- (3) (2)にいう決定については、行政裁判所に不服申立をすることができる。
- (4) 国のために自己の発明が実施された者は、国家予算資金からライセンスの市場価格に応じた額の補償を受ける権利を有する。

(5) (1) (iv)にいう登録又は認可の付与は、特許所有者の同意が必要な場合に、それを得ることなしに、製品を販売したことに対する民事責任について不利な影響を及ぼすものではない。

第70条

(1) 特許によって付与された権利は、その発明を具体化した製品又はその発明を実施して製造された製品に関する行為、特に、その販売の申出をする行為又はそれを更に販売する行為に対しては、その製品が特許所有者により又はその同意を得て、ポーランド共和国領域内で販売されている場合は、効力が及ばない。

(2) また、欧州経済地域の領域において先に販売されていた製品に関して、特許所有者による若しくはその同意によるポーランド共和国領域への輸入行為によって又は(1)にいう他の行為によって、特許が侵害されたとみなされることもない。

第71条

(1) 特許付与のための優先権が決定される日に、ポーランド共和国領域内において善意でその発明を実施している者は、当該人がそれ以前にその発明を実施していた範囲において、その発明を無償で、自己の事業において継続して実施する権利を有する。この権利はまた、前記の日に既に、その発明を実施するための実質的な準備をしていた者にも属する。

(2) (1)にいう権利は、当該人からの請求があったときは、特許登録簿に記載しなければならない。その権利は、当該事業と共にする場合に限り、他の当事者に移転することができる。

第72条

(1) 特許の共有者は、他の共有者の同意を得ないで、自らその発明を実施することができ、かつ、特許の侵害があったときに自己の権利を主張することができる。

(2) 契約により別段の定めがある場合を除き、共有者の1が発明の実施によって利益を得た場合は、他の共有者の各々は、発生した経費を控除した後に得られる利益の4分の1について、自己の特許持分に応じた適切な割合を受け取る権利を有する。

(3) 特許の共有に関する契約に別段の定めがある場合を除き、(1)及び(2)に含まれていない事態については、分割所有における共有権に関する民法典の規定を準用する。

(4) (1)から(3)までの規定は、特許についての共同の権利に準用する。

第73条

特許所有者は特に、製品に適切な標識を付すことによって、自己の発明が特許による保護を受けている旨を表示することができる。

第74条

特許出願又は特許の取得がその権利を有していない者によってされた場合は、その権利を有する者は、特許の付与手続の停止又は特許の取消を要求することができる。当該人はまた、特許出願又は特許の付与に関連して生じた費用を補償することを条件として、特許が当該人に付与されるよう、又は既に付与されている特許が当該人に移転されるよう要求することができる。

第 75 条

(1) 善意で行動し、後に第 74 条に基づく権利者に移転されることになる特許を付与されたか若しくはその特許を取得した者、又は善意でライセンスを取得した者であって、かつ、特許の移転手続が開始される前の少なくとも 1 年間に、その発明を実施していた者、又は、前記の期間において、その発明を実施するために必要である実質的な準備を行っていた者は、権利者に対して定められた額の補償金を支払うことを条件として、自己の事業においてその発明を、移転手続の開始日に実施していた範囲において引き続き実施することができる。

(2) 発明の実施に関する(1)にいう権利は、当該人からの請求があったときは、特許登録簿に記録しなければならない。当該権利は、その事業と共にする場合に限り、他の当事者に移転させることができる。

第 5 の 1 章 補充的保護の権利

第 75 の 1 条

ポーランド共和国領域において、補充的保護の権利が、医薬品及び植物保護製品の補充的保護証明書の欧州連合における創設に関する規則に規定された条件で付与される。

第 75 の 2 条

(1) 補充的保護の権利の付与を求める申請(以下「申請」)は、特許庁に提出しなければならない。第 13 条(2)から(9)までの規定を準用する。

(2) 第 6 篇の規定を、補充的保護の権利の付与についての手続に準用する。

第 75 の 3 条

特許庁は、付与についての要件が満たされていることの確認後に補充的保護の権利の付与に関する決定をしなければならない。第 42 条及び第 46 条の規定を準用する。

第 75 の 4 条

(1) 補充的保護の権利の付与は、補充的保護証明書の交付によって証明される。第 73 条の規定を準用する。

(2) 付与された補充的保護の権利は、特許登録簿に記録される。

第 75 の 5 条

(1) 補充的保護の権利の付与に係る要件が満たされていないこと又は申請が所定の期限の到来後になされたことを特許庁が発見した場合は、特許庁は、補充的保護の権利の付与を拒絶する決定をしなければならない。第 49 条(2)の規定を準用する。

(2) (1)にいう申請の提出期間は、回復することができない。

(3) 補充的保護の権利の付与を拒絶する決定又は付与の手続を停止する決定は、特許登録簿に記録される。

第 75 の 6 条

(1) 次の場合は、特許庁は補充的保護の権利の付与の失効を宣言する。

- (i) 付与された存続期間の終了前に基本特許が満了した場合、又は
 - (ii) 基本特許の存続期間に、製品の販売許可が撤回されたか、又は権利の所有者が自己の補充的保護の権利を放棄した場合
- (2) (1)にいう事例の場合は、付与された補充的保護の権利は無効となる。
- (3) 基本特許の付与された存続期間の満了後に(1)(ii)にいう販売許可が撤回された場合は、特許庁は、補充的保護の権利の失効を宣言する。
- (4) 第90条の規定が補充的保護の権利に準用される。

第75の7条

- (1) 何人も、次の場合は、補充的保護の権利を無効とするよう請求することができる。
- (i) 当該権利がその付与の要件に係る規定に違反して付与されている場合、又は
 - (ii) 基本特許が補充的保護の権利が基礎とする部分において無効とされた場合
- (2) 第89条(2)の規定が、(1)にいう事例に準用される。
- (3) 基本特許が全体として無効とされた場合は、付与された補充的保護の権利は、法令によって無効となる。

第75の8条

補充的保護の権利の付与に関して若しくは当該権利の失効に関して、又はその無効に関して、権利失効を宣言した決定は、特許登録簿に記録される。

第75の9条

- (1) ライセンス契約及び特許の移転に係る規定は、補充的保護の権利に準用される。
- (2) 発明の実施許諾用意の宣言書は、第80条に従って提出されたときは、補充的保護の権利についても効力を有する。

第75の10条

総理大臣は、規則をもって、補充的保護の権利の付与を求める申請が遵守すべき詳細要件、申請の処理中に適用すべき詳細規則及び手続(特に、提出された申請の公告の場所及び方法、特許登録簿への記入方法を含む)、並びに補充的保護証明書に含めるべき情報を決定する。申請によって満たさなければならない要件は、申請人に過度で不合理な障害を課すように決定されてはならない。

第6章 ライセンス契約

第76条

- (1) ライセンス契約は書面によらなければならないが、書面によらない場合は効力を有さない。
- (2) ライセンス契約においては、発明の限定的実施を規定することができる(限定ライセンス)。ライセンス契約が発明の限定的実施を規定している場合を除き、実施権者は、実施許諾者と同程度に発明を実施する権利を有する(フルライセンス)。
- (3) ライセンスは、遅くとも特許の失効時に終了する。当事者は、ライセンスに関するもの以外の規定、特に、発明を実施するために必要な有償役務を含む規定に関しては、更に長い

契約期間を随意に定めることができる。

(4) ライセンス契約において、特定の方法による発明の排他的実施が留保されている場合を除き、1の当事者に対するライセンスの付与は、他の当事者がライセンスの付与を受けること並びに特許所有者がその発明を併行実施することを妨げるものではない(非排他的ライセンス)。

(5) 実施権者は、特許所有者の同意を得た場合に限り、更なるライセンス(サブライセンス)を付与することができる。サブライセンスについての更なるサブライセンスの付与は認められない。

(6) ライセンスは、利害関係人からの請求があったときは、特許登録簿に記録しなければならない。ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、特許登録簿に記録されている排他的ライセンスの所有者は、侵害が生じたときは、特許所有者と同程度に、その権利を主張することができる。

第77条

ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、実施許諾者は、自己が契約締結時に有している、発明を実施するために必要な全ての技術的ノウハウを、実施権者に移転させる義務を負う。

第78条

ライセンスされた特許が移転された場合は、ライセンス契約は、権原承継人を拘束する。

第79条

当事者間に別段の合意がある場合を除き、ライセンス契約に関する規定は、保護を求めて特許庁に出願されているが未だ特許が付与されていない発明の実施契約、及び保護を求める出願はされていないが、会社のノウハウである発明についての実施契約に準用する。

第80条

(1) 特許所有者は、その発明についての実施許諾用意(オープンライセンス)の宣言書を特許庁に提出することができる。当該宣言は、取り消すこと及び変更することができない。

(2) (1)にいう宣言書の提出は、特許登録簿に記録しなければならない。

(3) オープンライセンスの宣言書が提出された場合は、特許保護のための更新手数料は、半額に減額される。この規定は、単一更新手数料又は最初の保護期間に対する手数料にも適用されるものとするが、ただし、遅くとも所定の期間内に、宣言書と共に、上記の減額した手数料が受領されることを条件とする。

(4) オープンライセンスは、完全かつ非排他的ライセンスでなければならず、ロイヤルティは、実施権者が発明を実施した各年において、発生経費を控除した後に入手する利益の10%を超えてはならない。

(5) オープンライセンスは、次の方法により取得できるようにしなければならない。

(i) ライセンス契約の締結、又は

(ii) 交渉に入ることなく、又は交渉の終結前に、発明の実施を開始すること。この場合は、実施権者は、実施許諾者に対し、発明の実施を開始した日から1月以内に書面をもって、そ

の事実を通知する義務を負う。

(6) ライセンス契約に別段の定めがある場合を除き、実施権者は、実施権者が発明を実施した各暦年の末日から1月以内に、(4)に規定する最大限のロイヤルティを支払わなければならない。ただし、それを下回るロイヤルティが実施許諾者の宣言書に規定されている場合は、この限りでない。

第81条

研究業務契約書又は類似の効果を有する契約書に別段の定めがある場合を除き、それに係わる業務をする者は、その成果に含まれる発明を実施するライセンスを委託者に付与しているものとみなされ(黙示ライセンス)、それはその者に移転される。

第7章 強制ライセンス

第82条

(1) 特許庁は、次の場合は、他人の特許発明を実施する権限(強制ライセンス)を付与することができる。

(i) 国家的緊急事態、特に、防衛、公共の秩序、人の生命及び健康の保護、並びに自然環境の保護の分野における緊急事態を防止し、又は排除するために必要な場合、又は

(ii) 特許が、第68条の意味において濫用されていることが確認された場合、又は

(iii) 先の出願(先の特許)についての優先権を享受する特許所有者がライセンス契約の締結を拒絶することにより、実施すれば先の特許を侵害することになる特許発明(従属特許)の実施による国内需要の充足を妨げていることが確認された場合。この場合は、先の特許の所有者は、従属特許の対象である発明を実施する権限(クロスライセンス)が自己に付与されるよう要求することができる。

(2) (1) (iii)にいう事情における発明実施のための強制ライセンスの付与は、両方の発明が同一の対象に係わっている場合は、従属特許の対象である発明の実施が顕著な経済的意義を有する重要な技術的進歩を伴っている旨の確認がされることを条件としなければならない。半導体技術に関する発明の場合は、不当な競争抑止的慣行に対抗することを目的とする場合に限り、強制ライセンスの付与を受けることができる。

(3) 特許庁は、特許が第68条の意味で濫用されていることを明らかにした場合は、強制ライセンスの申請ができるよう決定することができ、かつ、その事実を公報に公表しなければならない。

(4) 強制ライセンスは、申請人が申請に先立ち、ライセンスを取得するために善意の努力をしたことを証明することができる場合に、付与を受けることができる。この要件は、強制ライセンスが、国家的緊急事態を防止し若しくは排除するために付与される場合、又は強制ライセンスを求める申請をすることができる旨の公表がされている場合は、撤回することができる。

(5) 強制ライセンスを求める申請をすることができる旨の公表がされた場合は、(4)にいう要件の撤回は、ライセンスを求める申請であるが、前記の公表の日から起算して1年の期間が満了した後に提出されるものについては適用されない。

(6) 植物育成者が保護された植物品種に対する自己の権利を行使することができないか又は

クロスライセンスが特許所有者により自己に付与されることを求める場合は、(1)(iii)の規定を準用する。

第 83 条

強制ライセンスは、非排他的なものとする。

第 84 条

(1) 強制ライセンスに基づいて発明を実施する者は、特許所有者にロイヤルティを支払う義務を負う。

(2) 特許庁は、強制ライセンスの範囲及び期間、それを行使するための条件の明細、並びにライセンスの市場価値に応じたロイヤルティ金額、その支払方法及び期限を定めなければならない。

第 85 条

強制ライセンスは、それに係わる事業、又は事業の内の当該ライセンスが実施されている部分と共にする場合に限り、移転させることができる。先の特許に関する強制ライセンスは、それに関連する従属特許と共にする場合に限り、第三者に移転させることができる。

第 86 条

特定の事情の下で合理的な場合は、強制ライセンスの付与についての決定は、決定が行われてから2年後に、利害関係人の請求に基づいて、ライセンスの範囲及び期間又はロイヤルティ金額に関する部分に関して、変更することができる。

第 87 条

強制ライセンス及びクロスライセンスは、利害関係人からの請求があったときは、特許登録簿に記入しなければならない。

第 88 条

第 82 条(1)(iii)にいう事情における強制ライセンスの付与に関する規定は、実施をすれば先の特許を侵害することになる実用新案に準用する。

第 8 章 特許の無効及び失効

第 89 条

(1) 特許について適法な利害関係を有し、特許の付与に関する法定要件が満たされていないことを証明することができる者からの請求に基づいて、特許の全部又は一部の無効を宣言することができる。

(2) ポーランド共和国の公訴長官又は特許庁長官は、公共の利益のために、特許を無効とするよう請求すること又は既に係属している無効訴訟に参加することができる。

第 90 条

(1) 特許は、次の理由に基づき失効する。

(i) 特許付与の対象期間が満了したこと，又は

(ii) 特許所有者が特許庁に対し、その特許についての権利を有する者の同意を添えて、特許を放棄したこと，又は

(iii) 更新手数料を所定の期限内に納付しなかったこと，又は

(iv) 発明の実施のために必要な生物学的材料を入手することができなくなり、また、発明についての説明に基づいて複製することが不可能となったために、発明が、第 93 の 7 条に従うことを条件として、不可逆的に実施不能となったこと

(2) (1) (ii) から (iv) までにいう事情の場合は、特許庁は、特許を失効させる旨の決定をしなければならない。

(3) (4) に従うことを条件として、特許は、特許失効の原因であると本法に基づいてみなされる出来事が生じた日に失効する。特許の失効日は、決定において確認しなければならない。

(4) 更新手数料が所定の期限内に納付されなかった場合は、特許は、先行する保護期間が満了したときに失効する。

第 91 条

追加特許は、基本特許と同時に、その効力を失う。基本特許が追加特許の対象である発明に関係のない理由で失効した場合は、その基本特許に係わる追加特許は、通常の特許となり、基本特許に認められていた期間につき、引き続き効力を有する。

第 92 条

特許の無効又は失効は、特許登録簿に記録される。

第 92 の 1 条

第 89 条、第 91 条及び第 92 条の規定が、欧州特許条約において定められた手続に基づいて付与された欧州特許の失効に準用される。

第 93 条

総理大臣は、規則をもって、特許出願が満たさなければならない要件の明細、特許庁で行われる特許出願の処理及び審査に適用される規則及び手続の明細を定める。後者は特に、特許出願に係わる公開の方法及び形式、特許庁がする要約の訂正についての権限の範囲、並びに調査報告書の作成様式及び当該報告書を第三者の利用に供する方法及び期間を含むものとする。特許出願が満たすべき要件は、出願人に過度で不合理な障害を課すようなものとはならない。

第 9 章 生物工学的発明に係る特別規定

第 93 の 1 条

本章において行いう言及の意味は、次の通りとする。

(i) 「生物工学的発明」とは、生物工学的材料から構成されるか若しくはそれを含む製品に

関する、又は生物工学的材料が生産され、加工され若しくは使用される手段である方法に関する第 24 条の意味内の発明をいう。

(ii) 「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含み、自己増殖能力を有し又は生物系において増殖させることができる材料をいう。

(iii) 「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を含み又はそれに対して行われ若しくはそれをもたらす方法をいう。

第 93 の 2 条

(1) 特に次のものが特許の保護を受けることができる生物学的発明とみなされる。

(i) 以前に自然界で発生したものであっても、自然環境から分離され又は技術的方法によって生産される生物学的材料を内容とする発明

(ii) その構造が自然の要素と同一であっても、遺伝子の配列又は部分配列を含み、人体から分離され又は技術的方法によって生産される要素

(iii) 植物又は動物に関する発明であって、その技術的可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されない場合のもの

(2) 遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用可能性は、特許出願に開示されなければならない。

第 93 の 3 条

(1) 形成及び発達の様々な段階における人体及びその要素の 1 の単純な発見は、遺伝子の配列又は部分配列を含め、特許を受けることができる発明を構成することができない。

(2) 次の事項は、特にその実施が第 29 条(1)(i)の意味内での公の秩序又は道徳性に反することになる生物工学的発明とみなされる。

(i) 人間をクローン化する方法

(ii) 人間の生殖細胞系遺伝子の同一性を変える方法

(iii) 工業又は商業目的での人間の胚細胞の使用

(iv) 本質的な医学的利益を人間又は動物にもたらすことなく動物に苦痛を与える虞のある動物の遺伝子同一性を変える方法、及びそのような方法から生じる動物

第 93 の 4 条

(1) 発明の成果として特許クレームに表示される特定の特徴を有する生物学的材料に対して特許によって付与される保護は、当該生物学的材料から繁殖又は増殖を通じて同一の又は分岐した形態で同一の特徴を有して派生する生物学的材料にまで及ぶ。

(2) 発明の成果として特許クレームに表示される特定の特徴を有する方法に対して特許によって付与される保護は、同方法を通じて直接に取得される生物学的材料、及び直接に取得される生物学的材料から繁殖又は増殖を通じて同一の又は分岐した形態で同一の特徴を有して派生するその他の生物学的材料にまで及ぶ。

(3) 遺伝子情報を含む又は遺伝子情報から構成される製品に対して特許によって付与される保護は、第 93 の 3 条(1)に規定のものを除き、その中に製品が組み込まれて遺伝子情報が含まれ、かつ、その機能を働かせるすべての材料にまで及ぶ。

第 93 の 5 条

(1) 繁殖又は増殖が生物学的材料の利用から必然的に生じる場合は、特許によって付与される保護は、特許所有者によって又はその同意を得て販売された生物学的材料の繁殖又は増殖の 1 回の行為によって取得された生物学的材料には及ばない。

(2) 特許された生物学的材料を特許所有者から又はその同意を得て農業用に入手し又は他の方法で取得した者は、それを自己の農場での繁殖又は増殖のために使用することを許されるものとし、この例外の範囲と条件は、植物品種の法的保護に関する 2003 年 6 月 26 日の法律の規定(JL No 137, text 1300, of 2006 No 126, text 877 and of 2007 No 99, text 662)に基づいて保護された植物品種の植物増殖材料についての使用であって、植物育成者の同意を得ていないものについての規定と同様とする。

(3) (2)の規定は、種畜又はその他の動物再生材料に準用される。

第 93 の 6 条

(1) 発明が、公衆の利用に供されておらず、かつ、当該技術の熟練者によって発明を再生することができるような方法で説明書に説明することができない生物学的材料の使用を含む場合は、その開示は、国際協定に基づいて認定された寄託機関又は特許庁長官によってポーランド共和国官報「Monitor Polski」において公表された国内寄託機関に遅くとも出願日に寄託された材料への言及によってすることができる。

(2) 特許庁長官は、(1)にいう国内寄託機関の請求を受けて、寄託された生物学的材料の主題に関する権限のある大臣の承認を得た後に、当該機関の地位の取得を公表する。

(3) (1)にいう寄託がなされた場合は、出願には寄託機関によって発行され出願人によって提出される認証書が添えられなければならない。この認証書は、少なくとも機関の名称、寄託日及び生物学的材料に与えられた受付番号を含まなければならない。

(4) 寄託機関によって発行された認証書は、出願日から 6 月以内に提出することができる。この認証書の提出が遅れた場合は、生物学的材料の寄託は出願における開示と同等とはみなされない。

(5) 特許出願の明細の公開前の(1)にいう寄託の閲覧は、第 251 条(1)にいう当事者に限定される。特許出願の明細の公開前に特許庁に提出される出願人の請求によって、前記の限定は出願が処理される全期間に及ぶ。

(6) (5)にいう請求が提出される場合を除いて、出願の明細が公開された後、及び特許が付与された後は、寄託の閲覧は、(7)にいう条件に従うことを前提として、第三者に対して拒絶することはできない。

(7) 生物学的材料の試料は、請求人が特許の存続期間にわたり出願人又は特許所有者に対して、次のとおり書面で約束する場合に限り提供されるものとする。ただし、出願人又は特許所有者がその約束を明示的に免除する場合は、この限りでない。

(i) その試料又は試料から派生する材料を第三者の利用に供さないこと

(ii) その試料又は試料から派生する材料を実験目的以外に使用しないこと

(8) 特許庁が特許付与を拒絶し又は特許付与手続を停止することを決定する場合は、寄託された生物学的材料の閲覧は、(5)に規定の期間内に提出される出願人の請求によって特許出願日から 20 年間、(5)にいう当事者に限定される。(7)の規定を準用する。

第 93 の 7 条

第 93 の 6 条によって寄託された生物学的材料が寄託機関から利用可能とされなくなった場合は、国際協定に規定された条件で新たな寄託が許可される。

第 III 部 実用新案及び実用新案についての保護の権利

第 94 条

(1) 物体の形状、構造又は耐久性を有する組立に関する、新規で有用な技術的性質の解決方法は、実用新案を構成する。

(2) 実用新案を構成する解決方法を実施することによって、製品を製造又は利用する過程において都合の良い実際効果を得られる場合は、その実用新案は、有用な解決方法であるものとみなす。

第 95 条

(1) 実用新案には、保護の権利が付与される。

(2) 保護の権利は、実用新案をポーランド共和国の全域において営利目的又は職業目的で実施する排他権を付与する。

(3) 保護の権利の存続期間は、特許庁に実用新案出願をした日から起算して 10 年とする。

第 96 条

保護の権利の範囲は、実用新案明細書に記載されたクレームによって決定される。

第 97 条

(1) (2)に従うことを条件として、第 31 条から第 33 条までの規定は、実用新案出願に準用する。

(2) 実用新案出願には、図面を含めなければならない。

(3) 実用新案出願は、1 の解決方法のみに係わらせることができる。

(4) (3)にいう要件は、出願が、クレームされた解決方法が有する本質的に同一の技術的特徴を示している種々の製品形態、並びに本質的に又は機能的に相互に関連している要素からなる種々の製品形態を含むことを妨げるものではない。

第 98 条

実用新案に対して付与された保護の権利は、実用新案登録簿に記録しなければならない。

第 99 条

(1) 実用新案についての保護の権利を付与したときは、その証拠として保護証を交付する。

(2) 実用新案についての説明、クレーム及び図面から成る実用新案明細書は、保護証の不可欠の一部を構成する。特許庁は、実用新案明細書を第三者の利用に供し、かつ、広報しなければならない。

第 100 条

(1) (2)に従うことを条件として、第 25 条、第 28 条、第 29 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条から第 52 条まで、第 55 条から第 60 条まで、第 62 条、第 66 条から第 75 条まで、第 76 条から第 90 条まで及び第 92 条の規定を、実用新案及び実用新案についての保護の権利に準用する。

(2) 実用新案の場合は、第 60 条に規定した期間は 10 年とする。

第 101 条

(1) 閣僚会議は、規則をもって、国防又は国家安全保障の分野に属する実用新案の範疇、並びに管轄当局が、秘密のものであるか否かを決定する前及び秘密にすることを決定した後に、当該実用新案に対して適用する手続を定める。

(2) 総理大臣は、規則をもって、実用新案出願が満たさなければならない要件の明細、特許庁において行われる実用新案の処理及び審査に適用される規則及び手続の明細を定める。後者は特に、実用新案出願の公開に関する方法及び様式、特許庁がする要約の訂正に関する権限の範囲、並びに調査報告書の作成様式及びそれを第三者の利用に供する方法及び期間、また、実用新案明細書を利用に供する方法及び当該明細書を広報する方法を含むものとする。実用新案出願が満たすべき要件は、出願人に過度で不合理な障害を課すようなものとはならない。

第 IV 部 意匠及び意匠の登録による権利

第 102 条

(1) 新規性を有し、かつ、独自性を有する製品の全体又は一部の外観であって、製品の特徴、特に線、色彩、形状、織り方又は素材の特徴及びその装飾から生じるものは、意匠を構成する。

(2) 工業品目又は手工芸品目であって、特に包装、外装、図柄及び活字を含むが、コンピュータ・プログラムを除くものは、製品とみなされる。

(3) 次のものも製品とみなされる。

(i) 製品の解体及び再組立てを許容し、取り替えることができる複合的な要素から構成される製品(複合製品)

(ii) 複合製品に組み込まれた上でその複合製品の通常の使用中に目に見える構成部分。この使用は、維持管理又は修理作業を除くものと解釈する。

(iii) それ自体で商品化の対象とすることができる構成部分

(4) (3) (i) の意味内の複合製品の構成部分を構成する製品に適用され又は組み込まれる意匠の場合は、新規性及び独自性の評価は、その目に見える特徴の考慮においてのみなされるものとする。

第 103 条

(1) 登録による権利を取得する優先権の基準となる日前に、(2)に従うことを条件として、同一の意匠が公衆の利用に供されていない、すなわち、使用、展示、又はその他の方法で開示されていない場合は、その意匠は、新規であるとみなされる。意匠は、その特徴が重要でな

い細部においてのみ相違する場合は、公衆の利用に供されたものと同一であるとみなされる。

(2) 意匠が属する分野の業界に知られるようにならなかった場合は、当該意匠は、(1)の意味内で公衆の利用に供されたとはみなされない。

(3) (1)の規定は、意匠が次の場合は、登録による権利を妨げない。

(i) 明示又は黙示の守秘条件の下に第三者に開示された場合

(ii) 意匠の創作者、その権原承継人又は権利の所有者の同意を得て、登録による権利取得の優先権の基準日前12月の期間中に開示された場合、及び意匠の創作者又はその権原承継人に関して権利の濫用の結果開示が行われた場合

第104条

(1) 意匠が知識のある利用者に与える全体的印象が、優先権の基準日より前に利用可能とされた意匠によって当該利用者に与えられる全体的印象とは異なっている場合は、その意匠は独自性を有するとみなす。

(2) 独自性の評価において、意匠の開発における創作者の自由の程度が考量に入れられる。

第105条

(1) 意匠について、登録による権利の付与を受けることができる。

(2) 登録による権利は、それに係る意匠をポーランド共和国の全域において営利目的又は職業目的で実施する排他権を付与する。

(3) 権利の所有者は、第三者が、意匠が組み込まれている又は意匠が適用されている製品を製造し、販売の申出をし、販売し、輸入し、輸出し若しくは使用すること、又は当該製品をそれらの目的で貯蔵することを禁ずる権利を享受する。

(4) 意匠の登録によって付与される権利は、知識のある利用者に異なる全体的印象を与えない意匠を含む。第104条(2)を準用する。

(5) 意匠の登録によって付与される権利は、保護出願の対象である製品の種類に限定される。

(6) 第111条に従うことを条件として、登録による権利の期間は、特許庁への意匠の出願日から起算して25年とし、この期間は5年ごとの期間に分割される。

第106条

(1) 実施すれば公共の秩序又は道徳性に反することになる意匠には、登録による権利は付与されない。意匠の実施は、それが法律によって禁じられているという理由のみでは、公共の秩序に反しているとはみなされない。

(2) 本法に規定されている除外条項に従うことを条件として、登録による権利は、第131条(2)(ii)から(v)までにいう標識を含む意匠に対しても付与されない。

第106の1条

(1) 意匠の登録によって付与される保護は、複合製品の構成部分を構成する製品であって、複合製品の元の外観を回復するためにその修理の目的で使用されるものには存在しない。

(2) 第三者は、意匠が組み込まれており又は適用されている製品を製造し、販売の申出をし、販売し、輸入し、輸出し、若しくは使用し、又はそれらの目的で当該製品を貯蔵する形態で、(1)にいう製品を使用することを許可される。

第 107 条

- (1) 意匠登録による権利は、次の製品の特徴には存在しない。
 - (i) 製品の技術的機能によってのみ決められるもの
 - (ii) 製品が他の製品と機械的に結合し又は相互作用することを可能とするために元通りの形態及び寸法で必然的に複製されなければならないもの
- (2) (1)の規定は、組立て方式内の相互に取り替え可能な製品の多重的な組合せ又は結合の目的に叶う意匠の登録を妨げない。

第 108 条

- (1) 登録による権利を求める意匠登録の出願は、次のものを含まなければならない。
 - (i) 願書。これには、少なくとも出願人に関する表示、出願の主題についての定義及び登録による権利の付与を求める旨の請願を含める。
 - (ii) 意匠の図解
 - (iii) 意匠の図解を説明する説明書
- (2) 意匠の図解は、特に図面、写真又は織物の見本から構成されなければならない。
- (3) 意匠の図解を説明する説明書は、出願に表示された形態によるその図解に基づいて意匠が複製されることを可能にするのに十分に明瞭かつ詳細な方法で意匠を呈示しなければならない。特に、説明書には意匠の定義を含み意匠によって何が意図されているかを表示しなければならない。図解の図を決め又は見本の数を表示しなければならない。出願が複数の形態を含む場合には意匠形態の番号を付した一覧を含めなければならない。また、提出された意匠を他の周知の意匠から識別することができ、その特定を可能にする外観の特徴を指定しなければならない。
- (4) 1 の意匠出願を、共通の基本的特徴(意匠形態)を有する複数の個別的製品外観に係わらせることができる。
- (5) 1 の出願に係わらせることができる意匠形態の数は、10 を限度とするが、これらの形態が全体として組物の製品を構成する場合はこの限りでない。(2)にいう 1 の図面又は写真は、出願に係わる意匠のすべての形態の図を呈示しなければならない。
- (6) 少なくとも願書並びに意匠の図解及び図解を説明する説明書と見える部分を含んでいる意匠出願は、出願がされているとみなすことができる。
- (7) 特許庁は、出願において(1)にいう要素の一部が欠落していることを発見した場合は、指定期限内に願を完成させるよう出願人に求めなければならない。完成されないときは、手続を停止しなければならない。

第 108 の 1 条

- (1) 意匠出願が第 108 条(5)に違反してなされた場合は、特許庁は、定められた期限内に分割出願をするよう命令により出願人に求める。
- (2) 分割出願が(1)にいう期限内に特許庁によって受領されない場合は、原出願は、意匠の最初の 10 形態に係るものとみなされる。

第 109 条

第 48 条の規定は、意匠に関する優先権の付与に準用する。ただし、特許庁は、第 48 条(iv)

にいう条件に関しては、優先権を付与する理由を点検しない。

第 110 条

(1) 特許庁は、意匠出願が正しく仕上がっていないことを確認した後は、登録による権利の付与を拒絶する決定をしなければならない。

(2) (1)にいう出願は、出願の主題が製品若しくはその一部の形態を構成していない場合、又は第 106 条にいう場合は、正しく仕上がっているものとみなさない。

(3) 製品若しくはその一部の形態が明らかに新規性若しくは独自性を欠くか又は製品が明らかに第 103 条(3)にいう要件を満たさない場合は、特許庁は、登録による権利の付与を拒絶する決定をすることができる。

(4) (1)及び(3)にいう場合は、第 49 条(2)の規定を準用する。

第 111 条

(1) 特許庁は、第 110 条(3)に従うことを条件として、意匠の出願が正しく仕上がっていることを確認後に、登録による権利の付与を決定する。

(2) 登録による権利は、最初の保護期間に対する手数料の納付を条件として付与される。特許庁により定められた期限内に手数料が納付されない場合は、意匠の登録による権利の付与の決定は失効を宣言されることになる。

第 112 条

意匠登録による権利を付与したときは、意匠登録簿に記録する。

第 113 条

特許庁は、意匠登録前の期間においては、出願人の同意がない限り、権限のない者に対して出願に関する情報を提供してはならない。

第 114 条

(1) 意匠登録による権利を付与した証拠として、登録証が交付される。

(2) 該当する場合は、意匠の説明、図面及び写真又は織物の見本を含む意匠明細書は、登録証の不可欠な一部分を構成する。特許庁は、意匠明細書を第三者の利用に供し、かつ、広報しなければならない。

第 115 条

意匠登録の権利の所有者は、第三者が次のとおり意匠を実施することを禁じることはできない。

(i) 私的かつ非営利目的の実施

(ii) 実験目的の実施

(iii) 引用又は教授の目的での複製行為から成る実施。ただし、当該行為が公正な慣行に合致し、意匠の正規の利用を不当に害さず、出所を表示する場合に限る。

(iv) ポーランド共和国領域に一時的に入る際の他国で登録されている船舶及び航空機の設備機器に適用され又は組み込まれている実施

- (v) (iv)にいう船舶及び航空機の修理の目的での部品又は付属品の輸入による実施
- (vi) (iv)にいう船舶及び航空機の修理による実施
- (vii) 元の外観を回復するために複合製品の構成部分を複製する意図での修理による、個々の命令に基づく実施

第 116 条

意匠に対して付与された登録による権利の失効後に、その意匠を実施して製造され、販売された製品は、著作権法の規定に基づく、著作者の作品に関する経済的権利の保護による利益を享受しない。

第 117 条

- (1) 第 89 条の規定は、意匠登録による権利の無効に対して準用する。
- (2) 意匠の実施が第三者の人格的権利又は著作者の経済的権利を侵害する旨の認定もまた、登録による権利を無効とする理由となる。

第 118 条

- (1) (2)に従うことを条件として、第 32 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 39 の 1 条、第 41 条、第 42 条、第 46 条、第 50 条、第 55 条、第 66 条(2)、第 67 条、第 70 条から第 75 条まで、第 76 条から第 79 条まで、第 81 条から第 88 条まで、第 90 条及び第 92 条の規定は、意匠登録及び意匠登録による権利に準用する。
- (2) 出願に関し、その処理の過程でされる変更は、意匠に関する説明、図面及び写真に示されている意匠自体及びその形態を変更するものであってはならない。これは、クレームされた製品の形態が変更される場合の事例には及ばない。ただし、製品の同一性が維持され、変更が意匠の登録が付与されるために必須であることを条件とする。

第 119 条

総理大臣は、規則をもって、意匠出願が満たさなければならない要件の明細、出願処理に関する規則及び手続の明細を定める。後者には、意匠明細書を利用に供する方法及び当該明細書を広報する方法を含める。意匠出願が満たすべき要件は、出願人に過度で、不合理な障害を課すようなものであってはならない。

第 III 編 商標及び地理的表示

第 I 部 商標及び保護の権利

第 1 章 商標

第 120 条

(1) 視覚的に表示することができる標識は、当該標識が 1 企業の商品を他の企業の商品から識別することができる場合は、商標とみなすことができる。

(2) 次のものは、特に、(1)の規定の意味での商標とみなすことができる。すなわち、語、意匠、装飾、色彩の結合、商品又はその包装の立体形状、並びに旋律その他の音響信号。

(3) 本法において次への言及は、次の意味を有するものとする。

(i) 商標とは、サービスマークも含めていう。

(ii) 商品とは、特に、工業又は手工業による商品、農産物、又は特に、水、鉱物、原材料等の天然産物、並びに第 174 条(3)に従うことを条件として、サービスをいう。

(iii) 偽造商標とは、不法に使用される同一の商標、又は保護の権利の対象となる商品について登録された商標と業として識別することができない商標をいう。

(iv) 先の商標とは、先の優先権を基礎として登録出願され又は登録された商標をいう。

第 121 条

商標について、保護の権利の付与を受けることができる。

第 122 条

(1) 第 120 条(1)の規定は、標識についての保護を求めて共同で出願した複数の企業による当該標識の同時並行使用が意図されている場合に、その標識を商標とみなすことを妨げるものではない。ただし、この規定は、その使用が公共の利益に反するものでなく、また、特に商品の性質、用途、品質、特性又は産地について、公衆を誤認させることを意図していないことを条件とする(保護の共同権利)。

(2) 保護の共同権利に基づいて商標を使用することについての原則は、(1)にいう企業が採択する商標使用規約によって定められる。

第 123 条

(1) 第 124 条及び第 125 条に従うことを条件として、商標についての保護の権利を取得する優先権は、特許庁への商標出願の出願日に従って決定される。

(2) 出願は、特許庁が出願を受領した日にされたものとみなす。第 13 条(2)から(9)までの規定を準用する。

第 124 条

ポーランド共和国においては、商標についての保護の権利を取得する優先権は、国際協定によって定められた規則に基づいて利用可能であり、商標出願の最初の正規出願日に従って決定される。ただし、その出願がその後前記の出願日から起算して 6 月の期間内に特許庁にさ

れることを条件とする。

第 125 条

(1) 商標についての保護の権利を取得する優先権は、国際協定の規則に基づき、その商標を付した商品がポーランド又は外国における公式又は公認の博覧会に展示された日に従って決定される。ただし、その商標についての保護を求める出願が前記の日から 6 月の期間内に特許庁にされることを条件とする。

(2) - (4) (削除)

第 126 条

最初の正規出願の対象である商標が先に博覧会で展示された商品に付されており、その商標が、展示日から出願日までの期間、パリ条約に規定されている仮保護を受けていた場合は、第 124 条にいう保護の権利を取得する優先権及び同条に規定した特許庁に対する出願期間の開始は、その商標を付した商品を博覧会において展示した日に従って決定される。

第 127 条

(1) 第 124 条及び第 125 条にいう優先権(先の優先権)は、譲渡すること及び相続の対象とすることができる。

(2) (1)にいう優先権の移転契約は、書面によらなければならない、書面によらない場合は効力を有さない。

第 128 条

商標出願人から外国において優先権を主張する目的で請求があったときは、特許庁は、特許庁に商標出願がされたことの証拠書類(優先権書類)を交付しなければならない。第 19 条(2)の規定を準用する。

第 129 条

(1) 保護の権利は、次の標識に対しては付与されない。

(i) 商標を構成することができないもの

(ii) 十分な識別性を有していないもの

(2) 第 130 条に従うことを条件として、次のものは十分な識別性を有していないものとみなす。

(i) 標識が適用されている商品を、取引において識別する能力を有していない標識

(ii) 商品の種類、産地、品質、数量、価格、用途、製造方法、組成、機能又は有用性を指定するために取引において使用することができる要素のみによって、又は主としてそれらによって構成されている標識

(iii) 通常の言語において慣習的なものとなっており、かつ、公正で確立した商慣行において使用されている標識

第 130 条

標識が十分な識別性を有しているか否かを評価する場合は、その標識が取引商品の表示とし

て使用されていた諸事情を考慮に入れなければならない。特に、商標が、その使用の結果、特許庁への出願日前に、通常取引状態における識別性を獲得している場合は、第 129 条 (1) (ii) に基づいて、保護の権利の付与を否定することはできない。

第 131 条

(1) 保護の権利は、次に該当する標識に対しては付与されない。

(i) その使用が、第三者の人格的又は経済的権利を侵害するもの、又は

(ii) 法、公共の秩序又は道徳性に違反するもの場合、又は

(iii) その性質について、特に、商品の性質、特性について又は(3)に関しその原産地について、公衆に誤認を生じさせる虞があるもの

(2) 保護の権利は、次の場合の標識に対しては付与されない。

(i) 標識についての保護を求める出願が、悪意で特許庁にされている場合

(ii) 標識が、次のものを組み込んでいる場合。ポーランド共和国の国名若しくは略称又はその象徴(国章、国旗若しくは国歌)、ポーランドの地方の長、町又は地域社会の名称又は紋章、軍隊、準軍事的組織又は警察の記章、ポーランドの勲章、栄誉のしるし又はメダルの複製、軍隊の勲章又は軍隊の記章、又は他の公の若しくは広く使用されている栄誉のしるし及びメダルであって、特に、政府行政機関、地方自治機関、又はポーランド共和国の全域又は広範な地域において重要な公益に関する活動を行っている社会的組織体に属するもの。ただし、出願人がその標識を業として使用する権利の証拠、特に、管轄国家機関が交付した授権書又は組織体が交付した許可書を提出することができる場合は、この限りでない。

(iii) 国際協定によって登録が禁止されている場合において、標識が他の国、国際機関の略称又は象徴(紋章、旗、徽章)、並びに他国で採用されている公の標識、管理及び保証を示す検査証明を組み込んでいる場合。ただし、出願人が、管轄当局が交付し、出願人がその標識を業として使用することを許可したことを示す授権書を提出することができる場合は、この限りでない。

(iv) 標識が、取引において使用することが認められている公認標識、特に安全標章、品質標章、公認品質証明を組み込んでいる場合。ただし、この規定は、その標識が公認標識の性質について公衆に誤認を生じさせる可能性がある場合に適用するものとするが、出願人が、これらの標識を使用する権利を証明することができるときは、この限りでない。

(v) 標識が、象徴的要素、特に、宗教、愛国心又は文化に係わる要素であって、その使用が宗教感情、愛国心又は国民的伝統を害する虞があるものを組み込んでいる場合

(vi) 標識が、商品又はその包装の形状又は他の特徴であって、専ら商品の性質上要求され、又は技術的成果を得るために必要であり、又は商品に実質的価値を与えるものを構成している場合

(3) ぶどう酒及び蒸留酒の場合は、商品の真の原産地と合致していない地理的要素を組み込んでいる商標は、公衆に誤認を生じさせる商標とみなす。

(4) 商標が、商品の原産地である地域、地方又は場所に関して文言上は正しいが、その商品が一定の商品に関して有名な他の地域を原産地とするものである旨の虚偽の表明をすることにより、公衆に誤認を生じさせる性質を有する地理的要素を含んでいる場合は、その商標には、保護の権利は付与されない。ぶどう酒及びビールについての同音異義の地理的表示の場合は、遅れて出願をした後の出願人が、特許庁の求めに従い、その商標を先の商標から識別

可能なように変更することを条件として、保護が付与される。

(5) 他の方が事業運営上の名称として使用している標識を商標として出願することは、特に、問題とされる名称が通常語である場合において、出願人が善意で行動しており、かつ、次の条件が満たされているときは、保護の権利の付与を拒絶する自律的理由とはならない。

(i) その名称が、ポーランド共和国において、同一種類の商品に対する有名商標として使用されていないこと、又は

(ii) 商標登録出願時に、特に、事業分野が異なっていること、事業範囲が特定地域に限定されていること又は両方の標識の使用形態が異なっていることなどが原因となって、利害の抵触が存在していないこと

第 132 条

(1) 同一又は類似の商品に関する商標については、その商標が次のものと同一又は類似している場合は、保護の権利は付与されない。

(i) 登録された地理的表示。ただし、出願人がその表示を使用する権利を有しており、かつ、その商標についての保護の権利の付与が、他の権利者がその登録された地理的表示を使用することを過度に制限することになるとは考えられない場合は、この限りでない。

(ii) 保護の権利を取得する優先権の決定基準日前に、他の当事者の商品に関する商標として周知であり、かつ、使用されている商標

(iii) ポーランド共和国において先に登録されていたが、その登録が終了した商標。ただし、この場合は、第 133 条に従うことを条件として、その商標についての保護の権利が失効した日と他の当事者が類似商標を出願した日との間隔が 2 年以下であることを条件とする。

(2) 商標についての保護の権利は、その商標が次に該当している場合は付与されない。

(i) 同一商品に関して先の優先日を有する他の当事者の登録商標又は登録出願商標(後日、登録されることを条件とする)と同一である場合

(ii) 同一又は類似の商品に関して先の優先日を有する他人の、保護の権利が付与されている又は保護が出願されている(後日、保護の権利が付与されることを条件とする)商標と同一であるか又は類似している場合。ただし、特に先の商標と関連があると思わせることによって公衆に誤認を生じさせる虞があることを条件とする。

(iii) 如何なる種類の商品に関するものであれ、先の優先日を有する他人の著名な登録商標又は登録出願商標(後日、登録されることを条件とする)と同一であるか又は類似している場合。ただし、正当な理由なく、その商標が出願人に不正な利益をもたらすことになるか、又は先の商標の識別性若しくは名声を害することになることを条件とする。本号の規定は、周知商標に準用する。

(3) 第 131 条(2)(ii)から(iv)までにいう標識及び第 131 条(2)(v)にいう象徴又は商品の原産地に関する標識を含む商標の保護は、同一又は類似の商品に関して他の企業のために保護の権利を付与されることを妨げるものではない。ただし、両方の商標が、取引の過程において容易に識別可能な状態にあることを条件とする。

(4) (3)は、出版市場において慣用されている単語又はその結合を含んでいる商標としての出版物名称に準用する。

(5) 第 4 条にいう手続に基づいて商標又は地理的表示が登録出願又は登録された場合は、(1)又は(2)の規定を準用する。

(6) 共同体商標が共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則 (EC) 40/94 号第 34 条及び第 35 条の規定 (EC OJ L 11 of 14 January 1994 p. 1 後に修正; EC OJ, the Polish special edition, chapter 17, t. 1, p. 146 後に修正) に従って商標登録の先順位をポーランド共和国領域において享受する場合は、(1) 又は (2) の規定を準用する。

第 133 条

第 169 条 (1) (i) に基づいて保護が終結した場合又は先の権利の所有者が後の商標が保護の権利を付与されることに承諾を与えた場合は、第 132 条 (1) (iii) の規定は適用されない。

第 134 条

(1) 特定の商品に関する商標についての保護の権利を付与することは、その企業が同一商品若しくは類似の商品に関して同一商標の保護の権利をも付与されること、又は同一商品若しくは類似の商品に関して類似の商標の保護の権利を付与されることを妨げるものではない。
(2) 第 122 条に規定した条件に基づき、先の商標について権利を有する企業と共有して、保護の共同権利も付与を受けることができる。

第 135 条

特定の商品に関する商標についての保護の権利を付与することは、その商標が人格的権利、特に他の所有者の名称に関連する標識と同一又は類似の標識を含んでいるという理由のみでは、他の企業の商品と同一又は類似の商品に関して、その商標の保護の権利の付与を拒絶する自律的理由を構成しない。

第 2 章 団体商標及び団体保証商標

第 136 条

(1) 法人格を有しており、かつ、複数の企業の利益を代表するために設立された組織体は、その組織体及びそこに所属する事業体が業として使用することを意図している商標 (団体商標) について、保護の権利の付与を受けることができる。
(2) (1) にいう組織体及びその所属事業体による業としての商標の使用に関する原則は、その組織体が採択した商標使用規約によって決定されなければならない。

第 137 条

(1) 法人格を有しており、自らは商標を使用しない組織体は、権限のあるその組織体が採択した商標使用規約によって定められた規定に従い、かつ、当該組織体の統制に従うことになっている複数の企業が使用することを意図している商標 (団体保証商標) について、保護の権利の付与を受けることができる。
(2) 団体保証商標についての保護の権利の所有者は、(1) にいう規約に規定された条件を満たしている企業に対しては、重大な理由なしに、当該商標を使用する権利を否定することができない。

第3章 商標出願

第138条

(1) 商標出願においては、その商標を確定し、その商標の使用対象である商品を指定しなければならない。第31条(4)の規定を準用する。

(2) 1の出願は、1の商標のみに係わらせることができる。色彩商標の場合は、1の配色を組み込んでいる標識は、1の商標であるものとみなす。第39条の規定を準用する。

(3) 団体商標、団体保証商標に関する出願、又は商標に関して保護の共同権利を取得するためにされる出願には、商標使用規約を添付しなければならない。

(4) (3)にいう規約は、特に、商標使用の方法、商標使用対象商品の共通特性、それらの特性の確認原理、及び規約に従わなかった場合の結果について明示していなければならない。更に、団体保証商標の使用規約は、他の企業による商標の使用についての、権限のある組織体による承認の条件及び手続の詳細を明示していることが要求される。

第139条

先の出願についての優先権の利益を得ようとする出願人は、商標出願に、その趣旨での関連する申立を含めると共に、申立に表示した国において商標出願がされたこと又はその商標を付した商品が特定の博覧会において展示されたことの証拠書類を添付しなければならない。当該書類は、出願日から3月以内に提出することもできる。当該申立又は書類の提出が遅れた場合は、優先権の主張は効力を有さない。

第140条

(1) 決定がされるときまでは、出願人は、自らの出願について追加又は訂正をすることができる。ただし、当該追加又は訂正が商標の本質的特性を変更せず、また、商標出願の対象である商品一覧の拡大もしないことを条件とする。

(1の1) 決定がなされるときまでは、出願人は、第129条にいう標識の商標からの削除を請求することができる。(1)の規定を準用する。この請求には、出願において求められる場合は、相応に変更された商標の写真又は印刷写しを添付しなければならない。

(2) (1)に従うことを条件として、出願人は、優先日を保持しつつ、表示した商品に関し出願を分割することができる。

第141条

(1) 出願人は、商標出願において商標の対象商品を指定するときは、ポーランド語による専門用語及び明白な表現を使用すること、及び一般に認められた分類法によって分類された商品一覧を提出することが要求される。15語を超える単語を含む一覧は、別紙に記載しなければならない。

(2) 第36条の規定は、商標の出願に準用する。特定の図示形式で表示又は表現された商標に関する出願は、商標のその表現を表示し又は構成している写真複製又は印刷写しを含んでいなければならない。音響標章に関する出願は、公共的活動を行う事業体の業務の情報化に関する2005年2月17日の法律第3条(i)の意味内のデータを情報媒体に録音した音響を含んでいなければならない。

第 142 条

特許庁は、明白な誤謬又は誤記を修正する目的でする場合に限り、出願を構成する書類の訂正をすることができる。この規定は、商品一覧及びその分類には適用しないものとし、また、当該訂正が、求められている保護の範囲を変更しないことを条件とする。

第 4 章 商標出願の処理

第 143 条

特許庁は、商標出願を、その出願日から 3 月の期間が満了した後直ちに、公告しなければならない。公告日以降、如何なる第三者も、出願において確定されている商標及びその商標の対象である商品の詳細を知ることができ、また、保護の権利を否定する原因となる可能性のある理由の存在について、特許庁に意見書を提出することもできる。

第 144 条

特許庁は、権利の付与のための法定要件が満たされていることを確認した後、商標についての保護の権利を付与する旨の決定をしなければならない。

第 144 の 1 条

手続が開始した後に出願人が商標出願の追加又は訂正をする場合において、それが本法の規定によって許されないときは、特許庁は、当該追加又は訂正の受理を命令によって拒絶する。

第 145 条

(1) (2)に従うことを条件として、特許庁は、商標についての保護の権利の付与のための法定要件が満たされていないことを認めるときは、権利の付与を拒絶する旨の決定をしなければならない。

(2) 特許庁は、(1)にいう決定をする前に、出願人に対して期限を指定し、その期限内に、保護の権利を否定する原因となり得る理由の存在を示唆している、収集された証拠及び文献に対応するよう求める。

(3) 商品の一部のみについて法定要件が満たされていないと認定された場合は、当該商品に関する商標についての保護の権利は、最初に特許庁によって拒絶される。当該決定が最終となった上で、特許庁は、保護の権利の付与を受けることができる商品に係る商標について保護の権利を付与する。

第 146 条

(1) 同一種類の商品に関して、同一の優先日を有する 2 以上の者によって類似する商標の出願がされ、それらの商標が容易に識別することができないものである場合は、保護の権利は、それらの商標を業として容易に識別できるように変更するという条件の下でのみ、付与を受けることができる。変更がされないときは、特許庁は、保護の権利を拒絶する旨の決定をしなければならない。

(2) 合理的な場合は、特許庁は、商標が業として容易に識別できるように変更することを何れの出願人に期待するのかを指示することができる。

(3) (1)にいう要件を満たしたとしても、最初に出願した商標と類似しない商標又は保護の権利を取得する他の当事者の優先権に影響を及ぼすことになる商標については、保護の権利が付与される結果には至らない。

第 147 条

(1) 特許庁は、商標についての保護の権利を付与するための法定要件が満たされていることを確認した後は、保護の権利を付与する旨の決定をしなければならない。

(2) 保護の権利は、10年の保護期間に対する手数料が納付されることを条件として付与される。手数料が納付されなかった場合は、特許庁は、保護の権利を付与する旨の決定が失効したことを宣言しなければならない。

(3) (2)の規定は、保護の権利が共同体商標に関する欧州連合の規則に従って登録された商標の国内出願への転換の請求によって付与された場合に準用される。ただし、手数料の納付期限を決定する目的上、10年の期間が転換請求の提出日から起算される場合に限る。

第 148 条

第 35 条(4)から(6)まで、第 39 の 1 条(2)、第 41 条、第 42 条、第 43 条(2)(ii)及び(3)、第 44 条(1)、第 45 条(1)、第 46 条(1)及び(2)、第 48 条並びに第 55 条の規定は、商標出願の処理に準用する。

第 149 条

商標についての保護の権利を付与したときは、商標登録簿に記録しなければならない。

第 150 条

商標についての保護の権利を付与したときは、その証拠として、商標保護証を交付しなければならない。

第 151 条

権利の所有者は、円で囲んだ文字「R」を商標の隣に追加し、自己の商標が登録されていることを表示することができる。

第 152 条

総理大臣は、規則をもって、商標出願が満たさなければならない要件の明細、商標出願の審査において適用される規則及び手続の明細を定める。後者には特に、第 143 条にいう期間の満了後、公衆に開示することができる関連情報の範囲及び情報を公衆の利用に供する方法、並びに特許庁が商品一覧及びその分類について訂正することができる権限の範囲を含むものとする。商標出願が満たすべき要件は、出願人に過度で、不合理な障害を課すようなものにしてはならない。

第4の1章 国際商標の保護の扱い

第152の1条

特許庁は、協定又は議定書に規定される範囲で国際商標のポーランド共和国領域での保護に関する手続を行う。

第152の2条

(1) 特許庁は、国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認するための法定要件が満たされていないことを認めた場合は、(2)に従うことを条件として、保護の容認の最終的拒絶を決定しなければならない。

(2) 特許庁は、(1)にいう決定をする前に、協定又は議定書に規定された手続、様式及び言語を適用するときは、国際商標の保護がポーランド共和国領域について容認されることを妨げる理由の通知(保護認定の予備的拒絶)を国際事務局へ伝達しなければならない。かつ、国際商標の登録所有者が本件について自己の意見書を提出することができる期限を定めなければならない。

第152の3条

国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認するための法定要件が一定の商品に限り満たされていない場合は、特許庁は、当該商品に関して、国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認することの拒絶に関する最終決定をする。第152の2条(2)の規定を準用する。

第152の4条

国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認する手続の遂行中に及び予備的拒絶の後に、当該事件について国際商標の登録の所有者によって任命された代理人が、ポーランド共和国領域での国際商標の保護の請求を所有者が放棄することを特許庁に通知する場合は、第152の2条(1)、第152の3条及び第152の5条の規定を準用する。

第152の5条

特許庁は、協定又は議定書に規定された手続、様式及び言語を適用するときは、国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認することの拒絶に関する最終決定の通知を、国際事務局へ伝達しなければならない。また、この事件についての代理人が任命されている場合は、庁は、ポーランド共和国領域での国際商標の保護を容認することの最終拒絶の決定を代理人に送付しなければならない。

第152の6条

特許庁は、国際商標登録の所有者の立場を審査した後に国際商標の保護が容認されることを妨げる理由の欠如を認めた場合は、通知でこの認定を確認しなければならない。協定又は議定書に規定された手続、様式及び言語を適用するときはこれを国際事務局へ伝達しなければならない。更にこの事実を代理人(任命されている場合)に通知しなければならない。

第 152 の 7 条

(1) 国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認することの最終拒絶に関する特許庁の決定は、本件の再審理の請求に従うことを条件とすることができる。第 244 条(1)から(1 の 4)まで及び(5)の規定を準用する。

(2) (1)にいう請求の提出期限は、国際商標登録の所有者が第 152 の 5 条にいう保護の容認の最終拒絶に関する特許庁の通知を国際事務局によって送達された日から 2 月とする。

第 152 の 8 条

本件の再審理の結果、国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認することの最終拒絶に関する、不服申立された決定を特許庁が維持する場合は、庁は、この決定を国際商標登録の所有者へも送達しなければならない。

第 152 の 9 条

第 152 の 2 条(1)にいう保護の容認の最終拒絶に関する決定後、かつ、本件の再審理の結果、特許庁が不服申立された決定を全体として破棄する場合は、第 152 の 6 条の規定を準用する。

第 152 の 10 条

国際商標の保護をポーランド共和国領域について容認することの最終拒絶に関する決定をした後、かつ、本件の再審理の結果、特許庁が一定の商品に限り不服申立された決定を破棄した場合は、特許庁は、一定の商品に限り第 152 の 5 条にいう保護の容認の最終拒絶に関する決定を下す。

第 152 の 11 条

(1) 何人も、国際商標登録の保護をポーランド共和国領域について容認することに対して理由のある異議申立をすることができる。(2)に従うことを条件として、第 246 条(1)及び第 247 条の規定を準用する。

(2) 国際商標登録の所有者が(1)にいう異議申立に応答しないか又は異議申立を認容する場合は、特許庁は、すべての商品についての又は一定の商品に限る国際商標登録の保護をポーランド領域について容認することを取り消す決定を下す。

(3) (2)にいう特許庁の決定は、本件の再審理の請求に従うことを条件とすることができる。第 244 条(1)から(1 の 1)まで及び(4)から(5)までの規定を準用する。

第 152 の 12 条

(1) すべての商品の、又は一定の商品に限る国際商標についての保護をポーランド共和国領域について容認することの最終拒絶に関する特許庁の決定、並びに国際商標登録の保護をポーランド領域について容認することを取り消す決定は、当該商標の登録所有者によって行政裁判所へ提起される不服申立の対象となる。第 249 条(1)及び第 250 条の規定を準用する。

(2) 特許庁の決定が行政裁判所によって破棄される場合は、第 152 の 6 条、第 152 の 8 条及び第 152 の 10 条の規定を準用する。

第 152 の 13 条

国際商標登録の保護のポーランド領域での容認取消に関しては、第 164 条から第 167 条までの規定を準用する。

第 152 の 14 条

特許庁は、協定又は議定書に規定された手続、様式及び言語を適用するときは、国際商標登録の保護のポーランド領域での容認取消の通知を国際事務局へ伝達しなければならない。

第 152 の 15 条

国際商標登録の保護のポーランド領域での容認の失効の宣言に関しては、第 169 条から第 172 条までの規定を準用する。ただし、第 169 条(1)(i)にいう期限は、当該商標の保護の容認の、公報における公表日から起算される。

第 152 の 16 条

ポーランド共和国領域について保護を受ける国際商標の登録による権利の侵害の主張に関しては、第 296 条から第 298 条までの規定が準用され、主張は当該商標の保護の容認の、公報における公表日から有効とする。

第 5 章 商標についての保護の権利

第 153 条

- (1) 保護の権利は、その商標をポーランド共和国の全域において営利目的又は職業目的で使用する排他権を与える。
- (2) 保護の権利の存続期間は、特許庁に商標出願をした日から起算して 10 年とする。
- (3) 保護の存続期間は、権利の所有者からの請求により、その商品の全部又は一部に関して、その後の各 10 年間延長を受けることができる。
- (4) (3)にいう請求は、現行保護期間の満了日前に、ただし、その満了日前 1 年以内に提出しなければならない。請求の提出は、次期の保護手数料の納付と共に行わなければならない。
- (5) (3)にいう請求は、割増手数料の納付を条件として、保護期間満了後 6 月以内に行うこともできる。この期限は、回復することができない。
- (6) 請求が、(5)にいう期限の到来後に提出された場合、又は(4)及び(5)にいう次期の手数料が納付されなかった場合は、特許庁は、商標保護期間の延長を拒絶する旨の決定をしなければならない。

第 154 条

商標の使用は、特に次の行為によって構成される。

- (i) 保護の権利に係る商品若しくはその包装に商標を付し、その商品の販売の申出をし若しくは販売すること、輸出し若しくは輸入すること、又は販売の申出をし若しくは販売する目的でその貯蔵をすること、及び当該商標に基づいてサービスの申出又は提供をすること
- (ii) 商品を販売するため又はサービスを提供するために使用される営業書類に商標を使用すること

(iii) 商標を宣伝に使用すること

第 155 条

(1) 商標についての保護の権利は、当該商標を付した商品に関して、当該商品が先に権利の所有者によって又はその同意を得てポーランド共和国領域において販売されていた場合は、特に、当該商品を付した商品の販売の申出又は更なる販売から構成される行為には及ばない。

(2) 商標についての保護の権利は、当該商標を付した商品に関して、当該商品が先に権利の所有者によって又はその同意を得て欧州経済地域の領域において販売されていた場合は、輸入又は(1)にいうその他の行為によっても侵害されたものとみなされない。

(3) (1)及び(2)は、権利の所有者が商品の更なる商品化に異議申立する合法的な理由がある場合、特に販売された後に商品の状態が変えられ又は傷付けられる場合は、適用されない。

第 156 条

(1) 保護の権利は、その権利の所有者に対し、第三者が次の事項を業として使用することを禁止する権利を与えるものではない。

(i) 当該第三者の名称又は住所

(ii) 特に、商品の特徴及び特性、種類、数量、品質、用途、原産地、生産時期又は使用可能期間の満了時期に関する表示

(iii) 登録標章又は類似標章。ただし、特に、販売の申出がされる予備部品、付属品又はサービスに関連して、その製品の用途を示す必要があることを条件とする。

(iv) 登録された地理的表示。ただし、第三者によるそれを使用する権利が本法の他の規定に基づいて許可されていることを条件とする。

(2) (1)にいう標識の使用は、その使用者及び商品購入者の合理的要求を満たすと共に、工業的若しくは商業的事業、又はサービスにおける誠実な慣行に従っている場合に限り、許可される。

第 157 条

商標登録の所有者は、第 169 条(1)(i)、(4)及び(5)の意味における商標の使用をしていない場合は、第三者が業としてその標章又は類似の標章を使用することを禁止する権利を有さない。

第 158 条

(1) 商標登録の所有者は、第三者がその事業活動の運営上の名称を使用することを禁止する権利を有さないものとするが、ただし、当該名称が事業活動の対象である商品の表示として使用されないこと、及び活動分野の相違又は名称の使用が特定地域に限定されていること等のために、商品の出所について公衆に誤認を生じさせる虞がないことを条件とする。

(2) (1)は、第三者がその名称を事業活動の運営において使用する上で、悪意があった場合は、適用しない。

第 159 条

(1) 商標登録の共有者は、自己の活動範囲において商標を使用すること、及び保護の権利の

侵害について、他の共有者の同意を得ないで、自己の権利を行使することができる。

(2) 本法によって規制されていない範囲については、保護の権利の共有に係わる契約に別段の定めがある場合を除き、部分所有における共有権に関する民法典の規定を適用する。

第 160 条

(1) 地域的に限定された範囲で事業活動を運営し、標章であって、後に他の当事者により商標として登録されたものを善意で使用していた者は、その標章を前に使用していた範囲で、引き続き無償で使用する権利を有する。

(2) 利害関係人からの請求があったときは、(1)にいう権利は、商標登録簿に記録しなければならない。当該権利は、それに係る事業と共にする場合に限り、他の当事者に譲渡することができる。

第 161 条

(1) 他の国において商標を使用する排他権を有する者の代理人又は代表者が、その名義により商標について保護を求める出願をし、又は保護の権利を付与された場合において、代理人又は代表者が前記の権利者の同意を得ないで手続をしていたときは、当該権利者は、国際協定によって認められ範囲において、保護を付与する手続が停止されること又は保護の権利が取り消されることを要求することができる。当該権利者はまた、保護の権利が自己に付与されること又は既に付与されている権利が自己に移転されることも要求することができる。

(2) 前記の権利については、(1)にいう権利者が、登録商標が使用されていることを知りながら、連続して5年間その使用を黙認していた場合は、取消又は移転を要求することができない。

第 162 条

(1) 保護の権利は、譲渡すること又は相続の対象とすることができる。第 67 条(2)及び(3)の規定を準用する。

(1 の 1) 商標の保護の権利は、団体商標又は団体保証商標としてそれぞれ第 136 条及び第 137 条にいう組織体に、又は保護の団体の権利として複数の事業体に移転することができる。

(1 の 2) (1 の 1)にいう保護の権利の移転は、当該権利を享受する当事者の同意を得た場合に限り行うことができる。

(1 の 3) (1 の 1)にいう保護の権利の移転の登録簿への記入は、第 122 条(2)、第 136 条(2)又は第 137 条(1)にいう商標使用規約が提出された後にしなければならない。

(1 の 4) 保護の団体の権利は、商標の保護の権利として単一の当事者に移転することができる。

(2) (削除)

(3) 団体商標についての保護の権利は、第 136 条にいう組織体に所属する複数の企業に、保護の共同権利として譲渡することができる。譲渡契約には、第 122 条(2)にいう規約に関連して実行される範囲での、商標使用規約が定められていなければならない。

(3 の 1) 保護の団体の権利は、団体商標又は団体保証商標として第 136 条及び第 137 条にいう組織体に移転することができる。権利の譲渡契約には、それぞれ第 136 条(2)及び第 137 条(1)にいう規約に関連して規定される範囲での当該商標の使用を管理する規約を明記しな

なければならない。

(4) 商標についての保護の権利の譲渡は、保護の権利が付与されている一定の商品に関しても行うことができる。ただし、権利の売主の名義で商標登録が継続される対象商品が、それと同一種類でないことを条件とする。譲渡が行われたときは、譲渡された権利は、売主が有した権利とは別のものとして取り扱われる。

(5) 保護の共同権利における持分に関する譲渡契約は、共有者全員によって同意が与えられることを条件として、その効力を有する。

(6) (1)、(3)から(5)までを、特許庁に既になされているが、保護の権利が未だ付与されていない出願から生じる権利に準用する。

第 163 条

(1) 商標登録の所有者は、他の当事者に対し、その商標を、締結されたライセンス契約に基づいて使用する権限を付与することができる。第 76 条、第 78 条及び第 79 条の規定は、当該契約に準用する。

(2) 使用権者は、自己に付与された権限の範囲内で商標使用に関するサブライセンスを付与することができる。

(3) 使用権者は、商標の隣に「lic.」の表示を追加することにより、商標使用のライセンスを付与されている旨を表示することができる。

(4) 商標使用のライセンスを実行する場合において、使用許諾者からの請求があったときは、使用権者は、(3)にいう表示を追加することによって、使用権者がライセンス契約に基づいて商標を使用している旨を表示する義務を負う。

第 6 章 商標についての保護の権利の無効及び失効

第 164 条

商標についての保護の権利は、それに関して適法な利害関係を有する者からの請求に基づき、その全部又は一部を無効にすることができる。ただし、前記の者が権利の付与に関する法定要件が満たされていなかったことを証明できることを条件とする。

第 165 条

(1) 保護の権利についての無効請求は、その請求に関して、次の事情が存在している場合は認めることができない。

(i) 前記の権利が先の商標と抵触していること又は請求当事者の人格的若しくは経済的権利が侵害されていることを理由としているが、請求当事者が連続して 5 年間、その登録商標が使用されていることを知りながら、使用を黙認していたこと

(ii) 保護の権利の付与後 5 年の期間が満了した後に、当該権利が第 129 条の規定に違反して付与されていたが、その商標は、使用された結果、識別性を獲得したこと

(iii) その権利が周知商標と抵触していることを理由としているが、周知商標の権利を有する当事者が、連続して 5 年間、その登録商標が使用されていたことを知りながら、使用を黙認していたこと

(2) (1)は、権利の所有者がその権利を悪意で取得していた場合は適用しない。

第 166 条

(1) 商標についての保護の権利は、その商標が先の商標に類似しているという理由のみでは無効にすることができない。ただし、先の商標が第 169 条(1)(i)、(4)及び(5)の意味では使用されていなかったことを条件とする。

(2) (1)にいう事情の場合は、商標の不使用についての異議は、保護の権利を失効させる宣言を求める請求を添付する場合に限り、提起することができる。この異議は、無効請求と併せて、審査の対象としなければならない。

第 167 条

ポーランド共和国公訴長官又は特許庁長官は、公共の利益のために、商標についての保護の権利を無効にするよう請求すること又は既に係属している無効訴訟に参加することができる。

第 168 条

(1) 商標についての保護の権利は、次のときに失効する。

(i) 当該権利の付与に係わる保護期間が満了したとき

(ii) 保護の権利の所有者が、その権利を、それに係わる権利を有する当事者の同意を添え、放棄する手続の特許庁にしたとき

(2) (1)(ii)にいう権利の放棄は、付与された権利の対象である商品のうち一定のもののみに係わらせることもできる(商品一覧の減縮)。

(3) 共同権利に係わる持分が放棄されたときは、その持分は、他の共有者に、その持分に応じて移転される。

(4) (3)に従うことを条件として、(1)(ii)にいう事件においては、特許庁は、保護の権利を失効させる旨の決定をしなければならない。

第 169 条

(1) 商標についての保護の権利は、次の場合にも失効する。

(i) 登録商標を、連続して5年間、その登録の対象である商品について真正の使用をしなかった場合。ただし、不使用について重大な理由が存在しているときは、この限りでない。

(ii) 商標所有者の行為又は不注意の結果、登録商標が、その商標の登録対象である商品に関し、特に商品の種類、品質、数量、価格、用途、製法、製造の時期又は場所、組成、機能又は有用性を表示するのに業として使用することができる要素のみで構成された取引上の習慣的な標章となってしまったという理由により、その識別的特徴を喪失した場合

(iii) 権利の所有者又はその同意を得た第三者の行為の結果、商標が、特に商品の性質、品質、特徴又は出所に関して、公衆に誤認を生じさせる虞のある場合

(iv) 商品についての保護の権利を享受していた法人がそれぞれの登録簿から抹消された場合

(2) (1)にいう事情の場合は、特許庁は、その商標についての保護の権利に関して適法な利害関係を有する当事者からの請求に基づき、その権利を失効させる旨の決定をしなければならない。

(2の1)(1)(iii)にいう事例の場合は、特許庁は、商標についての保護の権利が次の者の請求で失効することを宣言する決定をしなければならない。

- (i) 次の者の利益を守ることを法定業務とする国又は地方組織体
 - (a) 消費者
 - (b) 事業体
 - (ii) 競争及び消費者保護庁長官
 - (iii) 地域(市)消費者オンブズマン
- (3) ポーランド共和国公訴長官又は特許庁長官は、公共の利益のために、商標についての保護の権利が失効した旨の宣言を請求すること又は既に係属している無効訴訟に参加することができる。
- (4) (1)の意味での商標の使用は、次の標章の使用も含むものとする。
 - (i) 保護の権利が付与された形態での標章が有する識別性を変更することにならない要素において異なる形態で行うこと
 - (ii) 輸出のためのみに、商品又はその包装に標章を付すこと
 - (iii) 第三者が、権利の所有者の同意を得て行うこと
 - (iv) 団体商標又は団体保証商標を使用する権限のある当事者によるもの
- (5) ポーランド市場において入手することもできず、ポーランドにおいて輸出目的で製造されてもいない製品を宣伝するために商標を使用することは、真正の使用を構成するものとみなされない。
- (6) 保護の権利が失効した旨の宣言を求める手続が開始された場合は、商標を使用していたこと又は商標の不使用について重大な理由が存在することについての立証責任は、保護の権利の所有者にある。
- (7) (1)から(6)までに規定した条件に基づき、また、商標使用規約が遵守されなかった場合において、共有者に関して、権利を失効させる旨の決定をすることができる。この規定は、団体商標及び団体保証商標についての保護の権利に準用する。

第 170 条

- (1) (2)に従うことを条件として、特許庁は、第 169 条(1)(i)にいう事情により、保護の権利が失効した旨の宣言を求める請求を、その商標の真正の使用が請求の提出前に開始又は再開されている場合は、却下しなければならない。
- (2) 不使用が中断なく 5 年間継続した後であって、かつ、保護の権利が失効した旨の宣言を求める請求が提出される前の 3 月の期間内に行われた商標使用の開始又は再開は、権利の所有者が当該請求の提出される可能性があることを知った直後に使用の開始又は再開の準備が行われていた場合は、無視しなければならない。
- (3) (1)及び(2)は、第 169 条(7)にいう事件に準用する。
- (4) 商標に組み込まれていた、第 131 条(2)にいう標識又は象徴を使用する権利の喪失は、その標識又は象徴が、保護の権利が失効した旨の宣言を求める請求が提出される前に使用されなくなっていた場合であっても、その商標についての保護の権利が失効したと宣言する旨の決定を行わない理由を構成するものではない。

第 171 条

商標についての保護の権利の失効に関する理由が一定の商品のみに係わっている場合は、権利の失効は、それらの商品に関してのみ効力を有する。

第 172 条

第 170 条に従うことを条件として、商標についての保護の権利は、保護の権利を失効させる原因であると本法に基づいてみなされる出来事が生じた日に終了する。保護の権利の終了日は、決定において確認しなければならない。

第 173 条

保護の権利の無効又は失効は、商標登録簿に記録される。

第 II 部 地理的表示

第 1 章 予備規定

第 174 条

(1) 本法の適用上、地理的表示は、言語表示であって、明示的又は黙示的方法で場所、地域、地方又は国(領域)の名称を示し、かつ、商品に係わる一定の品質、名声その他の特性が本質的にその商品の地理的原産地に由来する場合に、その商品がその領域を原産地としていることを確認するものとする。

(2) 外国の地理的表示は、その表示が原産国において保護を受けている場合に限り、ポーランドにおいて保護を受けることができる。

(3) この部において商品というときは、サービスを含まない。

第 175 条

(1) 次のものが地理的表示を構成する。

(i) 原産地の指定であって、製品について次の事項を示すために使用されるもの

(a) 特定の領域を原産地としていること、及び

(b) その製品の特性が基本的に又は専ら固有の自然的及び人的要素を伴う特定の地理的環境に由来すること、及びその製品の生産又は加工が当該領域において行われていること

(ii) 地方の名称であって、製品について次の事項を示すために使用されるもの

(a) 特定の領域を原産地としていること、及び

(b) その製品の特性その他の特徴が、それらの生産又は加工された領域であるその地理的原産地に本質的に由来すること

(2) 地理的表示はまた、生産又は加工の地域より広い限定地域を出所とする原材料又は中間製品によって生産される製品を説明するために使用される呼称も含む。ただし、原材料又は中間製品の調製についての特別な条件が存在していること、及びその条件が守られていることを確実にするための検査の取り決めが存在していることを条件とする。

(3) (2)にいう条件に従うことを前提として、製品の原産地である真実の場所に一致していない地理的呼称又は他の伝統的呼称も、それらが限定地域を原産地とする製品に関して普通に使用されている場合は、地理的表示とする。

第2章 地理的表示に関する出願及びその処理

第176条

- (1) 地理的表示に関する出願には、次のものを含めなければならない。
 - (i) 登録出願する表示の詳細な説明
 - (ii) その表示の対象とする商品の明細
 - (iii) その表示が関係する地域に関する範囲決定の明細
 - (iv) 主たる物理的、化学的、微生物学的又は感覚的特徴を特に含めての製品の特徴又は特性についての説明、及びこれらの特徴と地理的環境又は原産地の結び付きを裏付ける詳細の説明
 - (v) 地理的表示の使用条件。これには、製品の生産方法、特徴又は特性、その表示を使用しようとする者が満たすべき他の要件、及び該当するときは、検査についての取り決めを含める。
 - (vi) その表示を使用している又は使用することを予定している企業についての明細
- (1の1) 地理的表示の出願は、1の表示及び1の種類の商品のみに関するものでなければならない。第39条及び第42条(2)の規定を準用する。
- (2) 出願は、一定の領域において事業活動をしている生産者の利益を代表する権原を有している組織体ができる。
- (3) (2)にいう組織体は、地理的表示に関する出願に、その行為権限を確認する証明書を添付することが要求される。
- (4) 出願は、地理的表示が関係する領域について管轄の国又は地方の行政機関もすることができる。
- (5) (2)及び(4)にいう事情においては、外国の地理的表示の登録出願をする者は、その表示に対して原産国において保護が与えられていることを確認する書類に言及するか又はその書類を添付することが要求される。特に、地理的表示が保護を受けることを可能にする国際協定は、前記の確認文書であるとみなすことができる。

第177条

- (1) 使用した場合は商標についての保護の権利を侵害することになる地理的表示は、前記の保護の権利の所有者がその権利を放棄した場合に限り、登録適格を有する。
- (2) 地理的表示の登録出願が商標登録の所有者との合意の上で提出されており、その出願において、当該所有者が地理的表示を使用する権限のある当事者の中に含まれており、また、所有者がその権利を維持することが他の権限のある当事者による地理的表示の使用の自由を過度に制限するものではないと考えられる場合は、商標についての保護の権利を放棄することを要求してはならない。
- (3) 商標についての保護が他の権限のある当事者による地理的表示の使用の自由を過度に制限するものであると考えられるか否かを評価する場合は、特に、地理的表示を、商標によって表現されているもの以外の形態で使用できる可能性を考慮に入れなければならない。

第178条

- (1) 商品の原産地である領域に関して文言上は正しいが、公衆に対して、その商品が一定の

商品の原産地として有名な他の領域を原産地としている旨の虚偽の表明をする表示は、登録適格を有さない。同音異義語の地理的表示の場合は、後の出願の出願人が、特許庁の求めに従い、その表示を既に登録済か又は先に登録出願済の表示から容易に識別可能にするための適切な変更を行うことを条件として、保護が与えられる。

(2) (1)の規定は、地理的表示が第4条にいう手続に基づいて登録されている場合に適用される。

第179条

ある種類の商品の表示として広範に使用された結果、一般的名称となった地理的表示は、それが公益にかなう場合又はその表示の保護が国際協定に由来する場合を除き、登録による権利の付与を受けることができない。

第179の1条（削除）

第180条

特許庁は、地理的表示に関する出願の処理過程において、出願人に対し期限を指定し、その出願を完成すること又は指定した不備若しくは重大な過失を訂正することを求めなければならず、それが行われなない場合は、手続を停止しなければならない。

第181条

地理的表示が登録される前の期間においては、特許庁は、出願人の同意を得ないで、その出願に関する情報を、権限のない当事者に開示してはならない。

第182条

(1) 特許庁は、地理的表示に係わる登録出願が正しく仕上がっていることを確認した後に、地理的表示の登録による権利を付与する旨の決定をしなければならない。

(2) 出願は、その地理的表示が製品の原産地について表示していないか若しくは虚偽の表示をしている場合、又はその書類が第174条(2)及び第176条から第179条までにいう登録による権利の付与を受けるための要件を満たしていない場合は、正しく仕上がっているものとはみなされない。第49条の規定を準用する。

(3) 登録による権利は、保護手数料の納付を条件として付与される。所定の期限内に手数料が納付されなかった場合は、特許庁は、登録による権利を付与する旨の決定が失効したことを宣言しなければならない。

(4) 地理的表示の登録により付与された権利は、地理的表示登録簿に記録される。

(5) 地理的表示の登録による権利を付与した場合は、その証拠として登録証が交付される。

第183条

総理大臣は、規則をもって、地理的表示の登録出願が満たさなければならない要件の明細、並びに出願の処理に適用する規則及び手続の明細を定める。地理的表示の出願が満たすべき要件は、出願人に過度で、不合理な障害を課すようなものとしてならない。

第3章 地理的表示の登録による権利

第184条

- (1) 地理的表示について、登録による権利の付与を受けることができる。
- (2) 地理的表示についての保護期間には制限を付さないものとし、その期間は、特許庁が備える地理的表示登録簿にその表示が記入された日に始まる。

第185条

- (1) 登録による権利が付与された地理的表示を、自己の製品が登録による権利の付与を受けるための要件を満たしていない者が、ポーランド共和国領域内において使用することは認められない。第154条、第155条及び第156条の規定を準用する。
- (2) (1)にいう者は、地理的表示の使用が製品の地理的原産地を示すことを意図していない場合であっても、又は製品について真の生産場所が表示されている場合であっても、地理的表示を使用することができない。
- (3) (1)にいう者は、製品の種類を表示する表現、例えば、地理的表示に「模造(imitation)」、「型(type)」、「製法(process)」等を添付している場合であっても、地理的表示を使用することができない。
- (4) (1)から(3)までにいう禁止は、地理的表示が原語、翻訳語又はその他の関連した形態による場合をも含むものとする。

第186条

一定の領域において事業を行い、前に地理的表示を善意で使用していたが、その製品が登録による権利の付与を受けるための要件を満たしていない者は、登録による権利の付与日から起算して1年を限度として、その表示の使用を継続することができる。

第187条

- (1) 自己の製品が地理的表示を使用するための条件を満たしている者は、その表示を業として使用する権利を有する。当該人はまた、特許庁に対し、自らをその表示を使用する権限のある当事者として、登録簿に記入するよう請求することができる。
- (2) (1)にいう記入は、請求人が、登録による権利の所有者によって発行される、請求人の製品は地理的表示についての使用条件を満たしている旨を確認する文書を提出することを条件として、又は裁判所の判決に基づいて、行うことができる。
- (3) (2)にいう権利の所有者は、当事者であって、その者の製品が登録による権利の付与を受けるための要件を満たしていないか又は満たさなくなったものを、登録簿から削除するよう要求することもできる。

第188条

(1) 登録による権利の所有者から請求があったときは、地理的表示の使用条件、例えば地理的表示に係わる地域の限定、製品の生産条件、製品の特徴若しくは特性、検査方法等を、変更することが認められるが、ただし、製品の生産における技術的進展を考慮して適切であることを条件とする。

(2) 登録による権利の所有者が、(1)にいう変更請求に関して、その地理的表示を使用する権限のある者として登録簿に表示されている当事者から異議申立を受けていないことを証明した場合は、特許庁は、変更を承認する旨の決定をし、かつ、登録簿にそれに関連した記入をしなければならない。

(3) (1)にいう変更異議申立をする当事者が1月の期間内に、特許庁に対し、変更請求は不合理である旨を認めるよう請求を提出した場合は、その事件は、紛争処理手続における審理に付される。紛争処理手続が行われない場合は、特許庁は、異議申立が取り下げられたものとみなし、(2)にいう決定をしなければならない。

(4) 外国の地理的表示の場合は、(1)にいう変更は、登録による権利の所有者が提出した、その表示の使用に関連する条件が原産国において変更されている旨の証拠を基礎とする場合に限り、認められる。

第189条

地理的表示についての登録による権利の所有者は、第176条(2)から(4)までにいう条件に従うことを前提として、契約によって、その権利を他の組織体又は機関に譲渡することができる。請求があったときは、上記の名義変更を登録簿に記入しなければならない。

第190条

自己の製品に登録された地理的表示を付す権限のある者は、その表示が登録されている旨を、製品に「登録地理的表示」の語を付すこと又は地理的表示の隣に円で囲んだ文字「G」を付すことによって、表示することができる。

第4章 地理的表示の登録による権利の無効及び失効

第191条

地理的表示の登録による権利は、その権利に適法な利害関係を有する当事者が請求し、その権利の付与を受ける法定要件が満たされていないことを証明できる場合は、無効とすることができる。

第192条

(1) (3)に従うことを条件として、適法な利害関係を有する当事者は、地理的表示であって、保護を受ける要件を満たさなくなっているか、又は5年間使用されておらず、かつ、使用されなかったことについて重大な理由がないものについて、登録による権利を失効させる旨の決定を求める請求をすることができる。

(2) 地理的表示が使用されていること又は不使用についての正当な理由が存在することについての立証責任は、登録による権利の所有者にある。

(3) (1)は、保護が国際協定に由来している表示には適用しない。

(4) 地域の名称が、類似商品についての一般的名称として業として使用されていることは、その表示の登録による権利の無効を求め、又はその権利が失効したことの宣言を求める理由とすることができない。

(5) 地理的表示の登録による権利は、権利の所有者が、その表示を使用する権限のある者と

して登録簿に表示されている当事者の同意を得て、特許庁に放棄の手続をしたときも、消滅する。

(6) (5)に記載した事情においては、特許庁は、登録による権利を消滅させる旨の決定をしなければならない。

第 193 条

ポーランド共和国の公訴長官又は特許庁長官は、公益のために、地理的表示の登録による権利を無効とするよう請求し、又は既に係属している無効訴訟に参加することができる。

第 194 条

地理的表示の登録による権利は、本法に基づいて登録による権利を失効させる原因になるとみなされる出来事が発生した日に終了する。登録による権利の終了日は、決定において確認しなければならない。

第 195 条

登録による権利の無効又は失効は、地理的表示登録簿に記録しなければならない。

第 IV 編 集積回路の回路配置

第 I 部 予備規定

第 196 条

(1) 集積回路において、如何なる表現がされているかを問わず、少なくとも 1 が能動素子である複数の素子及び全部又は一部の相互接続の 3 次元配置から構成されている解決方法は、集積回路の回路配置であるとみなす(以下「回路配置」という)。

(2) 集積回路は、連続する層を形成する半導体素子、相互接続及び絶縁スペースより成り、分離不能な形で連結されていて、電子的機能を果たすよう意図されている 1 又は 2 以上の層を有する 3 次元製品を意味する。

第 197 条

(1) 回路配置について、登録による権利の付与を受けることができる。

(2) (3) 及び(4)に従うことを条件として、回路配置については、それが独創性を有する場合に限り、登録による権利の付与を受けることができる。

(3) 回路配置の登録による権利は、特許庁に回路配置の登録出願がされる前に、その回路配置が 2 年以上、商業的に実施されていた場合は、付与されない。

(4) 回路配置の登録による権利は、その回路配置が、如何なる形式においてであれ、固定又は符号化されてから 15 年の期間内に商業的に実施されていない場合は、付与を受けることができない。

第 198 条

(1) 回路配置が創作者自身の知的努力の成果であり、創作時に陳腐なものでない場合は、その回路配置は独創性を有するものとみなされる。

(2) 回路配置が陳腐な素子で構成されている場合は、登録による権利は、当該素子の結合が独創性を有する範囲に限り、付与を受けることができる。

第 199 条

回路配置についての登録による権利は、その回路配置が、それを利用する集積回路の機能に明確に起因する場合は、付与されない。

第 200 条

回路配置の登録を受ける権利は、回路配置の創作者、創作者の権原承継人、創作者が雇用契約その他の契約を締結している相手方、又は創作者に回路配置を創作する上で援助を提供した者に帰属する。第 11 条、第 12 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。

第 201 条

回路配置の創作者は、事業体によるその回路配置の実施に対して、対価を受ける権利を有する。第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。

第 II 部 回路配置の出願及びその処理

第 202 条

- (1) 回路配置の登録出願は、次のものを含んでいなければならない。
- (i) 願書
 - (ii) 回路配置を特定する資料。これには、回路配置を明確に定義するために必要なデータを含める。
 - (iii) 回路配置を登録出願日前に商業的に実施していた場合は、その実施日に関する陳述
- (2) (1)にいう出願においては、出願人は、その回路配置を特定することが必要な場合を除き、産業秘密又は企業秘密を構成する情報を開示することを要求されない。
- (3) 1の回路配置出願は、1の解決方法のみに係わらせることができる。
- (4) 回路配置出願が、少なくとも願書及びその回路配置を特定する資料とみられる部分を含んでいる場合は、その出願がされたものとみなす。

第 203 条

- (1) 回路配置の登録による権利は、特許庁に対して正規にされた出願の対象である回路配置が登録されることによって取得される。
- (2) 特許庁は、(1)にいう出願を登録に係わる要件について審査し、回路配置の登録による権利を付与することを妨げるものがないことを確認したときは、登録による権利を付与する旨の決定をしなければならない。登録は、最初の保護期間に対する手数料の納付を条件とする。
- (3) 手数料が所定の期限内に納付されなかった場合は、特許庁は、登録による権利の付与が失効した旨の決定を宣言しなければならない。

第 204 条

特許庁は、権利の付与を妨げる障害は除去することができない種類のものであるということを認めた場合は、登録による権利の付与を拒絶する旨の決定をしなければならない。第 49 条(2)の規定を準用する。

第 205 条

回路配置登録による権利を付与したときは、集積回路の回路配置登録簿に記入しなければならない。

第 206 条

登録による権利を付与した証拠として、回路配置登録証が交付される。

第 207 条

- (1) 特許庁は、登録による権利を付与するまでは、出願に関する情報を、出願人の同意を得ないで第三者に開示してはならない。
- (2) 回路配置を特定する資料は、登録による権利の付与後であっても、その権利の所有者の同意を得ないで開示してはならない。
- (3) (2)は、裁判所又は付与された権利の有効性若しくは侵害に関する審判の当事者からの請求に基づいて、関連する証拠書類を開示することに不利な影響を及ぼすものではない。

第 208 条

登録による権利の所有者は、その回路配置に、又は保護を受けている回路配置を具体化した製品に、文字「T」を円で囲んだ符号を付すことによって、その回路配置が登録されているものである旨を表示することができる。

第 209 条

(1) (2)に従うことを条件として、第 31 条(4)、第 32 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 41 条、第 42 条及び第 46 条の規定は、回路配置の出願及びその処理に準用する。

(2) 処理中に出願に関してされる変更は、回路配置自体に関するものであってはならない。

第 210 条

総理大臣は、規則をもって、回路配置出願が満たさなければならない要件の明細並びに出願の処理に適用される規則及び手続の明細を定める。回路配置出願が満たすべき要件は、出願人に過度で、不合理な障害を課すようなものとしてはならない。

第 III 部 回路配置登録による権利

第 211 条

登録による権利は、その回路配置をポーランド共和国の全域において営利目的又は職業目的で実施する排他権を付与する。

第 212 条

(1) 登録による権利は、ある者がその権利の所有者の同意を得ないで、次の行為をした場合は、侵害されたものとみなす。

(i) 保護を受けている回路配置の全部又は一部を複製すること。ただし、第 198 条にいう独創性の要件を満たしていない部分について、その回路配置を複製することを除く。又は

(ii) 保護を受けている回路配置の複製品、そのような複製品を使用して製造された集積回路又はそのような集積回路を具体化した製品を輸入し、販売し又はその他の方法で市場に出すこと

(2) 回路配置の複製は、パターン、証拠資料又は分析に準拠した、集積回路における複製によって構成される。

第 213 条

登録による権利は、ポーランド共和国領域内に一時的に入る輸送手段若しくはその部品若しくは付属部品、又はその領域を通過する物品に、集積回路の回路配置が利用されたことによっては、侵害されたとみなさない。

第 214 条

登録による権利は、ある者が、その権利の所有者の同意を得ないで、私的に又は専ら評価、分析、試験若しくは教授の目的で、保護を受けている回路配置を複製した場合は、侵害されたとみなさない。

第 215 条

登録による権利は、ある者が評価、分析の結果において第 198 条にいう独創性の基準を満たす回路配置を創作した場合は、侵害されたとみなさない。

第 216 条

登録による権利は、国家的目的をもって、必要な範囲において、非排他的条件で回路配置の実施がされ、その実施が国家の重大な利益、特に安全保障及び公共の秩序に関する緊急事態を防止又は解消するために必要であった場合は、その実施によって侵害されたとみなさない。第 69 条(2)から(4)までの規定を準用する。

第 217 条

回路配置登録による権利は、善意の者が不法に実施された回路配置を具体化した製品を輸入し又は販売する行為によっては、侵害されたとみなさない。当該回路配置が保護されている旨の通知を受けた後においては、その者は、権利の所有者の同意を得た場合に限り、当該回路配置の実施を継続する権利を有する。その情報を知る前に貯蔵し又は発注した製品は、権利の所有者にライセンス料に等しい補償金を支払うことを条件として、販売することができる。

第 218 条

(1) 登録による権利は、保護を受けている回路配置の複製品、当該複製品を使用して製造された集積回路又は当該集積回路を具体化した製品に係わる行為にはその効力が及ばないものとするが、ただし、当該行為が特に、それらの販売の申出をすること又は更に商業化することから成り、かつ、当該の複製品、集積回路若しくは製品が権利の所有者により、又はその同意を得て、ポーランド共和国領域において販売されていることを条件とする。

(2) 登録による権利は、保護を受けている回路配置の複製品、当該複製品を使用して製造された集積回路又は当該集積回路を具体化した製品に関して、輸入行為又は(1)にいうその他の行為によっても侵害されたものとはみなされないが、ただし、これらの製品が権利の所有者により、又はその同意を得て欧州経済地域の領域において先に販売されていることを条件とする。

第 219 条

(1) 権利の所有者は、同一であり、かつ、第三者が独立して創作した他の回路配置に対しては、その権利を行使することができない。

(2) その全部又は一部において同一である 2 の回路配置が存在する場合において、先に特許庁に登録出願され又は先に販売された回路配置についての複製である可能性のあるものは、実際にその複製であるものと推定する。

第 220 条

回路配置の保護は、回路配置又はその回路配置を具体化した集積回路が販売された暦年の末から、又は特許庁にその回路配置の登録出願がされた暦年の末から 10 年の期間の内、何れか早く満了するときに終了する。

第 221 条

(1) (2)に従うことを条件として、第 67 条、第 68 条、第 72 条、第 74 条、第 75 条、第 76 条から第 79 条まで、第 81 条から第 90 条まで及び第 92 条の規定は、回路配置登録による権利に準用する。

(2) 回路配置登録による権利は、回路配置の創作又は固定から 15 年が経過したときにも終了するものとするが、ただし、前記の期間が、登録による権利の付与の対象期間が満了する前に満了し、かつ、回路配置がその期間内に商業目的で実施されていなかったことを条件とする。

第 V 編 手数料，登録簿，書類及び庁の通信

第 I 部 手数料

第 222 条

(1) 特許庁は，発明，医薬品，植物保護製品，実用新案，意匠，商標，地理的表示及び集積回路の回路配置についての保護の付与について，単一手数料及び更新手数料を課すものとする。

(2) (1)にいう手数料は，国家予算の収入となる。

(3) 閣僚会議は，規則をもって，手数料の決定及び納付についての細則並びに手数料金額を定めるが，その際，保護期間を1年又は2年以上の保護期間に分割することを考慮しなければならない。手数料は，保護の取得及び維持に関する手続をする上で，過度で不合理な制限を課すものにしてはならない。

第 223 条

(1) 本法に規定された出願，請求，申立その他の行為についての単一手数料は，本法又は第222条(3)にいう規則が，特許庁の求めにより所定の期限内に納付すべきことを規定している場合を除き，前納しなければならない。

(2) 出願についての単一手数料は，特許庁からの求めが届いた日から1月以内に納付しなければならない。

(3) 特許庁の決定が，事件の再審理を求める請求が提出された結果，破棄された場合は，既に納付されている請求手数料は，返還される。

(4) 前納しなければならない手数料を指定期限内に納付しなかった場合は，特許庁は，当該手数料を14日以内に納付するよう求めなければならない。不納付のまま期限が到来するときは，なされた出願若しくは提出された請求を基にして開始されている手続は停止され，又は手数料の納付が履行の条件とされている行為は，放棄される。

第 224 条

(1) 単一保護手数料，又は特許，保護の権利若しくは登録による権利を付与する旨の決定書にそれぞれ指定されている最初の保護期間に対する手数料の納付期限は，納付についての求めの送達日から3月とする。出願人は同時に，当該期限前に既に開始している後続の保護期間についての手数料，又は既に開始している期間についての保護を維持するための手数料を納付することが認められる。

(2) (1)に従うことを条件として，後続の保護期間についての手数料は，前納されるべきものとし，その時期は，先行保護期間の満了日より後であってはならない。

(3) (2)にいう更新手数料は，(2)にいう日の前1年以内に納付することができる。前記の期限前に排他権が無効とされるか又は失効した場合は，その手数料は返還される。失効した保護期間について納付された手数料及び継続している保護期間についての手数料は，返還されない。

(4) (2)にいう手数料は，(2)にいう期限の到来後6月以内に，納付すべき手数料に，その30%に等しい割増手数料を加えて納付することもできる。当該期間は回復することができない。

(5) 追加特許が付与された場合は、その発明の保護に対して、単一手数料を納付しなければならない。

(6) 追加特許が特許となった場合は、更新手数料を、基本特許の終了に続く保護期間から、基本特許の対象である発明に関し、前記の期間及びそれに続く保護期間について納付されることになっていた金額で納付しなければならない。

(7) (8)に従うことを条件として、(2)から(4)までの規定を補充的保護の権利に基づく医薬品又は植物保護製品の保護についての更新手数料に準用する。

(8) 補充的保護の権利の付与の決定がなされ、かつ、基本特許の存続期間が満了しようとするか又は満了した場合は、決定が送達された日から3月以内に正規の保護手数料を納付することができる。

第 225 条

(1) (3)に従うことを条件として、第 223 条(2)又は第 224 条(1)にいう手数料納付期限は、出願人からの請求に基づいて回復することができる。ただし、出願人が、期限を遵守できない理由が消滅した日から2月以内、かつ、その期限が到来した日から6月以内に、期限を遵守しなかったことは出願人の過失によるものでない旨の適切と思われる説明書を提出することを条件とする。当該請求を提出するときは、同時に、遅延手数料を納付しなければならない。

(2) (1)にいう請求の提出期限は、回復することができない。

(3) 第 223 条(2)にいう手数料納付が行われなかったことを理由として、手続を停止する旨の決定が行われているか、又は第 224 条(1)にいう手数料納付が行われなかったことを理由として、特許、保護の権利又は登録による権利を付与する個々の決定を失効させる旨の決定が行われている場合において、出願人が、不遵守は出願人の過失によるものではない旨の適切と思われる説明書を付して当該事件についての再審理を請求し、かつ、同時に遅延手数料を納付したときは、当該決定は破棄することができる。

(4) (1)から(3)までは、第 224 条(1)第 2 文にいう期限内に、その期限前に既に開始している後続の保護期間についての手数料、又は既に開始している期間についての保護の維持のための手数料が納付されなかった場合に準用する。

第 226 条

(1) 出願人が、特許又は実用新案の出願に係わる手数料の全額は納付できないことを証明したときは、特許庁は、出願人に対して、その手数料の一部を免除する。手数料の残存額は、納付すべき手数料額の30%以下としてはならない。

(2) 紛争処理手続による決定を求める請求又は事件の再審理を求める請求に関して、その請求人が手数料の全額は納付できないことを証明したときは、特許庁は、当該人に対して、その手数料の全部又は一部を免除する。

(3) (2)はまた、発明又は実用新案の保護についての更新手数料、及び追加特許の対象である発明の保護についての単一手数料にも適用する。この規定は、出願日から10年より長い期間についての手数料には適用しない。

(3の1) (1)及び(2)にいう事情において、特許庁は、家庭の状況及び請求人と生計を共にする者の資産の陳述書を提出することを出願人又は請求人に求めることができ、これが提出されない場合は、請求の審理に着手しない。

(4) 出願人から、正当と認められる請求が指定期限の到来前に提出された場合は、第 224 条(1)にいう手数料納付期限は、6 月を限度として特許庁がこれを延期することができる。延期された期限は、回復することができない。

(5) (1)から(4)までにいう事項に対しては、特許庁は、命令を出さなければならない。手数料納付の免除又は一部免除が拒絶された場合は、新たな納付期限が定められる。

(6) (5)にいう命令が出されたことの結果として提出される、事件の再審理を求める請求には、手数料を課してはならない。

第 227 条

特許庁は、特許、補充的保護の権利、保護の権利、登録による権利の付与についての通知を公報に掲載すること及び出願書類の内の公告が義務付けられている部分を公告することに関し、また、保護の付与を証明する書類の交付に関し、単一手数料(公告手数料)を課すものとする。出願人は、付与についての決定書が送達された後、納付の求めの送達日から 3 月以内に、手数料を納付する義務を負う。その場合は、第 223 条(4)の規定は準用しない。

第 227 の 1 条

特許庁は、第 227 条にいう公告手数料の納付があるまでは、特許証、補充的保護証明書、保護証又は登録証の交付を見合わせる。

第 II 部 登録簿及び書類

第 228 条

(1) 特許庁は、付与した特許、補充的保護の権利、保護の権利、登録による権利を記入するために、次のものを備える。

(i) 特許登録簿

(ii) 実用新案登録簿

(iii) 意匠登録簿

(iv) 商標登録簿

(v) 地理的表示登録簿

(vi) 集積回路の回路配置登録簿

(1 の 1) (1) (i)にいう登録簿には、付与された特許の法的状態に関する記載に加えて、補充的保護の権利の法的状態に関する記載並びに欧州特許の出願及びポーランド共和国領域における欧州特許の効果に関する 2003 年 3 月 14 日の法律(JL No 65 text 598)の意味内の欧州特許の記載についての別個の部分も含めなければならない。

(2) (削除)

(3) (1)にいう登録簿は、公衆に公開しなければならない。

(4) (1)にいう登録簿に記入されている事項は、真実かつ公然知られているものとみなす。

第 229 条

(1) 登録簿に記入する上で請求を提出することが条件とされている事項に関しては、その記入は決定をもって行わなければならない。

(1 の 1) 請求には、特に次のものを含めなければならない。

(i) 請求人及びその住所の表示

(ii) 明確に表現された請求書

(iii) 請求人又はその法定代理人若しくは代理人の署名及び請求日

(vi) 添付書類の一覧

(1 の 2) 請求には、次のものを添付しなければならない。

(i) 請求人によって代理人が任命されている場合は、委任状

(ii) 請求の提出に伴う手数料納付の領収書

(iii) 登録簿への記入決定の理由を示す書類

(1 の 3) 請求が(1 の 1)又は(1 の 2)にいう要件を満たさない場合は、特許庁は、第 242 条(1)に指定する期限内に請求を完結し又は訂正するよう命令により請求人に求めなければならないが、これに応じない場合は、請求は不審査とされる。

(2) 特許庁は、(1)にいう請求を審査するときは、登録簿に記入する旨の決定を行うための理由を提供していると思われる提出書類が本法に従っているか否か、及び様式についての有効な規定を満たしているか否かを調査しなければならない。

(2 の 1) 提出書類及び説明が記入する旨の決定を行う理由を提供していない場合は、特許庁は登録簿への記入を拒絶する。決定をする前に、特許庁は、不備を正すか又は第 242 条(1)に指定する期限内に説明書を提出するよう命令において請求人に求めなければならないが、これに応じない場合は、手続は停止される。

(3) (1)にいう記入は、登録簿に記入する旨の決定を行う基礎となる書類についての決定、又は、場合によっては、結果として登録簿に記入する旨の特許庁の決定に影響を与える可能性のある決定を行うことを、法律の規定に基づいてその責務の中に含んでいる当局を拘束するものではない。

第 230 条

総理大臣は、規則をもって、特に登録簿の閲覧に関する原則及び方法を含め、登録簿の維持管理及び登録簿への記入の条件及び方法、並びに登録簿抄本の作成に関する規則の明細を定める。規則、条件及び方法の決定は、情報を利用し易くする現代的な用具の使用を優先するものでなければならないが、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利の所有者に不合理に過度な障害を課すものであってはならない。

第 231 条

(1) 特許証、補充的保護証明書、保護証、登録証及び優先権書類には、冠飾のある鷲の像を含む丸い印影及び枠に入れた「ポーランド共和国特許庁」の銘文が付されていなければならない。

(2) 特許庁は、権利の所有者からの請求があったときは(1)にいう書類の副本を交付しなければならない。

第 III 部 庁の公表

第 232 条

(1) 付与された特許，補充的保護の権利，保護の権利及び登録による権利並びに国際商標登録及び提出された欧州特許の翻訳文の通知は，公報に公表しなければならない。

(2) (3)に従うことを条件として，付与された権利に関し，登録簿においてされた記入及び変更も同様に，公報に公表しなければならない。

(3) 特許，補充的保護の権利，保護の権利又は登録による権利は，その権利付与対象期間の満了によって失効したときは，公表しない。

第 233 条

次の事項もまた，公報に公表しなければならない。すなわち，特許，又は補充的保護の権利，又は実用新案若しくは商標についての保護の権利を付与することを拒絶する旨の決定。特許又は補充的保護の権利又は保護の権利の付与に関する手続を停止する旨の決定。実用新案保護を求める請求(第 38 条)。本法に従い特許庁によって公開されている出願に係わる発明，実用新案及び商標に関して行われた決定。並びに，電子的に又は情報データ媒体でなされた出願に関して特許庁で使用される住所，ソフトウェア及びフォーマット並びに電子的に又は情報データ媒体で提出することができる書類。

第 233 の 1 条

特許，実用新案及び商標の出願に関する情報は，出願公報「Biuletyn Urzedu Patentowego」で公表しなければならない。

第 234 条

公報には，第 232 条，第 233 条及び第 233 の 1 条に記載されているもの以外であって，本法，庁の指令及び公表によって規定される情報も掲載しなければならない。

第 VI 編 出願及び登録の手續における当事者，代理人，期限，審判請求措置及び情報

第 235 条

特許，保護の権利又は登録による権利の付与に関する特許庁への手續においては，出願人を手續の当事者とする。

第 236 条

(1) (2)に規定した事情の場合を除き，発明，実用新案，意匠，商標，地理的表示及び集積回路の回路配置に関する出願及び出願処理並びに保護の維持に係わる事項に関して，特許庁に対してする手續においては，特許代理人のみが手續の当事者の代表として行動することができる。

(2) (3)に従うことを条件として，自然人はまた，権利の共有者，又は当事者の両親，兄弟，姉妹若しくは子孫，又は当事者と養子縁組の関係にある者をその代表とすることもできる。

(3) (1)にいう事項に関しては，ポーランドに居所又は本拠を有していない者は，特許代理人によって代表される場合に限り，手續をすることができる。

第 237 条

(1) 当事者は，1 の手續においては 1 の自然人のみを代理人とすることができる。

(2) 委任状は，書面によるものとし，最初の法律行為の遂行に関するファイルに含めておかなければならない。

(3) 委任が 2 以上の事件を対象としている場合は，委任状は，それらの事件の内，代理人が最初の代理行為をしたもののファイルに含めておかなければならない。代理人が，委任の対象である他の事件に関して代理行為をするときは，代理人は，委任状の認証謄本を提出するよう要求される。

(4) 特許代理人は，自己に付与された委任状の写しを自ら証明することが認められる。

(5) 委任状に対する所要の印紙税が納付されていなかった場合は，特許庁は，代理人にその納付を求めなければならない。また，それが納付されなかった場合は，特許庁は更に，当事者に対し，代理人がした行為を指定された期限内に確認するよう求めなければならない。指定された期限が守られなかった場合は，第 223 条(4)の規定を準用する。

第 238 条

(1) 最初の代理人が既に代理行為をした事件において，同一の委任範囲内で当事者が別の代理人を選任した場合は，最初の委任は取り下げられたものとみなす。

(2) 委任状が，同一の代理行為をするために選任された 2 以上の者に宛てられている場合は，それらの者の内，既に代理行為を行い，ファイルの中に入れておく委任状を提出している者を代理人であるとみなす。委任状に記載されている別の者によって行われた行為の場合は，(1)及び第 237 条(3)の規定を準用する。

第 239 条

当事者が，職業として代理行為を行うことを業務の一部としている団体に，特許庁に対する手續の代理をする権限を付与し，その団体の代表者が，その団体の業務を行っている特許代

理人の1を授権代理人として指名する旨の陳述を提出した場合は、その陳述は、委任状を構成しているものとみなす。

第240条

(1) 第236条(2)にいう者の場合を除き、代理人には代理(復代理人)を指名する権限を与えなければならない。

(2) 権利についての他の共有者からの授権は、保存的行為を遂行する上では要求されない。

第241条

(1) ある手続の当事者が2以上であって、その代表者が指名されていない場合は、それらの当事者は、1の送達宛先を表示するよう要求される。当該宛先が表示されなかった場合は、出願書類又は手続を開始する基礎となる他の書類に最初に記載されている者の宛先が送達宛先であるものとみなす。

(2) 当事者からの請求があったときは、特許庁は、(1)による宛先に宛てた書簡を、その当事者が追加して表示した宛先にも送付しなければならない。この規定は、代表者を指名した唯一の者が手続の当事者である場合にも準用する。

第241の1条

(1) 特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利の付与、及びそれらの維持についての特許庁に対する手続において、出願及び通信は書面によるものとする。出願及び通信は、ファックス又は電子送信もすることができる。

(2) 次に該当する通信に対しては、次のとおりとする。

(i) ファックスの場合は、第13条(3)及び(4)の規定を準用する。

(ii) 電子送信の場合は、第13条(6)及び(7)の規定を準用する。

(3) 総理大臣は、(1)にいう出願及び通信を電子的に送信するについての技術的条件の詳細を規則によって定める。電子的になされた出願及び通信が満たさなければならない条件の決定は、不合理に過度な障害を出願人に課すものであってはならない。

第242条

(1) 本法に別段の定めがある場合を除き、出願処理の過程において、並びに発明、医薬品、植物保護製品、実用新案、意匠、商標、地理的表示及び集積回路の回路配置の保護の維持の過程において、また、第228条(1)にいう特許庁によって管理される登録簿に記入する手続において、特許庁は、当事者が指定された行為を実行するために、次に示すもの以上の期限を指定しなければならない。

(i) 当事者が居所又は本拠をポーランド共和国に有している場合は、1月

(ii) 当事者が居所又は本拠を他国に有している場合は、2月

(2) 合理的な場合は、特許庁は、(1)にいうものより長い期限を指定しなければならないが、ただし、3月を超えるものにしてはならない。

(3) 如何なる手続も、(1)又は(2)に従って定められる期限の到来後、2月以内に行うことができる。ただし、期限到来前に当事者が、期限不遵守の理由について、特許庁に書面で届け出ることを条件とする。

第 243 条

- (1) 本法に別段の規定がある場合を除き、手続の過程において、その手続の継続のために本法によって必要とされている行為を履行するための期限が守られなかった場合は、特許庁は、当事者からの請求に基づき、その期限を回復することができる。ただし、その当事者の期限不遵守が当事者の過失によるものでない旨の納得できる説明書を提出することを条件とする。
- (2) (4)に従うことを条件として、(1)にいう請求は、不遵守の理由が解消してから2月以内、ただし、その期限の到来日から6月以内に特許庁に提出しなければならない。同時に、請求当事者は、期限が指定されていた行為を履行することが要求される。
- (3) (2)にいう請求の提出期限は、回復することができない。
- (4) 指定された行為を履行するための期限が守られなかったことを理由として、手続を停止する旨の決定が行われた場合は、その決定は、当事者から事件の再審理を求める請求があったときは、破棄することができる。ただし、当事者が、その不遵守が請求当事者の過失によるものでない旨の納得できる説明を請求に記載し、同時に、期限が指定されていた行為を履行することを条件とする。
- (5) 先の優先権を保持するための出願期限又は書類の提出期限が、特許庁の非就業日に到来する場合は、その後の特許庁の最初の就業日に受領された出願又は書類は、それに係わる期限内に受領されていたものとみなす。
- (6) (1)の適用対象外である期限であって、その不遵守が異例の事態によって生じたものに関しては、不可抗力を原因とする消滅時効の進行の一時停止に関する規定を準用する。この場合は、特許庁は、利害関係人から関連性のある証拠の提出を受けた後に命令を出さなければならない。
- (7) (5)及び(6)の規定に拘らず、特許庁は、利害関係人によって引き渡される書類を、1日の内の如何なる時にも受領できるようにしなければならない。

第 244 条

- (1) 特許庁による決定について、当事者は、その事件の、行政手続法典の意味内での再審理を請求することができる。
 - (1の1) (1の2)から(1の4)までに従うことを条件として、決定に対する審判請求に関する決定に係る行政手続法典の規定を、事件の再審理手続に準用する。
 - (1の2) 事件の再審理の請求は、実証が求められる。
 - (1の3) 行政手続法典第89条(2)にいう事件については、出願人の請求があるときは聴聞も行われなければならない。
 - (1の4) 事件は、特許庁長官によって任命された専門官によって再審理されなければならない。
- (2) (削除)
- (3) (1)及び(1の1)から(1の4)までは、命令に準用する。
- (4) 決定が行われたか又は命令が出された事件について再審理を求める請求の提出期限は、当事者がその決定書又は命令書の送達を受けた日から、それぞれ、2月及び1月とする。
- (5) 事件に関する再審理請求の提出期限が到来するまでは、その事件に係わる決定を実行してはならない。

第 244 の 1 条

事件の再審理の請求が方式要件を満たさない場合は、特許庁は、30 日の期限内に不備を訂正するよう命令により請求人に求めなければならない。これが守られない場合は、手続は停止される。

第 245 条

(1) 事件を再審理した後、特許庁は、審判請求の対象とされた決定を維持するか、又はその決定の一部又は全部を取り消して、その実体的事項について決める旨の決定をしなければならない。

(2) 請求が否定され、審判請求の対象とされた決定が維持された場合は、審判請求の対象とされた決定において定められている行為の履行期限は、再度その進行を開始する。

(3) (1) 及び(2)は、命令が出されている事件に関してされた再審理請求について決定する場合に準用する。

第 246 条

(1) 保護の権原の付与に関する事項が公報に公告されてから 6 月以内に、何人も、特許、保護の権利又は登録による権利の付与に関する特許庁の最終決定に対し、理由を付した異議申立書を提出することができる。

(2) (1) にいう異議申立は、特許、保護の権利又は登録による権利を無効にする理由と同じ理由に基づいて提出することができる。

第 247 条

(1) 特許庁は、第 246 条にいう異議申立について、権利の所有者に直ちに通告し、かつ、権利の所有者に対して期限を指定して、所見を提出するよう求めなければならない。

(2) (1) にいう特許庁からの通告を受け、権利の所有者が異議申立は正当化されない旨の主張をした場合は、その事件は、紛争処理手続における審理に付されなければならない。それ以外の場合は、特許庁は、特許、保護の権利又は登録による権利を付与する旨の決定を破棄する決定をし、権利の付与手続を停止しなければならない。

第 248 条

特許庁が行った決定及び特許庁が出した命令については、行政裁判所に不服申立をすることができる。

第 249 条

(1) 特許庁は、不服申立が正当であるか否かを審理するために専門官を任命しなければならない。

(2) 不服申立の審理の後に、特許庁は、不服申立を全面的に認めるか、又は行政裁判所に対し、その事件のファイルを添えて不服申立についての回答をしなければならない。

第 250 条

第 248 条にいう不服申立がされた場合は、特許庁長官は、決定又は命令の実行を中止するこ

とが法律の効力によって生じたのではない場合、又は行政裁判所によって命令されていない場合は、当該実行を中止することができる。

第 251 条

(1) 特許庁は、次の者又は機関に対し、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示又は集積回路の回路配置に係わる出願に関する情報を提供し、かつ、手続の各段階において、出願ファイルの閲覧ができるようにしなければならない。

(i) 出願人及びその代理人

(ii) 公訴機関及び裁判所。ただし、それらが取り扱う事件に関するものに限る。

(iii) 出願人からの書面による同意を得ているその他の者

(2) (1)にいう出願に関する情報の開示が許可されない期限が到来した後、特許庁は、適法な利害関係を有する者からの請求があったときは、当該人に出願ファイルに含まれている書類を閲覧できるようにすることができる。

(3) 出願に関する秘密情報の開示及び出願書類の閲覧を可能にした行為は、該当する出願ファイルに注記しなければならない。

(4) (1)から(3)までは、秘密発明及び秘密実用新案には適用しない。

(5) (2)及び(3)は、第 207 条(2)及び(3)にいう留保に従うことを条件として、集積回路の回路配置に関する出願に適用する。

第 252 条

第 253 条に従うことを条件として、行政手続法典の規定を本法によって規定されない事件に準用する。

第 253 条

(1) 事件解決のための期限に関する行政手続法典の規定は、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を取得するためにされた出願の処理には適用しない。

(2) 手続の再開又は決定の無効についての確認に関する行政手続法典の規定は、手続の再開又は決定の無効についての確認を求める理由が、付与された特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利に関する紛争において援用することができるものであるときは、適用しない。

第 254 条

特許庁の最終的決定であって、手続を終了させ、法に対して重大な違反をしているものについては、特許庁長官、ポーランド共和国公訴長官、行政裁判所のオンブズマンが、その決定が当事者に送達されてから 6 月の期間内に、不服申立を起すことができる。

第 VII 編 紛争処理手続

第 255 条

- (1) 特許庁は、紛争処理手続において次の事項について決定しなければならない。
- (i) 特許，補充的保護の権利，保護の権利又は登録による権利の失効
 - (i) の 1 欧州特許条約に基づいて付与された欧州特許の失効
 - (i) の 2 ポーランド共和国領域における国際商標登録の容認の失効
 - (ii) 生物学的材料に関する発明についての，又は第 90 条(1) (iv) にいう事情におけるその使用についての特許の無効
 - (ii) の 1 補充的保護の権利の，第 75 の 6 条(3) にいう事情における失効
 - (iii) 商標についての保護の権利の，第 169 条にいう事情における失効
 - (iii) の 1 国際商標登録のポーランド共和国領域での，第 169 条にいう事情における失効
 - (iv) 地理的表示についての登録による権利の，第 192 条(1) にいう事情における失効
 - (v) 回路配置登録による権利の，第 221 条(2) にいう事情における失効
 - (vi) 発明，実用新案，意匠又は回路配置を実施するための強制ライセンスの付与
 - (vi) の 1 特許が欧州特許条約に基づいて付与された発明の実施についての強制ライセンスの付与
 - (vii) 強制ライセンスを付与する旨の決定についての変更
 - (viii) 地理的表示の使用条件についての変更請求は正当化されない旨の，第 188 条(3) にいう事情における確認
 - (ix) 異議申立がされ，権利の所有者が異議申立は正当化されないと主張する場合の，特許，保護の権利又は登録による権利の失効
- (2) (1) にいう事件は，紛争事件を裁定する部による審理を受けなければならない。
- (3) 事件を解決する期限に係る行政手続法典は，紛争処理手続において特許庁の審理を受ける事件には適用されない。特許庁は，請求の提出があった後 6 月以内に事件を解決するために全力を尽くすものとする。
- (4) 特許庁は，請求の範囲内で紛争処理手続の事件を解決するものとし，請求人によって提起された法的根拠によって拘束される。

第 255 の 1 条

- (1) 第 255 条(1) (i) から (viii) までの事件における紛争処理手続は，書面による請求があるときに開始する。
- (2) 手続開始の請求は，手数料の納付を条件とする。
- (3) この請求には次のものを含めなければならない。
- (i) 当事者及びその住所の表示
 - (ii) 事件の簡単な呈示
 - (iii) 求める決定の明確な定義
 - (iv) 法的根拠への言及
 - (v) 証拠の表示
 - (vi) 請求人の署名及び日付
- (4) 請求には次のものを添付しなければならない。

- (i) 請求が代理人によって提出される場合は、委任状
 - (ii) 紛争処理手続の当事者の数に対応する数の請求の写し
 - (iii) (2)にいう手数料納付の領収書
- (5) 特許庁は、紛争処理手続開始の請求が(3)及び(4)にいう方式要件を満たしているか否かを点検しなければならない。
- (6) 請求が方式要件を満たしていない場合は、特許庁は、不備を30日以内に正すよう請求人に求めなければならないが、これがなされない場合は、手続は停止される。

第255の2条

- (1) 特許庁は、請求の写しを紛争処理手続の当事者へ送達し、かつ、請求に対する書面による応答を提出する期間を定める。
- (2) 請求に応答するよう求められた当事者は、紛争処理手続の当事者の数に対応する数の応答の写しを同封しなければならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、紛争処理手続の当事者によって提出される他の文書にも準用される。

第255の3条

- (1) 請求に対する応答を当事者が提出するために定められた期間が満了したときは、特許庁は聴聞の日を定め、それを当事者又はその代理人へ通告し、同時に請求に対する応答(それがあつた場合)の写しを送達する。
- (2) 第255の1条(6)、第255の4条、第255の5条(2)、第255の6条(3)の事件の場合及び第255の1条(6)に規定される期限が回復された場合は、特許庁は、その事件を非公開で審理することを選択することができる。
- (3) 審理に関する通告においては、日付、場所及び問題の事件が明示されなければならない。
- (4) 審理に関する通告は、定められた日より7日以上前に当事者へ送達されなければならない。
- (5) 手続が当事者によって過度に長引かされる場合は、特許庁は、手続の過程で、かつ、非公開で、当事者がすべての主張及び追加の裏付証拠を提出する期限を定めることができ、これが守られない場合は、手続の過程でこれらを援用する権利は失われる。ただし、期限内にこれらを提出することが不可能であつたこと又はこれらを援用する必要性が後に発生したことを当事者が証明する場合は、この限りでない。

第255の4条

- (1) 特許庁は、紛争処理手続において請求に関する決定を行うことができないと判断した場合は、命令によって終結させる。
- (2) 請求当事者が審理の前に請求を取り下げた場合は、特許庁は、手続の停止を決定する。

第255の5条

- (1) 審理は公開とする。ただし、紛争処理手続が秘密発明又は秘密実用新案に関する場合は、この限りでない。
- (2) 他の規定に基づいて法的に保護されている情報が、事件の決定のために当事者によって

援用されなければならない場合は、全体的に又は部分的に、非公開で事件の審理を行う決定をすることができる。この決定は、審理において当事者が出席することを排除することはできない。

第 255 の 6 条

(1) 審理は記録されなければならない。裁判開廷中の議事録は、裁判長及び記録員によって署名されなければならない。

(2) 議事録には次を含めなければならない。

(i) 裁定機関、開廷場所及び日、裁定合議体の構成員、記録員、当事者、その代理人及び法定代理人の姓名の表示、並びに事件の表示、審理の秘密性の表示

(ii) 審理の手続、特に結論及び当事者の陳述、証拠審理、法定でなされた判決及び発せられた命令の一覧とそれに伴う言渡への言及。結論及び当事者の陳述は、議事録において準備書面によって代替することができる。

(iii) 当事者によって取られた行為。特に和解、主張の認容、取下、変更、請求の拡張又は減縮。

(3) 当事者は、次回開廷までを期限として、又は判決が下されている場合は、その判決から 30 日以内に、議事録の更正又は完成を請求することができる。

第 255 の 7 条

(1) 紛争処理手続が終結したときは、特許庁は決定を下す。

(2) 決定は、単純多数決による。

(3) 事件の終結に同意しない裁定合議体の構成員の 1 は、裏付書類を添付した反対意見を提出することができる。

(4) 決定に付した署名の隣に反対意見の提出に関する注記をしなければならない。

(5) 反対意見は公開されない。

第 255 の 8 条

(1) 決定には次のものを含めなければならない。

(i) 裁定機関の表示

(ii) 決定日

(iii) 裁定合議体の構成員及び記録員の姓名

(iv) 当事者の表示

(v) 事件の主題及びその終結の表示

(vi) 終結の法的根拠への言及

(vii) 裁判費用に関する決定

(viii) 事実による及び法的裏付

(ix) 不服申立手続に関する指示

(x) 裁定合議体の構成員の署名

(2) 決定の裏付書類は、その公布後 30 日以内に職権で作成されなければならない。裏付書類は、裏付書類を作成した裁定合議体の議長及び構成員によって署名されなければならない。決定及び裏付書類の写しは、当事者に送達されなければならない。

第 255 の 9 条

- (1) 第 255 の 10 条(1)に従うことを条件として、特許庁の決定は言い渡さなければならない。
- (2) 決定は、審理の直後に言い渡さなければならない。
- (3) 決定の言渡は、2 週間まで延期することができる。これは、決定の日及び場所を含め、裁定合議体の議長が公表する。

第 255 の 10 条

- (1) 秘密審理で発せられた命令及び下された決定は、公表されない。
- (2) 第 255 の 8 条(2)の規定を(1)にいう命令及び決定に準用する。

第 255 の 11 条

第 242 条及び第 243 条の規定を、特許庁に対する紛争処理手続に準用する。

第 255 の 12 条

第 255 の 1 条から第 255 の 11 条までの規定を第 255 条(1)(ix)にいう事件に準用する。ただし、紛争処理手続の開始の請求に係る規定は除く。

第 256 条

- (1) 行政手続法典の規定を、本法に規定されていない事件についての特許庁における紛争処理手続に準用する。
- (2) 手続費用については、民法手続に適用される規定を準用しなければならない。
- (3) 審判請求することができない決定が行われた事件に関して、当事者の請求に基づく再審理に係わる行政手続法典の規定は、審理の後で本案についてされた決定には適用しない。
- (3 の 1) 第 255 の 3 条(2)にいう事件は、再裁定を請求することができる。請求の期限は、決定又は命令が当事者へ送達された日から、決定の場合は 2 月、命令の場合は 1 月とする。
- (4) (廃止)

第 257 条

第 255 条にいう事件に関して特許庁が行った決定又は発出した命令については、行政裁判所に不服申立をすることができる。

第 258 条

第 254 条の規定は、第 255 条にいう事件において特許庁が行った最終決定に準用する。

第 VIII 編 特許庁

第 I 部 特許庁の責任及び組織

第 259 条

ポーランド共和国の特許庁は、工業所有権事項についての責任を有する中央政府機関である。

第 260 条

- (1) 特許庁は閣僚会議に従属する。特許庁の業務についての監督は、経済担当大臣が行う。
- (2) 総理大臣は、経済担当大臣の動議に基づき、規則をもって、特許庁に関する法令を承認し、かつ、それらの法令において特に、特許庁の組織、機構及び運営規則、並びに専門官、幹部職員及びその他職員の地位を考慮に入れて、職責の配分を定める。

第 261 条

- (1) 特許庁は、本法、別途制定される諸規則及び国際協定に明示された工業所有権事項に関する責務を果たさなければならない。
- (2) 特許庁の責務は、特に、次の事項を含むものとする。
 - (i) 発明、実用新案、意匠、集積回路の回路配置、商標及び地理的表示についての保護を求める出願を受領し、審査すること
 - (ii) 発明について特許及び補足的保護の権利、実用新案及び商標についての保護の権利、並びに意匠、地理的表示及び集積回路の回路配置について登録による権利を付与することに係る事項について決定すること
 - (iii) 本法によって規定されている範囲において、紛争処理手続に係わる事件を裁定すること
 - (iv) 第 228 条にいう登録簿を維持管理すること
 - (v) 「Wiadomosci Urzedu Patentowego」という名称の公報を発行すること
 - (v) の 1 出願公報「Biuletyn Urzedu Patentowego」を発行すること
 - (vi) ポーランド共和国が締結した工業所有権の分野における国際協定、特に工業所有権の保護に関するパリ条約のための国際機関の活動に参加すること
 - (vii) ポーランド及び外国の特許明細書を集中的に収集し、保管すること
- (3) 特許庁は、その責務、特に国際協力に関する職務を遂行するとき、また、工業所有権に関する規則の草案を作成する過程において、関係する中央及び地方政府機関と一致協力して行動しなければならない。

第 262 条

閣僚会議は、規則をもって、特許庁の活動範囲の詳細を決定するものとし、決定に際しては特に、特許庁の職務及び責任、並びに特許庁と他の中央及び地方政府機関、特許庁の責任の範囲内にある事項に係わる社会的組織体及び労働組合との協力についての原則及び方式を考慮に入れなければならない。

第 263 条

(1) 特許庁の長は特許庁長官とし、その責務は、特許庁を運営すること、及び第 264 条(2)に従うことを条件として、外部との関係において特許庁を代表すること、並びに特許庁の内部機構及び個々の組織単位の責務の範囲を詳細に定めることである。

(2) 特許庁長官の任命及び解任は、経済担当大臣の動議に基づいて、総理大臣が行う。

(3) 特許庁副長官(複数)の任命及び解任は、特許庁長官の動議に基づいて、総理大臣が行う。

第 264 条

(1) 第 261 条(2)(ii)及び(iii)にいう事件並びに登録簿への記入に関する事項については、特許庁長官が任命した専門官の任務とする。

(2) 専門官は、第 248 条及び第 257 条にいう行政裁判所における手続において特許庁を代表する。

(3) (1)にいう専門官に対し、指示、調整又は監督等の追加的権限を委任することができる。

(4) (3)にいう追加的権限については、その委任期間を無期限又は所与の職務のための契約期間とすることができる。

第 265 条

(1) 専門官は、専門官の総会を構成する専門官委員会を通じて、特許庁を共同運営しなければならない。

(2) 専門官委員会は、専門官職の利益代表者を任命するものとし、当該代表者は、専門官の職務に関する全ての事項について、政府及び行政機関に対し、専門官全体を代表する。

(3) 専門官委員会の責務は、次の通りとする。

(i) 提出された出願の処理について遂行すべき職務に関して提案し、かつ、意見を述べ、また、その職務を遂行するために適用されるべき手段について助言すること

(ii) 第 271 条(3)に基づいて創設される報奨基金からの専門官に対する報奨支払の規則を制定すること

(iii) 事件についての決定の過程に付随する諸問題、特に下された決定に見受けられる矛盾について意見を述べ、かつ、個別の提案をすること

(iv) 特許庁長官又は専門官職の利益代表者によって提起された他の問題について意見を述べること

(4) (5)に従うことを条件として、特許庁長官は、専門官委員会を1年に最低1回は召集しなければならない。その会議においては特許庁長官が議長を務める。専門官委員会はまた、専門官職の利益代表者が、委員会と協議する必要がある事項を提出する目的で、何時でも召集することができる。

(5) 専門官委員会は、対象及び懸案問題に応じて、かつ、遂行する職務に従って分けられた専門官から構成される分科会においても討議をすることができる。分科会における討議においては、特許庁長官、特許庁副長官、又は第 264 条(3)に基づいて、執行的職責に任命された専門官が議長を務めることができる。

(6) 特許庁長官は、分科会の区割りをし、かつ、各分科会の座長を任命しなければならない。

第 265 の 1 条

役職にある特許庁の職員は、専門官、専門官補及び専門官候補を除き、公務員団の構成員でなければならない。

第 II 部 専門官、専門官補及び専門官候補

第 266 条

(1) (2)に従うことを条件として、大学履修免状を有しており、専門官としての義務の遂行を可能にする学部を卒業した者であつて、専門官実務研修(以下「専門官研修」という)を終了し、専門官補としての見習期間を勤めた者に限り、専門官としての任用を受けることができる。

(2) 次の条件を満たしている者が、専門官になるための有資格者である。

(i) ポーランド国民であり、完全な市民権を有していること

(ii) 故意の犯罪による処分歴がないこと

(iii) 専門官としての職務、特に国際協定から生じる職務を遂行するために必要な範囲及び程度において、少なくとも 1 の外国語に熟達していること

(iv) 申し分のない性格を有していること

(v) 専門官としての職務への任命を受けることができる健康状態及び素質を有していること

(vi) 責任の範囲に相応しくかつ非公開の情報の閲覧を許される水準の安全保障証明書を所有していること。この証明書は、非公開情報の保護に関する 1999 年 1 月 22 日の法律(JL of 2005, No 196 text 1631 後に改正)に基づいて発行されるものである。

(3) 2 以上の外国語における熟達を要求される専門官候補者は、その内の 1 の外国語について熟達義務の免除を受けることができるが、ただし、その欠陥を専門官研修参加中に補充することを条件とする。

第 267 条

(1) 特許庁長官は、特許庁庁舎内の公衆の利用に供する場所に公表を出すこと及び公報に公告することによって、専門官研修についての募集を手配しなければならない。

(2) 特許庁長官は、資格評価を行う。候補者は、大学教育と第 266 条(2)及び(3)にいう要件を満たすことを求められる。

(3) 専門官研修の期間は 3 年とするが、合理的な場合は、候補者の請求によってその期間を 1 年半までに短縮することができる。

(4) 専門官候補者の雇用関係は、無期限の雇用契約の形態で特許庁長官によって確定される。

(5) 候補者に、決定を行う過程に関連する一定の行為の遂行を任せることができるが、決定する権限は付与しない。

(6) 専門官研修の終わりには、試験を行う。不合格の場合は、最初の受験日から 6 月以上かつ 1 年以下の期間に、1 回に限り、再受験することができる。

(7) 試験は、特許庁長官が設ける試験委員会によって行われる。委員会の職務への参加には報酬を伴う。

(8) 理由を届け出ることなく受験しない場合、又は 2 度目の試験に合格しなかった場合は、特許庁は事前に通知し、候補者との雇用契約を解消する。

(9) 候補者は、職務上の違反行為について懲戒処分を受ける。第 III 部の規定が懲戒処分に準用される。

第 268 条

- (1) 候補者は、試験に合格した後、2 年以上の期間、専門官補の職務に任命される。
- (2) 専門官補は、専門官業務の遂行を命じられるものとし、それについては、(8)にいう規則に明示される原則に従って、査定される。
- (3) 専門官補の業務遂行についての査定が肯定的であった場合は、専門官補は、専門官に任命される。
- (4) 受任に際して専門官は、特許庁長官に対し、次の形式で宣誓しなければならない。「私は、私に課せられた専門官の職務を誠実に遂行し、公明正大に決定し、法律を尊重し、国家秘密及び公務の秘密を守り、行動においては、威厳及び誠実の原則に従うことを誓います。」
- (5) 専門官が他の専門官職に就くときは、再度の宣誓は要求されない。
- (6) 本法に別段の定めがある場合を除き、専門官に適用される本法の規定は、専門官補に準用する。
- (7) 専門官補がその職に就任してから 2 年経過後も、専門官職に任命されない場合は、特許庁長官は、専門官補をその職から解任することができる。解任は、雇用契約の終了と同等とする。
- (8) 総理大臣は、規則をもって、専門官研修への参加及び見習期間並びに試験官に対する報酬を含めた試験についての合格に関する原則、範囲及び手続の詳細を定める。

第 269 条

- (1) 専門官は、事件を決定するに際しては、法律のみに従う義務を負う。
- (2) (1)に規定される範囲においては、上司からの業務指示を尊重する義務に関する他の法令の規定並びに職員の業務遂行に関する定期的又は随意的の査定に関する規定は、専門官に適用してはならない。
- (3) 専門官は、事件を決定するに際しては、(4)及び(5)に規定する手続に従って発出された、特許庁長官の一般的指針に規定される解釈指示に従う義務を負う。
- (4) (3)にいう一般的指針は、特許庁長官が、専門官委員会と協議の上、又は専門官委員会の要求に基づいて、発出しなければならない。
- (5) (3)にいう長官の一般的指針は、公表しなければならない。
- (6) (3)にいう長官の一般的指針は、事件を決定する際に専門官を拘束するのみであって、決定をしたこと又は命令を出したことの法的根拠として言及することはできない。
- (7) 専門官は、別途の規定に定められた原則に基づき、公務員に与えられている保護を享受する。
- (8) 専門官が事件を決定する任務を遂行する上で所属している組織単位の業務についての直接的監督は、特許庁長官又は、同長官によって権限を付与された副長官がしなければならない。業務の監督は、決定を行う過程についてはすることができない。

第 270 条

- (1) 専門官は、本人が行った宣誓に従って行動する義務を負い、その中には、特に、次の事

項が含まれる。

- (i) ポーランド共和国憲法その他の法律及び規則を遵守すること
 - (ii) 決定を行う過程において、第 269 条(3)にいう特許庁長官の一般的指針を遵守すること
 - (iii) 自己の職務を誠実に、公正に、効率的に、かつ、期限を厳守して遂行すること
 - (iv) 国家及び公務の秘密を守ること
 - (v) 特許庁において及び外部との関連において、威厳をもって振る舞うこと
- (2) 専門官は、労働組合の設立に関与すること又はその組合の組合員であることは認められない。専門官職に任命されたときは、専門官の労働組合における組合員資格は、法律の効力により、終了する。
- (3) 専門官は、特許庁長官の同意を得ないで他の職業を引き受けること、又は専門官の任務に反する若しくはそれについての信頼を損なう活動又は仕事をするることについては、許可を受けることができない。
- (4) 専門官によって決定が下された範囲内については、その専門官は、裁判所によって任命された専門官としての資格において行動することができない。
- (5) 公務を遂行している者による事業経営の制限に関する規定の内、管理職として公務を行っている公務員についての規定を専門官に適用する。
- (6) 特許庁長官から書面による正当な理由のある要請があったときは、専門官は、権限のある医師が作成し、その専門官が職位に係わる業務を継続することができる身体的及び精神的能力を有している旨を確認する診断書を、1月以内に提出する義務を負う。
- (7) 合理的な場合は、専門官は、時間給で雇用することができる。
- (8) (廃止)

第 271 条

- (1) 専門官の俸給は、その専門官が保有する地位に対して定められた基本給及びその地位での職務を継続した場合の年功手当をもって構成されるものとし、専門官が追加の職務を課せられている場合は、その職務履行に対する手当が付加される。俸給及び手当の額は、国家予算から支給を受ける組織体における複合予想平均俸給に対応する乗数を使用して決定される。
- (2) 専門官は、国家予算から支給を受ける機関の職員に対して1年に1回支払われる特別給を、別途の規定において定められている金額と条件に基づいて支給を受ける権利を有する。
- (3) 専門官、専門官補及び専門官候補者の業務における特別な成果に報いるための報奨基金を、俸給の計画基金の3%の金額で設定する。報奨基金のための控除額は、賃金基金の金額内で特許庁長官が増額することができる。
- (4) 公務員法の規定の内、就労不能のために恩給を受ける職員又は恩給付で退職する職員に対する年金及び一時払手当の付与に関する部分は、専門官に準用する。
- (5) 総理大臣は、規則をもって、専門官、専門官補及び専門官候補者の地位に対する基本給の額、並びに付与される任務の範囲及び保持する立場を考慮した年功手当及び職務手当の額を決定するための基礎としての(1)にいう基本俸給についての乗数を定める。

第 272 条

- (1) 専門官の勤務時間は、平均して1日当たり8時間、また、1週間当たり40時間を超えてはならない。

(2) 週間の業務予定表及び個々の就業日における時間の長さは、特許庁の全職員に課せられている業務の条件を考慮して定めなければならない。特許庁における非就業日は、休養休暇時間に追加される。

(3) 専門官として最低 10 年間勤務した者は 6 就業日、また、専門官としての 20 年の勤務の後には 12 就業日の特別休養休暇を取得する権利を有する。

(4) 専門官として 5 年以上の期間勤務した者は、公務員法の規定に従った条件に基づいて、特許庁長官から有給の回復休暇の付与を受けることができる。

(5) 罹病による就労不能期間については、専門官は 1 年間、別途の規定に定められている金額及び条件に基づき、俸給及び疾病手当を受領する権利を有する。

(6) (3)から(5)までは、専門官補には適用しない。

第 272 の 1 条

(1) 公務員に関する 1998 年 12 月 18 日の法律(Journal of Laws of 1999 No 49 text 483 後に改正)第 62 条及び第 69 条(3)の規定を専門官及び専門官補に準用し、専門官補には第 83 条、第 84 条及び第 87 条の規定も準用する。

(2) 1974 年 6 月 26 日の法律—労働法典(Journal of Laws of 1998, No 21 text 94 後に改正)の規定を専門官及び専門官補の雇用関係から発生し、かつ、本法及び(1)にいう規定に定められていない事件に準用する。

第 III 部 懲戒を受ける義務；専門官との雇用契約の停止及び終了

第 273 条

(1) 専門官が職責に服従しなかった場合は、その専門官は、懲戒処分を受ける義務を負う。

(2) (1)にいう事件について手続をし、決定をするために、特許庁長官は、専門官の中から、法廷を構成することができる人数の懲戒訴追人並びに専門官懲戒委員会及び専門官高等懲戒委員会の委員を任命しなければならない。

(3) (2)にいう懲戒訴追人がその事件について行動することができない場合において、必要があるときは、特許庁長官は、臨時的に懲戒訴追人の代理を任命することができる。

(4) 懲戒処分の種類は、次の通りとする。

(i) 警告

(ii) 譴責

(iii) 特許庁における執行的地位の保有禁止

(iv) 専門官としての任務の遂行禁止

(5) 本法に定められていない事項については、公務員の懲戒を受ける義務に関する規定を専門官の懲戒を受ける義務に準用する。

第 274 条

(1) 特許庁長官は、年金受給手続をするために発行された医師の診断書において又は特許庁職員の健康診断をする権限のある医師が作成し、かつ、任命されている職務についての遂行能力を喪失していることを確認した診断書において、専門官の身体的又は精神的就労不能が確認された場合は、専門官をその地位から解任しなければならない。

- (2) 特許庁長官は、次の事情において、専門官をその地位から解任することができる。
- (i) 専門官による、その地位についての辞表の提出
 - (ii) 特許庁の業務範囲の変更又は処理件数の継続的減少の結果、専門官集団の削減が必要となった場合
 - (iii) 第 270 条(6)にいう状態において、専門官が、権限のある医師が作成し、かつ、専門官が引き続き職務を遂行する身体的及び精神的能力を有している旨の診断書を提出しないこと
 - (iv) (9)第 2 文に従うことを条件として、専門官が退職年齢に達したとき。ただし、この規定は、専門官が雇用された期間によって、前記の年齢に達したときに退職年金の受給資格者となっていることを条件とする。
 - (v) 労働法典第 53 条に規定されている期間が満了したとき。この規定の対象は、専門官が、疾病、又は感染した接触伝染病のための隔離を事由として、疾病手当の受給期間より長い間欠勤した場合、及び、他の理由により病欠証明付きの欠勤をした場合である。
 - (vi) 第 266 条(2)(vi)にいう授権が失われた場合
- (3) 逮捕され、公判を待っている専門官との雇用契約は、法律の効力により停止される。
- (4) 特許庁長官は、専門官に対する懲戒又は刑事手続が開始されている場合は、その専門官の職務を一時停止させることができる。
- (5) (3)及び(4)にいう停止の場合は、該当者である専門官は、俸給の支給を受け、また、公務員法に規定されている条件に基づき、個々の権利及び恩典を享受する権利を有する。
- (6) 専門官との雇用契約は、労働法典及び別途の規定に定められている事情において、並びに次の事情が生じたときは、終了する。
- (i) ポーランド国籍を喪失した場合
 - (ii) 専門官に任務の遂行を停止させる懲罰を科す最終決定が行われた場合
 - (iii) 専門官の公的権利を剥奪し又は専門官職の保有を禁止する確定判決が出された場合
 - (iv) 宣誓することを拒絶した場合
 - (v) 故意の犯罪で有効な有罪判決を受けた場合
- (7) 解任通知書に別段の定めがある場合を除き、専門官のその地位からの解任は、当該人に解任通知書が送達されたときから効力を有する。専門官の地位から解任された職員は、雇用契約が終了するまでの期間、その資格に応じた他の業務の遂行への配属命令を受けることができる。
- (8) 専門官との雇用契約の終了は、専門官の地位からの解任が有するのと同じ効果を有するものとし、その効果は、雇用契約が終了したときから拘束力を有する。
- (9) (1)及び(2)(ii)から(iv)までにいう事情並びに専門官が辞表を提出した場合における、専門官のその地位からの解任は、(11)に従うことを条件として、雇用契約の終了又は双方合意による解除と同等とする。(2)(iv)にいう事情においては、専門官の同意が得られた場合に限り、専門官が 65 才に達する前に、その地位から解任することができる。
- (10) (11)に従うことを条件として、(2)(v)にいう事情における、専門官のその地位からの解任は、予告のない雇用契約の解除と同等とする。
- (11) 専門官のその地位からの解任は、職員が雇用契約の終了又は解除の場合に有する特別の保護に関する規定に不利な影響を与えることができない。
- (12) 専門官との雇用契約の解除に関する制限は、第 264 条(3)にいう追加の権限に対しては適用しない。期限を付さずに専門官に委任した追加権限を撤回すること、又は任命した職務

が遂行される前に追加権限を撤回することは、労働条件又は支払条件を終了させる通知と同等とする。

第 IV 部 委員会による紛争処理事件の審理

第 279 条

- (1) 紛争処理事件においては、裁定委員会(以下「委員会」という)が特許庁において行為するものとする。
- (2) 委員会は、議長及び委員会の 2 の構成員で構成される合議体によりその権限の範囲内の事件において決定を下す。複雑な事件を審理するためには、5 の構成員から成る委員会とすることができる。

第 280 条

- (1) 次に該当する特許庁職員は、議長として任命を受けることができる。
 - (i) ポーランド国籍を有し、法律業務及び市民権を取り扱う十分な能力を有すること
 - (ii) 申し分のない性格を有していること
 - (iii) 故意の犯罪で有罪判決を受けていない者
 - (iv) ポーランド共和国の大学法学部履修免状及び「法律学士」の資格を有しているか又は外国の大学であってポーランド共和国で認定されている大学履修免状を有すること
 - (v) 裁判官、法律顧問、弁護士若しくは公訴官になるための法律研修を終了した者、又は法学教授の称号若しくは法学についての博士資格を有する者、又は公共機関で 10 年間行政法の適用又は作成に係る職責を有した者
- (2) 専門官に関する規定を委員会議長に適用する。ただし、後者は、第 266 条(1)にいう実務研修を終了する義務を免除される。
- (3) 委員会の構成員は、議長の他は、紛争処理事件を裁定するために特許庁長官によって授権された専門官でなければならない。
- (4) - (5) (削除)

第 281 条

- (1) 委員会への運営支援は、特許庁の別個の組織単位によって提供される。
- (2) (1)にいう組織単位の長は、特許庁長官によって任命され、次のとおり行う。
 - (i) 非公開会議又は裁判を設定するために必要な書類ファイル又は必要に応じ他の証拠の完成を命令する。
 - (ii) 裁定合議体を任命する。
 - (iii) 同封物を含めた請求の写しを、相手当事者が応答することができるように相手当事者へ送達することを命令する。
 - (iv) 事件を審理する非公開会議又は裁判の日時を定める。
 - (v) 当事者及び裁判への参加が必要とみなされる相手方に裁判についての通知を命令する。

第 282 条 (削除)

第 IX 編 民法手続による請求の実行

第 I 部 通則

第 283 条

第 257 条に従うことを条件として、工業所有権保護の分野における民法上の請求を含む事件であって、他の機関の管轄に属さないものは、法律の一般原則に従って、民法上の手続によって決定される。

第 284 条

次の事件は、特に、法律の一般原則に従って、民法上の手続において決定される。

- (i) 創造的思想に関する創作者権の確認
- (ii) 特許、保護の権利又は登録による権利についての権利の確認
- (iii) 創造的思想の実施に対する対価
- (iv) 発明、実用新案又は回路配置について国家的目的とする実施に対する対価
- (v) 秘密発明についての特許若しくは秘密実用新案についての保護の権利を受ける権利、保護の権利又は登録による権利に係わる権利を国庫に移転することに対する補償
- (vi) 特許、保護の権利又は登録による権利の侵害(注：本文は脚注 69 にいう改正が施行されるまで拘束力を有する)
- (vi) 特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利の侵害(注：脚注 3 にいう法律の第 1 条第 26 項により改正。これはポーランドの欧州連合への加盟日に施行される)
- (vii) 発明、実用新案又は意匠を、第 71 条及び第 75 条にいう事情において実施する権利の確認
- (viii) 第三者のために商標として登録されている標章を、地方規模の事業において使用する権利の確認
- (ix) 地理的表示を使用する権利の確認
- (x) 地理的表示を使用する権利の喪失の確認
- (xi) 権利を有していない者が取得した特許、実用新案についての保護の権利、意匠又は回路配置の登録による権利の移転
- (xii) 商標についての保護の権利の、第 161 条にいう事情における移転

第 285 条

特許、補充的保護の権利、保護の権利若しくは登録による権利の所有者又は本法に基づき権利を有する者は、その権利を侵害する虞のある行為について、差止請求をすることができる。

第 286 条

裁判所は、権利侵害の決定をするときは、権利の所有者からの請求に基づき、不法に製造され又は不法に標章が付された製品及びその製造又は表示のために使用された手段であって侵害者の所有になるものの処分について決定することができる。裁判所は、特にこれらのものの市場からの排除若しくは裁定される金額での権利の所有者への引渡について、又はその廃棄について決定することができる。裁判所は、この判定において、侵害の重大さ及び第三者

の利益を勘案しなければならない。

第 286 の 1 条

(1) 侵害行為者が事業を行っているか又はその資産のある場所の裁判所であって、工業所有権の侵害に係る事件を審理する管轄裁判所は、訴訟が提起される前にも、特許若しくは補充的保護の権利又は保護の権利若しくは登録による権利の所有者によって、又は法律によりそうすることを許される当事者によって裁判所に次についての請求が提出された日から 3 日以内に、又は事件が特に複雑な場合は 7 日以内に、その請求を審理しなければならない。

(i) 証拠保全

(ii) 第 287 条(1)及び第 296 条(1)にいう請求を実行するに際しての必要に応じ、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する商品又はサービスの出所及び流通網に関する情報を提供することを侵害者に義務付けることによって請求を確保すること。ただし、これらの権利の侵害の虞が大きいことを条件とする。

(iii) 第 287 条(1)及び第 296 条(1)にいう請求を実行するに際しての必要に応じ、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する商品又はサービスの出所及び流通網に関する情報を提供することを侵害者以外の当事者に義務付けることによって請求を確保すること。ただし、これらの権利の侵害の虞が大であり、かつ、次の事項が該当し、また、これらの事業活動が直接又は間接的に利益又はその他の経済的便益を得ることを意図する場合である。(ただし、善意の顧客の活動はこれから除かれる)

(a) その当事者が、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する商品を所有していることが判明したこと、又は

(b) その当事者が、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害するサービスを利用していることが判明したこと、又は

(c) その当事者が、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する事業において利用されているサービスを提供していることが判明したこと、又は

(d) その当事者が、特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する商品の生産、製造若しくは流通又はサービスの提供に係わる者として(a)、(b)又は(c)にいう者によって表示されたこと

(2) (1) (ii)及び(iii)にいう情報の構成には、次のもの以外は排除する。

(i) 特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する商品又はサービスの生産者、製造者、流通業者、提供者及び他の前所有者並びにその商品又はサービスの見込み卸売業者又は小売業者の名称及び住所

(ii) 特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利を侵害する生産、製造、配達、受領又は発注された商品又はサービス並びに当該商品又はサービスに対して得た価格に関する情報

(3) 裁判所は、証拠を容認し又は(1)にいう請求を審理するとき、企業の秘密情報及びその他法律によって保護される秘密情報を保護しなければならない。

(4) (1) (ii)及び(iii)にいう義務は、民事訴訟法典の規定に基づいて証人として証言すること又は尋問に答えることを拒絶することができる何人についても免除することができる。

(5) (1) (iii)にいう当事者の書類の裏付のある請求があるときは、権利の所有者は、その者が情報の提供中に被った費用及び経費を報償する義務を負う。

(6) 合理的な場合は、裁判所は、保証金の供託を条件として(1)(i)にいう証拠保全に関する決定をすることができる。

(7) 裁判所は、審判を行った後に(1)(ii)及び(iii)にいう確保を決定することができる。

(8) 裁判所は、(1)にいう事件についての裁判所の決定に対する不服申立を7日以内に解決しなければならない。

(9) 証拠保全については、民事訴訟法典第733条、第742条、第744条から第746条までの規定を準用する。

第II部 発明、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置に関する請求

第287条

(1) 自己の特許を侵害された特許所有者又は法律によりそうすることを許される者は、侵害の差止、不当に取得された利益の返還、また、(過失による侵害の場合であっても)損害の回復を次のとおり侵害者に要求することができる。

(i) 法律の一般原則に従って

(ii) 発明を実施することを特許所有者の同意によって正当化された場合は支払うことになるライセンス料に対応する金額又は他の合理的な補償の金額の支払によって

(2) 特許庁は、特許の侵害に関して判断するときに、特許所有者からの請求があったときは、裁判所によって指定された方法及び範囲で、その判断を全面的に若しくは部分的に、又は判断に係る言及を公告することを決定することができる。

(3) 裁判所は、特許の侵害者の請求があり、侵害行為が故意になされたものでなかった場合に、侵害の差止又は第286条にいう判断をすれば侵害者に対して過度に厳しいものとなる筈であり、適切な金額の支払があれば所有者の利益に適正に合致する場合は、侵害者が所有者に適切な金額を支払うことを命令することができる。

第288条

(1) 特許侵害についての請求は、特許が付与された後に執行することができる。

(2) 特許侵害者の行為が善意によるものであった場合は、特許侵害についての請求は、特許庁による特許出願の公開日の翌日に始まる期間、また、それ以前に侵害者が特許所有者から特許出願の提出についての通告を受けていた場合は当該通告日に始まる期間について、執行することができる。

第289条

(1) 特許侵害についての請求の時効期間は3年とする。当該期間は、個々の侵害に関して個別に、権利の所有者が自己の特許についての侵害行為及び侵害者を知った日から開始する。ただし、如何なる場合においても、その請求は、侵害が生じた日から5年が経過したときは、時効によって無効となる。

(2) 時効期間は、特許庁に対する特許出願から特許の付与までの間は停止する。

第290条

第74条にいう権利を有する者は、権利を有さずに特許出願をした者又は特許の付与を受けた

者に対し、法律の一般原則に従い、不法に取得された利益の返還及び損害の回復を求めることができる。

第 291 条

当事者間に別段の合意がある場合を除き、特許が無効となった場合は、特許所有者が支払を受けてその権利を処分した相手である取得者、実施権者又はその他の全ての者は、法律の一般原則に従って、その支払の返済及び損害の回復を求める権利を有する。ただし、処分者は、取得者が特許が無効になる前に発明を実施して得た利益を控除することができる。利益が、求められている支払及び損害賠償額を上回っている場合は、処分者は債務を免除される。

第 291 の 1 条

第 287 条から第 291 条までの規定は、補充的保護の権利に準用する。

第 292 条

(1) 第 287 条から第 291 条までの規定は、実用新案に、また、(2)に従うことを条件として、意匠に準用する。

(2) 侵害者の行為が善意によるものであった場合は、意匠登録による権利の侵害についての請求は、その権利の付与に関する言及が公報に掲載された日の翌日に始まる期間、また、それ以前に侵害者が権利の所有者から既にされた出願についての通告を受けていた場合は当該通告日に始まる期間について、執行することができる。

第 293 条

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、第 287 条から第 291 条までの規定は、集積回路の回路配置に準用する。

(2) 侵害者の行為が善意によるものであった場合は、登録による権利の侵害についての請求は、その権利の付与に関する言及が公報に掲載された日の翌日に始まる期間、また、それ以前に侵害者が権利の所有者から既にされた出願についての通告を受けていた場合は当該通告日に始まる期間について、執行することができる。

(3) (2)は、登録による権利についての権原を有する者が、回路配置が最初に商業目的で実施されたときから 2 年以内に、その同意を得ないで当該回路配置を実施している当事者に対して、特許庁に当該回路配置の登録出願をする意思を有する旨を通告していた場合に準用する。

第 294 条

(1) 発明者は、自己の発明の実施に対する対価を求める請求を地方裁判所に行うことができる。発明者に、裁判費用の支払義務を負わせてはならない。

(2) (1)にいう事情においては、雇用から生じる請求を含む法的行為に関する民事訴訟法典の規定を準用する。

第 295 条

第 294 条の規定は、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置に係わる対価に準用する。

第 III 部 商標及び地理的表示に関する請求

第 296 条

(1) 商標についての保護の権利を侵害された者又は法律によりそうすることを許される者は、侵害の差止、不当に取得された利益の返還、また、(過失による侵害の場合にも)損害の回復を次のとおり侵害者に要求することができる。

(i) 法律の一般原則に従って

(ii) 商標を使用することを特許所有者の同意によって正当化された場合は支払うことになるライセンス料に対応する金額又は他の合理的な補償の金額の支払によって

(1a) (1)にいう請求には第 287 条(2)及び(3)の規定を準用する。

(2) 商標についての保護の権利の侵害は、次の商標を業として不法に使用することから構成される。

(i) 同一の商品に関して登録されている商標と同一の商標

(ii) 同一又は類似の商品に関して登録されている商標と同一又は類似の商標。ただし、特にその商標が登録商標と関係があると思わせる危険を含め、公衆に誤認を生じさせる虞があることを条件とする。

(iii) 如何なる種類の商品に関するものかを問わず登録されている著名な商標と同一又は類似の商標。ただし、その商標の正当な理由のない使用が、使用者に不正な利益をもたらすか、又は先の商標の識別性又は名声を害する虞があることを条件とする。

(3) (1)にいう請求は、その商標が既に付されている商品を単に販売した者に対しても執行することができる。ただし、その商品の出所が、商標についての保護の権利の所有者又は当該所有者によって商標の使用を許可されている当事者でないことを条件とする。

(4) 使用許諾者は、自己の商標によって付与された保護の権利を行使し、使用権者であって、ライセンス契約に定められている期間及び対象地域、契約によって定められている商標を使用することができる形態、並びに商標を使用できる商品の範囲又は商品の品質に関し、ライセンス契約に違反している者に対し、(1)にいう請求をすることができる。これはサブライセンスに準用される。

(5) 商標についての保護の権利の所有者は、(4)にいうサブライセンス契約の規定が破られている場合、及び契約が第 163 条(2)に違反して結ばれている場合は、使用権者又は再使用権者に対して(1)にいう請求を執行することができる。

第 297 条

(1) 偽造商標を付した製品に係わる事件において、裁判所が第 286 条に従って、その製品についての追加的処分を決定するときは、特別な事情がある場合に限り、その商標の削除をもって、その製品を流通させる上で十分であると認めることができる。

(2) (廃止)

第 298 条

侵害者の行為が善意によるものであった場合は、商標についての保護の権利の侵害についての請求は、特許庁が第 143 条に従って、出願に関する情報を公開した日の翌日に始まる期間、また、それ以前に侵害者が出願の提出についての通告を受けていた場合は当該通告日に始ま

る期間について、執行することができる。第 288 条(1)及び第 289 条の規定を準用する。

第 299 条 (削除)

第 300 条 (削除)

第 301 条

第 265 条(1)(iii)に従うことを条件として、ポーランド共和国領域における周知商標の所有者は、同一又は類似の商標が同一又は類似の商品に関して使用されることが製品の出所について公衆に誤認を生じさせる虞があるときは、その使用について差止請求をすることができる。

第 302 条

(1) 第 186 条に従うことを条件として、第 296 条から第 298 条までの規定を地理的表示に準用する。

(2) 地理的表示の登録による権利の所有者並びにそれを使用する権限のある者として登録簿に記入されている当事者は、第 296 条にいう請求をすることができる。

第 X 編 刑罰規定

第 303 条

(1) 他人の著作権を収奪した者、若しくは他人の創造的思想に係わる著作権に関して他の当事者に誤認させた者、又は前記以外の方法で、創造的思想に係わる著作権の権利を侵害した者は、罰金、自由の制限又は 1 年以下の拘禁に処する。

(2) 重大な利益又は私的利得のために(1)にいう行為を犯した者は、罰金、自由の制限又は 2 年以下の拘禁に処する。

第 304 条

(1) 特許、保護の権利又は登録による権利の付与を受ける権原を有していない者が、特許、保護の権利又は登録による権利の付与を受けるために、他人の発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路配置について出願をしたときは、罰金、自由の制限又は 2 年以下の拘禁に処する。

(2) 同じ刑罰を、他人の発明、実用新案、意匠若しくは集積回路の回路配置に関する情報を他人に漏らした者、又はそれ以外の方法で、他の当事者に特許、保護の権利若しくは登録による権利が付与されることを妨げた者に科する。

(3) (2)にいう行為を故意によらないで犯した者は、罰金刑に処する。

第 305 条

(1) 商品を販売する目的で偽造商標若しくは使用する権限のない登録商標を商品に付した者、又はそのような商標を付した商品を販売した者は、罰金、自由の制限又は 2 年以下の拘禁に処する。

(2) 軽度の行為の場合は、(1)にいう違反者は罰金刑に処する。

(3) (1)にいう違法行為を継続的收益源とした者又はその違法行為を高額商品に関して行った者は、6 月以上 5 年以下の拘禁に処する。

第 306 条

(1) 裁判所は、第 305 条(3)に規定した違法行為に対して有罪判決を下す場合は、違法行為をする目的で使用され又は使用される予定であった材料、道具及び技術的手段を国庫に没収する旨の命令を出さなければならない。当該材料、道具又は技術的手段が違法行為者の所有物でないときにも、裁判所は、それらを国庫に没収する命令を出すことができる。

(2) 裁判所は、第 305 条(1)及び(2)に規定した違法行為に対して有罪判決を下す場合は、違法行為をする目的で使用され又は使用される予定であった材料、道具及び技術的手段を国庫に没収する旨の命令を出すことができ、それらが違法行為者の所有物でないときも同様とする。

(3) (1)又は(2)にいう没収命令を出す場合は、没収命令の対象である商品の金額の如何に拘らず、行政罰法典第 195 条を準用する。

第 307 条

(1) 特許、補充的保護の権利、実用新案についての保護の権利又は意匠、集積回路の回路配

置若しくは地理的表示についての登録による権利によって保護されていない商品に、その商品が当該の保護を受けているという印象を与えることを目的とした説明又は標識を付す者は、罰金又は拘留の刑に処する。

(2) (1)にいう商品を販売した者、又はその目的で準備若しくは保管した者、又は、商品が法的保護を受けているという印象を与えることを目的とした情報を、発表、通信その他により、それが虚偽の表示であることを知りながら提供した者は、前項と同じ刑罰に処する。

第 308 条

商品が商標についての保護を受けているかのような虚偽の印象を与えることを目的とした識別的要素を添付して、商標を付した商品を販売した者は、罰金刑に処する。

第 309 条

組織的事業体の場合は、第 303 条、第 304 条、第 305 条、第 307 条及び第 308 条にいう責任は、職責の配分によって他の者の責任が含意されている場合を除き、事業体を運営又は管理している者に生じる。

第 310 条

(1) 第 303 条、第 304 条並びに第 305 条(1)及び(2)にいう違法行為を犯した者の訴追は、被害者の請求に基づいて開始しなければならない。

(2) 第 307 条及び第 308 条にいう行為を含む事件は、軽微な違法行為に関する事件に適用される手続についての規定に基づいて、決定しなければならない。

第 XI 編 実効規定についての変更並びに経過規定及び最終規定

第 I 部 実効規定の変更

第 311 条

商法典第 35 条(2)に関し、同項中の文章末尾の終止符を削除し、次の文言「及び法律—工業所有権法」を追加する。

第 312 条

民事訴訟法典に次の変更を導入する。

(1) 第 87 条について、

(a) (1)において、「法律顧問」の後に読点及び「及び工業所有権に関する事項については特許弁護士も」を追加する。

(b) (6)を追加し、その文言は次の通りとする。

「(6) 工業所有権の保護に関連する事項においては、創造的思想の創作者は、工業所有権を奨励すること及び創造的思想の創作者を支援することを定款上の業務として含んでいる組織体の代表者も代理人とすることができる。」

(2) 第 89 条(1), 第 2 文の「法律顧問」の後に読点及び「及び特許弁護士」を追加する。

(3) 第 99 条の「法律顧問」の後に読点及び「又は特許弁護士」を追加する。

(4) 第 393 の 2 条に(3)を追加し、その文言は次の通りとする。

「(3) 工業所有権事項に関連する事件においては、特許弁護士も(1)にいう代理人とすることができる。」

第 313 条

最高裁判所に関する 1984 年 9 月 20 日の法律(官報 1994 年第 13 号第 48 項, 1995 年第 34 号第 163 項; 1996 年第 77 号第 367 項; 1997 年第 75 号第 471 項, 第 98 号第 604 項, 第 106 号第 679 項, 第 124 号第 782 項, 並びに 1999 年第 75 号第 853 項及び第 110 号第 1255 項)において、第 16 条(2)中の「創造的活動に関する法律」を、「工業所有権法」に変更する。

第 314 条

最高行政裁判所に関する 1995 年 5 月 11 日の法律(官報第 74 号第 368 項, 第 104 号第 515 項; 1997 年第 75 号第 471 項, 第 106 号第 679 項, 第 114 号第 739 項, 第 144 号第 971 項; 1998 年第 162 号第 1126 項; 1999 年第 75 号第 853 項及び 2000 年第 2 号第 5 項)について、次の変更を導入する。

(1) 第 19 条中の(vi)を削除する。

(2) 第 57 条(2)は、次の通り読み替える。

「司法大臣, 公訴長官, 最高裁判所第 1 長官, 最高行政裁判所長官, オンブズマン, 労働法及び社会保険の分野に属する事件については—労働及び社会政策担当大臣, 及び工業所有権保護の分野に属する事件については—ポーランド共和国の特許庁長官は, ポーランド共和国の法律又は利益に著しく反する裁判所の判決に対して, 最高裁判所に特別審判請求をすることができる。」

第 II 部 経過規定及び最終規定

第 315 条

(1) 発明，実用新案，装飾的デザイン(工業意匠の前身)，集積回路の回路配置，商標及び合理化思想に関して付与された権利であって，本法施行時に存続しているものは，引き続きその効力を有する。この部の規定によって別段の定めがされている場合を除き，これらの権利には，従前の規定を適用する。

(2) 本法施行前に確立した法的関係は，引き続き従前の規定によって支配される。

(3) 特許，保護の権利，登録による権利の付与を受けるための法定要件は，発明，実用新案，商標又は集積回路の回路配置に関する出願が特許庁にされた日に有効であった規定に基づいて査定される。ただし，第 37 条(2)の規定は，本法施行日に係属していた特許及び実用新案の出願に適用する。

第 316 条

(1) 装飾的デザインに関する出願であって，本法施行日前に出願され，本法施行日に係属していたものは，意匠出願であるとみなす。

(2) 秘密発明に関する特許出願又は秘密実用新案についての保護の権利の付与を求める出願であって，本法施行日前に出願され，本法施行日に係属していたものは，優先権を主張する目的でされた出願であるとみなす。

(3) 実用新案について追加の保護の権利の付与を求める出願であって，本法施行日前に出願され，本法施行日に係属していたものは，保護の権利を取得するためにされた出願であるとみなす。

(4) 本法施行日以後，発明，実用新案，意匠，商標及び集積回路の回路配置に関する出願は，本法の規定に基づいて処理する。

(5) 団体商標についての従前の登録簿は，商標登録簿についての独立した完全な記録簿であるとみなす。

第 317 条

第 318 条及び第 319 条に従うことを条件として，特許庁に対する紛争処理手続及び特許庁の審判部に対する手続であって，本法の施行日前に提起され，施行日に係属していたものは，本法施行日以後，本法の規定に基づいて行われる。

第 318 条

(1) 特許庁が従前の規定に基づいて行っていた，第 255 条にいう事件についての紛争処理手続は，引き続き紛争処理部において行われる。

(2) 従前の規定に基づいて行われていた，第 255 条にいう事件についての紛争処理部における手続は，最高行政裁判所が継承する。

(3) 審判部が行政手続として従前の規定に基づいて審理していた審判請求及び不服申立は，特許庁が継承し，事件の再審理に適用される手続において，審判部が審理する。

(4) 従前の規定に基づく紛争処理手続によって特許庁及び審判部が決定する事件についての手続であって，本法の下では特許庁の権限範囲内にはないものは，停止される。決定を求める

請求について既に納付されている手数料及び、審判部によって審理される事件に関しては、その審判請求手数料も返還される。

第 319 条

商標の不使用を事由として、商標登録による権利を失効させる決定を求めた事件は、紛争処理部に付託され、また、特許庁の決定に対する不服申立としての、その決定に対する審判請求は、最高行政裁判所に移送される。

第 320 条

第 318 条(2) 及び第 319 条に従って最高行政裁判所に移送された審判請求及び不服申立については、第 318 条(4) 第 2 文の規定を準用する。

第 321 条

特別審判請求の結果下された最高裁判所の判決は、それを執行するために、法律の規定に従って管轄当局に通達される。

第 322 条 (削除)

第 323 条

(1) 本法の施行日に従前の規定に基づいて、特許庁長官から、第 261 条(2) (ii) 及び(iii) にいう事項について決定すること並びに登録簿に記入することについて権限を付与されていた特許庁の職員は、本法の施行日から 3 年間及び本法に規定されている範囲において、決定する権限を付与される。ただし、必要なときは、特許庁長官は、付与された権限の範囲を変更することができる。

(2) (1) にいう職員を対象として、任命することによって確立されている雇用関係は、本法の施行により、期限についての限定のない雇用契約に基づく雇用関係に変更される。

(3) (1) にいう職員に対する決定する権限の付与は、本法の施行日から 3 年が経過したときは、その職員が試験に合格していることを条件としなければならない。第 267 条(3) 及び(4) の規定を準用する。

(4) (3) に基づいて要求されている試験に合格した者は、専門官補としての見習期間を勤める義務を免除され、専門官への昇進が認められる。

第 324 条

本法に別段の定めがある場合を除き、国家予算から資金の供給を受ける機関に適用する俸給設定のための規定は、公務員団の構成員に適用されるものであり、特許庁の専門官及び専門官補について、その俸給及び補充限度の決定について準用する。

第 325 条

(1) 法人格を有していない事業体の場合は、特許、保護の権利又は登録による権利は、その事業体が構成員となっている法人又は自らその事業体を運営している自然人に限り、その付与を受けることができる。

(2) 国庫に属する権利は、所与の権利の対象である個々の国庫財産を管理する管轄の政府機関又は国の組織単位が、その名義で行使する。

第 326 条

次の法律及び条文は廃止する。

(1) 1972 年 10 月 19 日の発明活動に関する法律(官報 1993 年第 26 号第 117 項 ; 1997 年第 88 号第 554 項及び第 121 号第 770 項)

(2) 1985 年 1 月 31 日の商標法(官報第 5 号第 17 項 ; 1989 年第 35 号第 192 項 ; 1993 年第 10 号第 46 項 ; 1994 年第 74 号第 331 項及び 1997 年第 88 号第 554 項)

(3) 1992 年 10 月 30 日の集積回路の回路配置の保護に関する法律(官報第 100 号第 498 項, 1997 年第 88 号第 554 項及び第 121 号第 770 項)

(4) 1962 年 5 月 31 日のポーランド共和国特許庁に関する法律(官報 1993 年第 26 号第 118 項)

(5) 創造的活動に関する法律及びポーランド共和国特許庁に関する法律を改正する、1992 年 10 月 30 日の法律の中の第 5 条から第 7 条までの規定(官報 1993 年第 4 号第 14 項)

第 327 条

本法は、その公布から 3 月が経過したときから施行する。

2004 年 1 月 23 日の法律に基づく経過規定

第 2 条

審判部で開始され本法の施行日に係属中の特許庁に対する手続は、本法に規定された解釈で第 1 条にいう法律の規定に基づいて継続する。

第 3 条

本法の施行日に開始され係属中の特許庁に対する紛争処理手続は、本法に規定された解釈で第 1 条にいう法律の規定に基づいて継続する。

第 4 条

第 1 条にいう法律の第 271 条(4)及び第 282 条(3)にいう規則の施行までは、本法に規定された解釈で従前の規定が有効に存続する。

第 5 条

本法に規定された解釈での第 1 条にいう法律の規定を、本法の施行前に採用された専門官、専門官補及び研修員に適用する。

法律—産業財産法—を改正する 2007 年 6 月 29 日の法律に基づく経過規定

第 3 条

ポーランド共和国特許庁の審判部(創造的活動に関する 1972 年 10 月 19 日の法律(官報 1993 年第 26 号本文 117 並びに 1997 年第 88 号本文 554 及び第 121 号本文 770)第 115 条(2)(i)による創設)が

最終判決を出した事件においては、関連する手続の適用を処理中の特許庁は、本法の施行日から担当する。

第4条

2004年5月1日前に出願され、共同体商標に関する1993年12月20日の理事会規則(EC)第40/94号(OJ EC L11 of 14 January 1994, p.1, 後に改正; OJ EC Special Polish edition, chapter 17, t.1, p.146, 後に改正)第108条及び第109条に基づいてなされた共同体商標出願又は共同体商標登録の転換から生じる商標出願は、出願日として2004年5月1日の日を、及び同日に従って決定される保護の権利の取得のための優先権をポーランド共和国領域において享受する。

第5条

第1条にいう法律の第33条(3)及び(4)の規定は、本法において採択された用語において、本法の施行日前になされ係属中の特許及び実用新案の出願にも適用される。

第6条

第1条にいう法律の第106条(1)の規定は、本法において採択された用語において、本法の施行日前に付与された意匠の登録による権利にも適用される。

第7条

- (1) 本法の施行日前に開始され継続している特許庁に対する紛争処理手続においては、事件は従前の法律の規定に従って構成された合議体による裁定委員会によって審理される。
- (2) その活動が工業所有権の取扱を含む公共組織体の代表者であって(1)にいう紛争処理手続において決定をするために任命された者は、従前の法律に基づいて規定された権利を享受する。

第8条

本法第1条にいう法律の第230条によって採択された施行規定は、第1条にいう法律の第230条によって採択された新たな施行規則の施行日まで、本法において採択された用語において、有効に存続する。